

日本と中国の保育の違いから見える 両国の文化について

岸川 菜々美 村山 枝里
中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

現在多くの子どもが保育施設に通っている。日本の保育施設は教育を中心とした施設や保育を中心とした施設があり、それぞれ保育制度や子ども達の生活状況も異なっている。近年、働く親の実情に合わせて、この差異を是正する為に「幼保一元化」という両方の機能を活かした施設が誕生しており、日本の保育は徐々に進化してきている。一方、日本の隣国である中国の保育制度に注目すると、日本とは全く異なる保育が見えてくる。中国では急激な人口爆発への対策として「一人っ子政策」が行われているが、この政策の為に親が子どもに対して過保護になり過ぎていることが問題となっている。また、女子が生まれた場合には戸籍に入れないという「闇っ子」問題も出てきており、結果として男子の割合が女子に比べて高い現状となっている。このような社会問題がある中、中国の保育は日本と比べてどのような違いがあるのだろうか。そこで、本研究では政治体制や文化などを取り上げて両国を比較することにより、それぞれの国において受け継がれている「文化」について考察していく。

1 章 日本の保育について

日本の保育施設には教育センターの幼稚園と保育センターの保育所があり、それぞれ保育内容や人数および保育時間などに違いがある。保育所の中には設置基準をクリアして都道府県知事から認可を受けた認可保育所と認可を受けていない認可外保育所があり、同じ保育所でも保育料など様々な違いがある。このように、幼稚園と保育所の違いが多くある中で近年「幼保一元化」の試みが始まり、2006年10月1日から認定こども園が開始された。この認定こども園は幼稚園の教育的要素と保育所での保育的要素の両施設の機能を合わせ持っており、一見、保護者と施設に魅力であるように思われる。しかし、実際には免許や資格の問題や勤務時間の問題などこれから解決すべき点が多くあることも事実である。

一方、両施設で共通する部分としては、日本の伝統的な行事への積極的な取り組みである。このような行事への取り組みは、子ども達にも日本の伝統に触れてもらい受け継いでもらいたいという願いで行われているのである。そこで、この章では日本における保育の様々な差異および共通部分の理解の為、日本の保育制度と保育施設での実際の生活について述べていく。

1.1 節 日本の保育制度

日本の保育施設には主に幼稚園と保育所がある。幼稚園は学校教育法に基づく学校であり文部科学省の管轄下に置かれ、対象児年齢は満3歳以上から小学校就学までとされ、教育時間は1日4時間、保育者1人に対して児童数は35人以下と定められている。幼稚園は幼稚園教育要領を基に健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域が保育の目標として示されている。

保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、厚生労働省の管轄下に置かれている。対象児年齢は0歳～満18歳未満とされ、保育時間は1日8時間であり、定員は原則として60人以内である。また、保育者1人に対して乳児は3人以内、満1歳から3歳未満は6人以内、満3歳から4歳未満は20人以内、満4歳以上は30人以内と定められている。保育所は保育所保育指針に幼稚園教育要領の5

領域に加えて「情緒の安定を図る」を目標として示され、「保育に欠ける」乳幼児を日中保護者に代わって保育することを目的とする施設である。そして、保育所は認可保育所と認可外保育所に別けられており、認可保育所とは国が定めた上記のような設置基準をクリアして都道府県知事に認可された施設であり、大幅な公的資金補助があるため保育料は比較的安く利用することが出来る。これに対して、認可外保育所とは国および都道府県の許可・認証を受けていない保育施設であり、ベビーホテルや保育士が規定人数を満たさない施設や深夜に開かれている施設などが含まれる。公的扶助は殆ど無く、保育所と同様に利用した場合保育料は比較的高くなっている。

幼稚園と保育所はどちらも教育と保育が含まれているという点から戦前より議論されてきた両施設を一体化すべきであるという「幼保一元化論」が再び主張され、その試みが始まっている。

1.2 節 認定こども園について

認定こども園とは、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けた園のことをいう。幼稚園の機能と保育所の機能を兼ね備えている為に保護者が働いている・いないに拘わらず利用することが可能であり、教育・保育を一体的に行い、全ての子育て家庭を対象とした子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行っている。認定こども園には幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプに分けられ、幼保連携型は認可幼稚園と認可保育所とが一体的な運営を行って機能を果たし、幼稚園型は認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育所の役割を担い、保育所型は認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れて幼稚園の役割を担い、地方裁量型は認可外施設が認定こども園として必要な機能を果たしている。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはない。

職員の配置は、0歳～2歳児については保育所と同様の体制であるから保育士資格が必要になっており、3歳～5歳児については学級担任を配置するため幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児には保育士資格の保有者を原則としている。このように幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいとされているが、どちらかの資格しか有していない者を排除することがないような配慮も成されている。

現代では少子化がメディアでも問題になっており、それに加えて仕事を持つ母親の増加も話題となっている。保育時間が短い幼稚園では母親にとって都合が悪く、その為、幼稚園に入園を希望する子どもが減少している反面、保育所は保育に欠ける子どもを預ける施設であり、仕事を持つ母親が増加するに連れて入園希望は減少するどころか増加してきている。しかし、保育所に子どもを預けている親もできれば幼児教育を受けさせたいという願いがあり、このような幼保一元化体制の認定こども園は親にとっては好都合なものになっている。そして、入園希望者が減少してきている幼稚園でも保育所と合体することによって仕事を持つ母親の子どもも入園することができる為、認定こども園はとても良いものになっている。幼稚園と保育所との連携で保育料や保育時間・勤務条件・設置基準など問題になっている点も多くあるが、これから出てくる制度が「子どもを第一に考えた」制度で保護者にも分かり易くなることが強く望まれる。

1.3 節 日本の保育施設での生活

幼稚園と保育園では集団生活の中で幼児は信頼関係を築いたり、自己主張やけんかをするなどで相手にも思いがあることが分かり、次第にお互いを思いやり認め合うようになる大切な場である。このような発達には保育者が遊びの中で自然に身に付くようにねらいや目標を決め幼児に促している。

幼稚園と保育園は現状において園生活に然程違いはないが、保育園では保育時間が長い為、より家庭に近い雰囲気の中で生活できるように昼食後に昼寝を行い休息をとるよう配慮し、幼児にとっ

ての「生活の場」という役割を担っているのに対し、幼稚園では保育時間が短い為、保育は家庭で行うことを前提とし、主に「教育の場」という役割を担っている。また、日本の保育施設は伝統的な行事を大切にする傾向が強く、多くの保育施設では春はひな祭り、夏は七夕、秋は運動会、冬はお餅つき・節分など日々の生活の中に様々な伝統に基づいた行事を取り入れている。例えば、福岡県ではどんたくに幼稚園や保育園が参加し、また秋田県では節分やお餅つきの時に「なまはげ」が登場し、北海道では運動会などにソーラン節を取り入れ、徳島県では阿波踊りを練習してお祭りに参加しているなど各都道府県ではその地域の祭りや行事に保育施設も参加している。

2 章 中国の保育について

1990年の世界子どもサミットに参加した中国政府は、翌91年「子どもの生存・保護と発達に関する世界宣言」、「同行動計画」へ署名し、国内における大規模な子どもの発達状況調査を踏まえ「90年代中国子どもの発達計画綱要」を公布した。また、これと同時に「子どもの権利条約」にも加盟した。中国では既に80年代からの一人っ子政策の下で、親への啓蒙宣伝活動に末端の行政組織や住民組織が大々的に取り組んできたが、90年代には更に「優れた子どもに生み・育て・教える“三優プロジェクト”」が実施されている。そこでは親教育に重点が置かれ、婚前・妊娠出産・育児期の親を対象とする教育活動が展開されている。

現在、中国政府は「中国児童発達綱要（2001～2010年）」を制定し、次の10年間にも子どもの権利全般の実現に向けて生涯発達の基礎固めの観点からの努力を継続しようとしている。

2.1 節 中国の保育制度

中国における保育の構造体系は、日本のように保育所と幼稚園が平行する二本立てではなく、託児所と幼稚園とが縦列に並んでいる。従って、中国で言われる幼稚園は日本の保育所と幼稚園の両方の意味を含んでおり、託児所では0歳～3歳の子どもを預かり、幼稚園では3歳～6歳の子どもを預かる。但し、中国の託児所と日本の保育所はいずれも厚生労働省（中国では衛生部と呼ぶ）、幼稚園は文部科学省（中国では教育部と呼ぶ）に属していることに関しては共通している。

中国では0～6歳の教育は包括的に「学前教育」と呼ばれ、「幼児教育」は3～6歳までの幼児園教育を指すのが通常である。最近では0～3歳の教育を「早期教育」と称するようになっている。

日本と中国の幼稚園の違い

	日本	中国
備える部屋	保育室、遊戯室、職員室	保育室、遊戯室
保育室の大きさ	幼児4人につき3.3㎡	幼児5人につき約6㎡
保育時間	1日5時間	1日4時間
保育年齢	3歳～小学校前	3歳～7歳

保育のあり方として、日本で幼保一元化が進められているのに対し、中国では子どもを社会の場において育てるべきという考え方と女性（母親）が男性と同じように社会で活躍できるように支援する仕組みが必要であるという二つの考え方から託児所と幼稚園が設けられ、両方とも一日保育が行われている。最近、中国では早期教育が重視され、特に0歳児から教育が始まるという考え方が目立ってきている為、幼稚園が託児所を吸収し、0歳～6歳まで保育する「托幼一体化」という考えもある。2001年に発表された「幼稚園教育指導綱要」によれば、近い将来中国の幼児園は0～6歳の乳幼児の為の保育・教育の総合的な機関に変わる見込みである。

現在、託幼機関では現地の需要に合わせて、全日制・寄宿制・半日制・季節制が導入され、託児所には健康・生活面のケアをする保育員、幼児園には保育員に加えて子どもの教育を担当する

師範学校卒業の教養員（教師）が配置されている。保育員は理想的には衛生関係の専門教育を受けた人材が採用されるべきであるが、以前は、子育てを終えた無資格の中高年女性が担当することが多く、待遇面で教養員よりも低い位置であった。

2.2 節 一人っ子政策

中国では12億8000万人という世界最大の人口を抱えており、その中で中国政府は1979年から一人っ子政策という人口抑制政策を行った。元々、中国では伝統的に「多子多福」、つまり、子沢山が福をもたらすという考えがあり、加えて、「人口＝国力」という考えが一般的であった。それゆえ、人口抑制策の提言を退け、生産力の発展には人口は多ければ多いほど良いという「人口資本説」を打ち出し、多産を奨励した為に人口が爆発的に増加したのである。その為、50年代の総人口は5億人程度であったが、60年代後半には総人口が8億人に達した。しかし、1970年代に入り、過剰な人口が国の発展の妨げになるとして晩婚と少子を奨励するようになった。そこで強力な「一人っ子政策」の実施に踏み込んだ。しかし、決まった法律はなく、国の指導に従って各地方が具体的な政策を決め実施していた。

都市部の一人っ子家庭には「7優先」といわれる保育・入学・医療・就職・進学・都市住宅・農村宅地用地配分を受けることができる優遇や特典が与えられるが、2人目を産んだ場合は出産費・産休期間の賃金カット、多子女費や超過子女撫育費という罰金が徴収されるなどの罰則が課せられた。その罰金は「8万元」という一般人の給料80ヶ月分と法外な罰金が課せられることになり、また、2人目を考える夫婦に対しては地域の党幹部などが厳しく指導するなどの方法がとられている。そして、少数民族や子どもを労働力としている農村地域では1人目が女の子の場合、2人目を持つことが認められている為、この一人っ子政策は中国国内で一律に「一人っ子」としている訳ではない。

こうして70年代まで5人から6人の水準であった合計特殊出生率は70年代に半ば強制的な一人っ子政策が強力に実施され、92年ついに1.84人までに低下した。この政策で人口を抑制するという点では成功したが、一人っ子政策がもたらした問題も多く存在する。例えば、人口の高齢化であり、2030年頃には65歳以上の老年人口が15%になる高齢化社会の急激な到来が予想される。また、妊娠した時に性別判定を行い、男児であれば出産、女児であれば人工流産という選択流産が行われていることも問題となっている。このことは男女比の不均衡を誘っており、出生男女比は国際的基準で106:100が正常とされているが、中国人口統計年鑑によると、女100に対して以下のように女児に対して男児の割合が多くなっている。そして、農村部での伝統的な男子選好は、女子の間引き・捨て子などの人権問題・嫁不足などをもたらしている。これらに関連して女児が生まれた場合は出生届を出さないことや男児でも第2子の場合、出産しても戸籍に入れないといった「闇っ子（黒孩子）」問題がある。これは中国政府の視点による言葉であるが、その数は3千万～4千万人に達すると言われている。そして、この闇っ子は両親が届け出ないことで教育や医療などの行政サービスを受けることができない。更に、一人っ子に対する過保護も問題となっており、2人の親と4人の祖父母が一人の子どもに過保護に走り、十分過ぎる衣食や教育を施す傾向が見られると指摘されている。このような家庭環境で育った子供は「小皇帝」と皮肉を込めて呼ばれている。

出生男女比：女児100に対する男児の割合

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
117.25	118.89	118.78	119.41	121.06	117.25

このような中、「計画出産」を厳格に守り高齢期に入った夫婦に対して奨励扶助金を支給する制度の試行が2004年から一部の地域で開始されている。この制度は計画出産を「多産処罰」的なものから「少生奨励」的なものへの転換を計るものであり、また、農村で整備されていない年金制度を補完すること、つまり、農村部での高齢者の扶養機能の社会化を目的としていることが考え

られる。

2.3 節 中国の保育施設での生活

中国では子どもを賢く育てたい、天才児に育てたいという願いから英才教育に熱心に取り組んでいる親が多く存在している為、中国の幼稚園は遊びではなく勉強が行われている。

中国での園スケジュール

7:30～ 8:00	8:00～ 8:30	8:30～ 12:00	12:00～ 12:40	12:40～ 15:00	15:00～ 16:30	16:30～ 17:00	17:00
登園・体操	朝食	勉強	昼食	午睡	勉強	夕食	降園

幼稚園での一日の流れは、まず夫婦共働きが一般的な中国では親達が出社する前に子どもを幼稚園に入れる必要がある為に朝7時半に登園をする。そして、体操の後に朝食を食べ、それが終わると早速勉強に入る。勉強はきちんとしたカリキュラムに従い、「言語」(唐詩の暗唱、識字など)・「科学」(数の計算、実験など)・「芸術」(美術、造形、音楽など)・「英語」の4分野について綿密に勉強項目が設けられている。そして、日本と同じように昼食を食べた後は午睡を行う。午睡では日本のように畳の上で並んで寝るのではなく、それぞれ指定された自分専用のベッドが用意されている。また、午睡が終わってからはモンテソリー教室や英語教室、ピアノ教室、ドラム教室などのお稽古を希望に沿って行い、そして、保護者の仕事が終わる夕方5時以降に幼稚園での一日が終わるのである。

中国の幼稚園でも日本のように遠足や運動会、学芸会などを行っている園が多く、遠足では日頃仕事をしている保護者も都合を合わせて参加しているが、日本のように弁当は手作りではなく支給される。そして、学芸会では日頃勉強している英語で劇を行ったり、ダンスを踊ったりして勉強の成果を発表している。このように、幼稚園だけで行われる行事には日本と同様に保護者も子どもも楽しんで参加しているが、幼稚園の地域に住んでいる人々と共に行事を行うという傾向は中国ではあまり見られない。また、80年代に積極的に取り組まれた室内のコーナー保育や戸外での自由遊びを必ず一定時間確保する教育プログラムによって保育の内容は一新され、近年ではモンテッソーリ教育などの感覚統合訓練を一部に取り入れる園もあれば、子どもの興味に基づいて展開するテーマ活動、例えば、昆虫の世界・海底の生物・恐竜・宇宙・孫悟空の劇遊びなどを行う園、レッジョ・エミリア式(芸術教育)に一層豊富な素材を用いて子どもが創造力を発揮できるよう配慮する園など日本が注目している教育にも力をいれている。よって、近年の保育の内容は遊びと活動や若干の課業から構成される生彩のある大胆かつきめ細かなものへと更に進化していると言える。余談的ではあるが、中国ではこのような早期教育に伴い、日本より早くオムツを使わなくなる為、オムツを使わなくて良いようにお尻に穴の空いたズボンを使用するなどの工夫も行われている。

2001年、新たに制定された「幼稚園教育指導綱要」では遊びの中でも子どもの現有的発達水準に適しながら挑戦することが出来、現実の必要に沿いながらも長期的な発達に繋がり、興味に即しながらも経験・視野を広げる活動の大切さを強調する教育を目指している為に上記のような内容を生活に取り入れている。

3 章 両国の比較

日本と中国は同じアジアの近隣国であるが、政治体制や文化など様々な違いがある。しかし、両国の女性の労働環境はそれ程大きな違いは見られず、また、働く親が増えたことで親子関係が希薄化していることが両国において問題視されている。そこで、この章では両国の女性・育児・

文化を取り上げ、比較することにより、それぞれの国の女性の労働環境や育児習慣および保育を通して両国が大切に受け継いできた文化について述べていくことにする。

3.1 節 女性の労働環境の比較

日本では一昔前まで女性は結婚、または、子どもが生まれると仕事を辞め、家庭に入り、家事や育児に専念するというのが一般的な女性の生き方であった。しかし、経済のソフト化・サービス化が進んだ1980年代以降、結婚しても子どもが生まれても働き続ける女性や一旦家庭に入っても子どもが手を離れるようになると再び働き始める女性も増えてきた。その結果、1984年にはじめて働く主婦の数が専業主婦の数を上回った。その後、この傾向がますます加速し、2000年には専業主婦1,739万人に対して女性雇用者は2,140万人となり、働く主婦が多数派になったのである。そして、「女性は結婚をしたら仕事を辞める」というのは時代遅れの認識となった。しかし、女性労働者は増加してきたが、女性は男性と同じように働いている訳ではない。男性は学卒後就職し、その後は継続して働くことから30歳位までは年と共に労働率が上がり、その後は同じ水準を維持して高齢期になって低くなるという一山型になる。しかし、女性の場合は出産や育児期に仕事を辞めて家庭に入り、子供が大きくなってから再び働くというパターンが殆どであり、労働力率のピークが2つのM字型就業形態になると言われてきた。先進工業国では技術革新・サービス経済化・経済のグローバル化などが進行し、労働力の女性化という現象が進んだ結果、1980年代には殆どの国で女性の働き方も男性と同様な一山型へと移行している。

日本は家事・育児など仕事は女性の役割であるとする性別分業が際立って強い国である。一方、中国では女性の労働権利があり、女性の労働力を保障する為に中国関係部門は「労働法」などの関係法律を一貫して積極的に実行し、従業員募集における性別差別を禁止することや男女収入の差を縮小することなどの政策が採られている。そして、女性社員特別労働保護規定を労働契約と総合契約に入れさせ、女性社員の生理期・妊娠期・出産期・保育期、それらのいわゆる「四期」にも仕事を確保しておくという配慮もされている。しかし、このように法的には男女の平等を保障しているが、実際には人々の意識はいまだ旧弊から抜けきらず「男尊女卑」の思想が根強いことも事実である。特に、中国の女子大学生は就職活動を通じて「女性は弱者だ」という意識を持つようになってきた。「専業主婦」というのはこうした状況が生み出した産物であり、以前ならば中国では考えられなかった「専業主婦」が女性の選択肢のひとつとして浮上してきたのである。

3.2 節 両国の育児習慣

日本では子どもを育てる為に産休や育休の政策が取り入れられ、子どもを持つ親を対象に様々な子育て支援の取り組みが行われている。例えば、産休であり、これは出産の為に休暇で労働基準法65条によって産前6週間以上と産後8週間を経過しない女性を就業させてはならないと定められている。他にも育児休業があり、これは子どもを養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業であり、男女問わず子どもが1歳に達するまでの間取得することができる。また、日本では地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る為、子育て支援の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供、ならびに、家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした子育て支援センター（平成5年度に事業が創設され、新エンゼルプラン等に基づき箇所数を増やしてきた結果、10年後の平成15年度には全国、約2,500箇所を実施されています。）が設けられている。

一方、中国では子どもが産まれると生後6カ月から1〜2歳頃までは産休・育児休暇（産休は出産前15日、出産後75日）を利用して仕事に復帰していくことは日本とあまり変わらないが、その後

は祖父母4人が子どもの面倒を見る為に病児保育などは必要が無く、よって、中国は日本のように子育て支援という制度は少ないのが現状である。

3.3 節 両国の受け継がれている文化

日本で受け継がれている代表的な音楽文化の一つに和太鼓がある。日本における太鼓の歴史は非常に古く、縄文時代に既に情報伝達的手段として利用されていたと言われており、「日本神話」の「天岩戸」の場面でも桶を伏せて音を鳴らしたり、時刻を知らせる為にも使用されていたと伝えられている。また、人間の生命の根元である「心臓」の鼓動に太鼓の鼓動が「シンクロ」することによって自らを鼓舞する性質があるという説があり、多くの人が親しみやすい音楽とされている。更に、日本舞踊も古くから伝わる音楽であり、日本の伝統的な歌や音楽に合わせてすり足などで舞台を回る「舞」、足を踏み鳴らしリズムに乗った手振り・身振りをする「踊」を組み合わせたものである。日本舞踊は200を超える流派があり、長期に渡り受け継がれてきた日本の伝統文化である。

一方、中国では伝統的な文化に「中国舞踊」、そして、伝統的な楽器として「二胡」がある。中国舞踊は大きく「各民族舞踊」と「古典舞踊」の2つに分類され、各民族舞踊とは大自然への感謝および崇拝の心から生まれるものである。中国には56の民族があり、環境・風俗・言葉・習慣はそれぞれ異なっており、それゆえ、各民族それぞれ違った特徴を持っている。

古典舞踊は古代の伝統舞踊と戯曲芸術から発展したもので、戯曲の表現形成（步伐・身段・武打・筋斗）を吸収して、また、バレエのトレーニングを参考にして、2つのものを組み合わせて規範性・公式性・厳正なトレーニングシステムを持っている。その大きな特徴は「身法」と「韵律」であり、「身法」は形など対外的なものであり、「韵律」は神気という体内的なものであり、古典舞踊ではこれらが不可欠な要素となっている。「古典」というのは古代の歴史性と伝統文化性に対する尊敬を含めた評価で典型的・代表的なものであり、この古典的舞踊では物語が多く表現されている。また、中国の伝統楽器「二胡」とは擦弦楽器の一種であり、2本の弦を間に挟んだ弓で弾くものである。原型楽器は唐代から宋代にシルクロードを経由して西方より伝来したとされている。その後、改良を重ねられ、現代普及されている形は1950年代から80年代頃に出来上がったものが基本となっている。

このように、両国には大切に受け継がれている文化があり、これらを守り続けていく為、楽器に触れ、舞踊で気持ちを表現する保育が保育施設で今日取り入れられるようになっている。

まとめ

これまでに述べたように日本と中国には多くの違いがある。女性の社会進出や保育に関しては、中国における女性の労働権利や出世の為の早期教育、日本におけるM字型就労形態や子育て支援等である。また、その違いの中から両国の問題点も見受けられ、確かに両国共にその問題点を改善するべく様々な政策や法律が考えられているが、解決までには未だ時間を要する状況である。一方、日本と中国の保育を比較することにより見えてくる両国の共通点としては、昔からある踊りや楽器などの文化を保育施設で子ども達に教えている等、次世代に伝統文化を受け継いでいく為に様々な保育施設で幼少時代から文化に触れることを大切にしていることである。すなわち、保育には違いが見られるものの、両国共に自国の文化を守り続ける心は同じなのである。しかしながら、現代では次第に文化への意識が希薄化してきている為、私たち一人一人も伝統文化を大切に、次の世代を担う子ども達へ伝えていくことが重要である。

崩れかけているわれらの地球

塩野 智世 軸丸 未佳子
中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

世界各国では地球環境問題が深刻な問題となっている。我が国でも戦後の高度成長期において産業活動による大気汚染や水質汚濁等の公害の発生と共に、国土の乱開発による自然破壊が大きな問題となった。これらの問題へ対応すべく、1967年に「公害対策基本法」や1972年に「自然環境保全法」等が制定され、監視体制の整備を始めとした施策の推進や公害防止への投資・技術開発等の努力により、これまで少しずつではあるが着実に成果を上げてきた。しかしながら、近年の飛躍的な産業の発達により、地球温暖化やオゾン層破壊および酸性雨等、地域レベルの公害問題から地球規模の環境問題が顕在化してきている。21世紀は「環境の世紀」と言われており、美しい自然を始とした豊かな環境を将来の世代に伝えていく為、地域温暖化対策を始めとした地球環境問題に積極的に取り組み、環境施策を総合的に推進することが今人類に求められている。地球環境問題は今や「理論上の問題」ではなく、「現実に行っている問題」となっているのである。そこで、本研究では世界各国および国内での環境問題に対して、地球を守る為に今後必要となる取り組みおよび現状について考察していく。

1 章 環境問題を知る

この章では現在問題となっている環境問題についてより深く知る為、これまでの世界的な背景や環境問題を引き起こしている原因物質について説明していく。また、それらが私たち人類や生物にどのような影響を与えているか、それらに対して世界各国はどのような取り組みをしているのかなどを詳しく述べていく。

1.1 節 現在問題となっている主な環境問題

環境問題とは、人類が何らかの活動を行った結果、周囲の環境の変化によって発生した問題の総称である。では、環境問題とは一体いつの時代から取り上げられるようになったのか。

人間の活動が自然に影響を与えていると世の中に広めたのは、レイチェル・カーソンの「沈黙の春」(1962)だと言われている。この書籍は、DDT(1938年に米国で開発された有機塩素系殺虫剤)の全面禁止などを訴えたもので、これがきっかけとなり1972年にはローマクラブが「成長の限界」という報告書を出版した。その後、酸性雨や地球温暖化などの全地球規模の環境変化が顕著になっていくにつれ、人々の環境への関心は高まっていったのである。日本では、環境問題が広まる以前におもに産業活動に起因する公害という概念があった。この概念に自然環境への汚染が加わって「環境汚染」となり、その後地球環境問題が加わって「環境問題」と考えるようになったのである。

近年、世界各国のメディアで取り上げられている環境問題には、おもに次のようなものが挙げられる。大気汚染、オゾン層破壊、森林破壊、水質汚染、環境破壊、異常気象などである。誰もが一度は聞いた事のある問題だと思うが、人々はこれらの問題についてどのくらいの知識を持っているだろうか。21世紀を迎えた現在、世界各国は高い生産力を実現し、文化的な生活を保つことができた。しかし、その分自然環境を利用することが多くなり、自然に多大な負担をかけていることも事実である。人間が楽に暮していけるようにと便利なものを生産するその裏で、自然は少しずつ消え、それは人類の生活を脅かす結果を招いてしまっているのである。

従って、私たちはこれらの環境問題について正しい知識を身に付け、自分たちの故郷である地球のことをより深く理解していかななくてはならないのである。

1.2 節 環境問題を引き起こす様々な原因

環境問題はどのようにして引き起こされているのだろうか。地球に悪影響を及ぼす物質は多くあるが有名な物質では、二酸化炭素やフロンガス、光化学オキシダントなどである。以下、これらの物質はどのようにして生み出されているかについて述べていく。

一つ目は二酸化炭素である。二酸化炭素は私たち人間が呼吸をするときに吐き出されている物質でもあり、石油や石炭など化石燃料の燃焼などによって排出されている。その排出された二酸化炭素許容濃度は低く、0.5%と言われている。しかし、たった0.5%二酸化炭素濃度が上昇するだけで人間は意識不明となり、さらに30%以上になるとその場に人類は生息することはできない。二酸化炭素が危険だと感じて生活している人は殆どいないと思うが、この二酸化炭素は地球温暖化に影響を及ぼす温室効果ガスの一つだということを覚えておく必要がある。

二つ目の物質は光化学オキシダントである。自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などの一次汚染物質が太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン層を主成分としアルデヒドなどを含む酸化性物質が二次的に生成される。これらの物質を総称してオキシダントと呼ぶ。光化学オキシダントは高濃度だと目や喉の粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を及ぼす危険性があり、気象状況によっては白くモヤがかかった状態になることがある。この状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。光化学スモッグは日差しが強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合に発生しやすくなる。光化学スモッグが発生すると「目がチカチカする、痛い、かゆい、涙が出る」や「のどが痛い、いがらっぽい、咳が出る」などの症状（健康被害）が現れる場合がある。これらのような光化学オキシダントによる被害を未然防止するため「大気汚染物質広域監視システム」（そらまめ君）により光化学オキシダント注意報等発令情報を収集し、インターネットなどで一般に公開するなどの対策がとられている。

三つ目はフロンガスである。フロンガスは地球温暖化の原因物質でもあり、その温室効果は二酸化炭素の数千倍と言われている。また、フロンガスはエアコンや冷蔵庫などの冷却のために利用されており、それらを不法投棄することにより廃棄された電化製品などからフロンガスはそのまま大気中に放出されている。その他にも断熱材、ウレタンフォームなどの発泡用の発泡剤やスプレー缶などの噴射剤など私たちの生活に身近なものにも使われており、なかでも古いものには有害なフロンガスが使われている可能性が高いため確実な回収が義務化されている。近年ではフロンガスなどの排出規制の効果で破壊が進んでいたオゾン層は1997年を境に回復傾向にあることが分かった（2006年8月31日現在）。しかし、フロンガスは空気よりも重いため、オゾン層に到着するまでに約20年かかるといわれている。対流圏および成層圏のフロンガス量は減少傾向にあるが、40年以上も大気の中に留まるため、南極地域上空での成層圏内のフロンガスの減少は、今後5～10年の間は年0.1～0.2%程度に過ぎない。この為、年によっては南極上空の気温変動の影響がガス減少の効果を上回ってしまうことがある。しかし、私たち人類がフロン等オゾン層破壊の原因となる物質を排出しないように努力していけば、何れはオゾン層は再生すると考えられている。

1.3 節 各国の取り組み

ここでは各国の取り組みについていくつか取り上げていく。環境問題に対する世界規模の取り組みで有名なものには、京都議定書やモントリオール議定書、ウィーン条約などがある。

京都議定書では各国の温室効果ガス6種（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄）の削減目標を定めている。京都議定書第3

では、2008 年から 2012 年までの期間中に先進国全体の温室効果ガス 6 種の合計排出量を 1990 年に比べて少なくとも 5%削減することを目的と定め、続く第 4 条では各締約国が二酸化炭素とそれに換算した他 5 種以下の排出量について以下の割当量を超えないよう削減することを求めている。

割当量	国 名
92%	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア
93%	アメリカ合衆国(離脱)
94%	カナダ、ハンガリー、日本、ポーランド
95%	クロアチア
100%	ニュージーランド、ロシア、ウクライナ
101%	ノルウェー
108%	オーストラリア
110%	アイスランド

但し、京都議定書策定以前から技術のみに依存するのではなく化石燃料を使わない方法で化石燃料由来排出量を減らしてきた北欧諸国などは京都議定書の目標値が緩く設定されており、例えばスウェーデンは+4%が認められているなど、具体的な成果を挙げている国については対応の評価がされている。但し、京都議定書により約束した割当量を超えて排出した(削減目標を達成できなかった)場合には、超過した排出量を 3 割増にした上で次期排出枠から差し引く(次期削減義務値に上乗せされる)ことになっている。

モントリオール議定書はウィーン条約(オゾン層の保護のためのウィーン条約)に基づき、オゾン層を破壊するおそれのある物質を指定し、これらの物質の製造、消費及び貿易を規制することを目的として 1987 年にカナダで採択され 1989 年に発効した(事務局はケニアのナイロビにある国連環境計画(UNEP))。毎年、議定書の締約国会議が開かれ、1990 年(ロンドン改正)、1992 年(コペンハーゲン改正)、1997 年(モントリオール改正)、1999 年(北京改正)と段階的に規制強化が図られている。この議定書により、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などは先進国では 1996 年までに全廃(発展途上国は 2015 年まで)、その他代替フロンも先進国は 2020 年までに全廃(発展途上国は原則的に 2030 年まで)することが求められた。日本では 1988 年に「オゾン層保護法」を制定し、フロン類の生産及び輸入の規制を行っている。モントリオール議定書の元にもなったウィーン条約は、オゾン層保護のための国際的な対策の枠組みを定めた条約であり、1985 年に採択され 1988 年に発行された(日本は 1988 年に加入)。この条約は、人がオゾン層を変化させることにより生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとること(第 2 条)、研究及び組織的観測を行うこと(第 3 条)、法律、科学及び技術等に関する国際的な協力を行うこと(第 4 条)などを規定している。2007 年 11 月現在、この条約の締結国は 190 カ国及び EC(欧州共同体)となっている。

2 章 環境問題の真相

この章では主な環境問題として問題となっている地球温暖化・オゾン層破壊・酸性雨について、これらの環境問題における政策を基に一つ一つの問題をより詳しく追及し、地球温暖化についての報告や温暖化が人類に与える影響、オゾン層破壊が起きるメカニズムや世界各国と日本の取り組み、酸性雨のメカニズムおよび世界や日本における酸性雨の被害現状について説明していく。

2.1 節 地球温暖化

温暖化に対する世界の動きとして、2007 年 2 月に国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が発行した第 4 次評価報告書 (以下、AR4 と表記) によって膨大な量の学術的 (科学的) 知見が集約された結果、人為的な温室効果ガス (なかでも二酸化炭素やメタン) が温暖化の原因である確率は 9 割を超えると報告された。AR4 で集約された科学的知見によれば、2100 年には平均気温が最大推計で 6.4°C (最良推定値 $1.8\sim 4^{\circ}\text{C}$)、海面水位は平均推計で 38.5cm (最大推計 59cm) 上昇するとされている。地球温暖化の影響要因としては、人為的な土地利用によるアルベド (別名反射能といい地表面が太陽の光を反射する割合のことを表す) の低下、排気ガスなどのエアロゾル (気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子) やススといった温室効果ガス以外の原因も考えられている。更に、一度環境中に増えた二酸化炭素などの長寿命な温室効果ガスは能動的に固定しない限り、約 100 年間 (5 年~200 年) に亘って地球全体の気候や海水に影響を及ぼし続ける為、今後 20~30 年以内の対策が決定的な意味を持つと指摘されている。但し、それぞれの原因が気候に与える影響に関して、温室効果ガスに対する科学的理解の水準は比較的高いが、ほかの影響因子の中には理解度が比較的低いものや専門家の間でも意見が分かれる部分もあり、AR4 においても信頼性に関する情報として意見の一致度などが記載されている。このように予測精度を上げる努力が続く一方、こうした不確実性を批判する意見や政治的陰謀であるとの主張も存在することも事実である。

地球温暖化は気温や水温を変化させ、海面上昇、降水量 (あるいは降雪量) の変化やそのパターン変化を引き起こすと考えられており、また、洪水や酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象を増加・増強させる可能性があるなど生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性も指摘されている。但し、個々の特定の現象を温暖化と直接結びつけるのは現在のところ非常に難しく、こうした自然環境の変化は人間の社会にも大きな影響を及ぼすと考えられている。 $2\sim 3^{\circ}\text{C}$ を超える平均気温の上昇が起きると全ての地域で利益が減少またはコストが増大する可能性がかなり高いと予測 (AR4) されており、2006 年 10 月 30 日に経済学者ニコラス・スターン卿によって発表された *The Economics of Climate Change* では温暖化を放置した場合、今世紀末に $5\sim 6^{\circ}\text{C}$ の温暖化が発生し、これは世界の GDP の約 20% に相当する損失を被るリスクがあると報告されている。また、日本における影響についても現時点で洪水被害の増大や農業・漁業、建造物への深刻な影響が予測されている。

2.2 節 オゾン層破壊

オゾン層は地上 20~30 km のところにあるレースのカーテンのようなもので、太陽から出される有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役目を担っている。紫外線の殆どはオゾン層により吸収されるが、その一部は地表に到達し、人類にとっては皮膚の炎症や皮膚がんを誘発し、免疫力の低下を引き起こすこともある。さらに、生物細胞の遺伝子 (DNA) にも影響があり、紫外線を 1 時間浴びると遺伝子約 5 万個が傷つくことが知られている。そして、日本でもこれらの影響を受けている人が 30 年前に比べ約 7 倍に増えている。最新のデータでは、30 年前に皮膚がんとなる日本人の割合が 10 万人に 1 人であったが、現在 10 万人に 10 人に増加している。また、オゾン層の 1% 破壊によって紫外線のうち UVB 波が 2% 増加、皮膚がんは 3~6% 増加すると言われており、日本における現在と昔とを比較すると紫外線が 4~7% 増えている。

このように有害な物質から地上の生態系を保護するオゾン層であるが、最近その破壊が急速に進んでいることが報告されている。オゾン層を分解する主な物質はヒドロキシラジカル、一酸化窒素、塩素分子などであるが、これらは成層圏で自然に発生ものであり、これまではこれらの物質によりオゾンの生成と分解のバランス (均衡) が保たれてきた。しかし、冷蔵庫やクーラーの冷媒などに使用されてきたフロンなどの塩素を含む化学物質が大気中に排出されたことで成層圏

で塩素分子が増加し、オゾン層の破壊が進んだのである。フロンはとても安定した物質である為、その殆どが分解されずに成層圏に達し、太陽からの紫外線によって分解され、オゾン層を破壊する塩素分子を生成するのである。この塩素分子はオゾン分子を連鎖的に分解する為、オゾン濃度が極端に薄くなった部分（オゾンホール）が問題となっている。また、気象庁の観測によると日本上空においてもオゾンの減少傾向が確認されている。しかし、近年になりフロンの様々な使用規制などが行われ、その結果としてオゾンは除々にではあるが再生されていることも事実である。

フロンの使用規制に関して有名なものとしては、モントリオール議定書（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書）がある。これは、オゾン層破壊の原因とされるフロンなどの規制に向け、オゾン層破壊物質の削減スケジュールなど具体的な規定措置を定めたものである。これにより、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などが1996年以降全廃となり、その他の代替フロン、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）なども順次全廃となった。また、モントリオール議定書では先進各国のオゾン層破壊対策として、フロンを排出した場合、アメリカ：2万5千ドル（約300万円）、ドイツ：5万マルク（約400万円）、イギリス：2万ポンド（約380万円）を罰金として支払うなどの対策が採られ、この法律に従い先進各国のフロン排出量は激減したのである。しかしながら、驚くことに日本はこれらの国と違いフロンを排出しても罰則はなく、今は日本だけで世界のフロン排出量の90%を放出しているのである。日本ではモントリオール議定書の他に「特定物質の規制等によるオゾン層保護のための法律（オゾン層保護法）」というものがあり、フロンなどのオゾン層を破壊する物質を規制することを定めている。この法律ではフロンの量が規制されているだけで、フロンなどの物質は全廃されてないのである。使用についても大臣に許可を受けていれば使用が可能であり、他の国と違い緩い体制が見られる。これが今世界のフロン排出量の90%を日本が占めているという実態に繋がっているのである。

2.3 節 酸性雨

酸性雨の原因は化石燃料の燃焼や火山活動などにより発生する NO_x や SO_x と呼ばれる窒素酸化物や硫黄酸化物および塩化水素などであり、これらが大気中の水や酸素と反応することによって硫酸・硝酸・塩酸などの強酸が生じて雨を通常よりも強い酸性に変化させる。また、アンモニアは大気中の水と反応し塩基性となるため「酸性の雨」といった定義からは外れるが、降雨により土壌に運ばれた後に硝酸塩へと変化することで広義の意味で酸性雨の一要因とされる。酸性雨の問題は産業革命以降急激に進んでいることから人間の活動による大気汚染との因果関係は強いと考えられおり、特に大気中に放出されるアンモニアについては人間の活動や家畜糞尿に起因するものが問題視されている。但し、日本のような火山地帯における原因物質の発生源としては、産業活動に伴うものだけでなく火山活動（三宅島、桜島）等も考えられている。

酸性雨の影響としては、湖沼の酸性化や動植物への被害、銅像や歴史的建造物をなどの文化財への被害などがあり、酸性雨が深刻な問題となっているヨーロッパや北米では森林が枯れるなど深刻な被害を受けている。その為、その被害の様からヨーロッパでは酸性雨のことを「緑のペスト」と言われている。

日本における酸性雨の被害としては、群馬県赤城山、神奈川県丹沢山地などでの森林の立ち枯れなどがある。これらの被害は狭義の「酸性雨」でなく、光化学オキシダントのような広義の酸性雨（酸性降下物）の影響が強いのではないかとされている。また、人体における被害としては、髪の色が緑色に変色、目・喉・鼻・皮膚への刺激などがあり、酸性雨によって溶け出した物質が河川や海などに流れ込むことによって飲料水などに混ざり、アルミニウムなどの化学物質が私たちの体に蓄積することによってアルツハイマー病などの病気の原因のひとつになっている。

海外における酸性雨を防ぐ取り組みとして、「長距離越境大気汚染条約」・「ヘルシンキ議定書」・「ソフィア議定書」などがあり、これらによって排出される有害汚染物質の量を減少させている。その他に「東アジアにおける酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が2000年から活動して

おり、各活動団体での酸性雨モニタリング調査なども行われている。このようなリサーチやモニター調査の結果によって大気汚染物質の排出国や影響地域・規模および進行状況など、これから先の未来への課題がはっきりと分かるようになり、この調査結果を世界的に公表することによって地球全体の国々の対策が円滑に進み、酸性雨の最も大きな原因となる大気汚染物質の排出を抑制する為のより具体的な対策が進んでいくことが期待されている。

実際に私たちが取り組める対策としては酸性雨や環境問題・地球温暖化についての知識を増やし、有害大気汚染物質を減らすように努力をしていくことであり、そして何よりもこのような志を私たちが忘れずに未来に継承していくことが一番重要なのである。

3 章 環境問題への取り組みと今後の展望

この章ではこれまでに述べた環境問題をより良い方向へ改善していく為にどのような対策が必要であり、また、周囲で私達が気付かないような取り組みについて、私達が出来ることも含めてより具体的に述べていく。

3.1 節 3R の歴史

1999 年、産業構造審議会では「循環型経済システムに構築に向けて」（循環経済ビジョン）についての報告書を作成した。その中で、これまでごみ問題の主要な対策としてきた「リサイクル（1R）」を拡大して、Reduce（リデュース＝廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再資源化）といったいわゆる「3R」の取り組みを進めることの必要性を提言した。具体的な取り組みとして、リデュースではマイ箸を持ち歩く、レジ袋はなるべくもらわない（エコバックを持ち歩く）、空き缶やペットボトルを潰す（ゴミの量を圧縮）などゴミを増やさない為に出来るだけゴミを減らしていく取り組みを行っている。また、リユースではカレンダー・広告の裏をメモ用紙にして使う、ペットボトルをマイ水筒として利用、使わなくなったバックをエコバックとして利用するなど、今まで捨てていたものをそのまま使うという取組を行っている。そして、リサイクルではペットボトル・牛乳パックの回収、風呂の水を洗濯に使う、雨水を溜め草花の水やりに使う、着なくなった服をポーチ・バックにするなど、違う用途に利用する取り組みを行っている。

2001 年 1 月には循環型社会を構築するにあたっての国民・事業者・市町村・政府の役割が定められた循環型社会形成推進基本法が施行された。また、廃棄物等の中で有用なものを「循環資源」と位置付け、その循環的な利用を促している。この法律では処理の優先順位を定めており、リデュース、リユース、リサイクル、熱回収（サーマルリサイクル）、の順となっている。更に、2001 年 4 月には資源有効利用促進法が施行され、3R の取り組みを総合的に推進する為、特に事業者に対して、3R の取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めている。10 業種・69 品目が指定され、製品の製造・設計における 3R 対策や配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが定められている。

3.2 節 研究機関での取り組み

日本における研究機関の環境問題への取り組みとして、法政大学では「グリーン・ユニバーシティ」を目指して様々な環境問題への取り組みをしている。グリーン・ユニバーシティとは、環境問題などの社会的課題に答え得るよう、大学が積極的に教育・研究の方向転換を目指す姿勢を表すキーワードとなっている。

法政大学では1999年3月に「環境憲章」を制定し、「持続可能な社会」の実現を目指す具体的な取り組みを開始した。同年9月に、総合大学としては日本で初めて“ISO14001”（環境マネジメントの国際規格）の認証を92年館（大学院棟）で取得し、2001年10月からは登録サイトを市ヶ谷キャンパス全体に拡大、2004年度は多摩キャンパスにおいても環境マネジメントシステムの登録範囲を拡大した。現在行われている取り組みとしては、屋上緑化維持プロジェクトや多摩キャンに蛍を復活させ隊などが挙げられる。屋上緑化維持プロジェクトとは、大学内の各校舎にある屋上緑化スペースを利用した取り組みであり、休憩時間中の憩いの場となっているだけでなく、ヒートアイランド対策の一環として作られているスペースである。2007年度からは外濠校舎にさつま芋栽培を行うことになり、肥料を含んだ液肥を循環させながら栽培するハイポニカ栽培を行っている。また、多摩キャンに蛍を復活させ隊では、かつて多摩キャンパスで行っていた蛍飼育の復活を目指して、蛍によって学生や近隣住民が多摩キャンパスに親しみを感じて、蛍を通じてキャンパス構成員が環境問題を考えるといった理念の下に行われている取り組みである。活動内容は、ビオトープ予定地の整備（草刈・水路掃除・観察記録等）、蛍生育地視察、蛍関係団体の講習会または交流会の参加などであり、学生が授業の合間に参加できるようになっている。

次に、大東文化大学が行っている「緑のカーテン」という取り組みに注目する。この取り組みは大東文化大学以外にもNPO法人などが中心となって進めているものである。緑のカーテンとは、アサガオやヘチマのようにツルが伸びて何かに巻き付いて伸びる種類の植物（ツル性植物）で作る自然のカーテンの事である。例えば、人間が暑い時に汗をかくのと同じように葉は水を空気に変える時に周りの熱を奪う蒸散作用を利用して作られたものが緑のカーテンである。

以上の研究機関での取り組みを紹介したが、日本全国には他にも多くの研究機関で環境問題に対する研究が行われている。これらの研究機関が進めている活動をより多くの人々が知り、日本全国にこれらの活動を広めていくことが今後の環境問題を考える上で重要となっていくであろう。

3.3 節 身近で行われている環境問題への取り組み

クリスマスの時期になると、街は幻想的なイルミネーションで包まれる。イルミネーション・スポットというのも各地で見られるようになるが、あれだけ電球を使うとなると、消費電力はかなりのものとなり、二酸化炭素（CO₂）の排出量も増えるのではないかとエコに敏感な人であれば疑問に思わないだろうか。実は、今のクリスマスイルミネーションではしっかり環境問題にも配慮がなされている。従来のクリスマスイルミネーションでは白熱電球が利用されていたが、現在ではLEDが使われている。LEDとは「Light Emitting Diode」の頭文字であり、直訳するとLight（光）・Emitting（出す）・Diode（ダイオード）、つまり、「発光ダイオード」と呼ばれているものが用いられている。LEDはとてもクリアに輝くにも拘らず、従来の電球と比べて消費電力が少なく、材料には水銀などといった有害物質は含まれていない。更に、放熱量も抑えられる為に二酸化炭素の排出量にも大きく貢献し、また、長寿命であることから経済的にも非常に省エネ効果の高い発光体なのである。

次に、PETボトルリサイクルのリサイクルに力を入れている「PETボトルリサイクル推進協議会」の調べによると、2006年度のPETボトルの回収率は66.3%であった。PETボトルそのものが普及したこともあるが、過去10年の回収率が10%以下だったことを考えると、急速に回収率が伸びていることが分かる。但し、ビンや缶の回収率は85~90%である。PETボトルは比較的新しい容器であるとはいえ、リサイクルや資源の有効活用という点ではまだ課題があると言える。PETボトルはとても有用な資源でもあり、身近なところではフリース・タマゴパック・カーペットなどの繊維の一部に使われている。

大手飲料水メーカーのコカ・コーラの例として、セールスフォースのユニフォームや空容器回収ボックスなどの自社の事業に関連する資材として再利用し、また、最近では製品のラベルにPETボトルのリサイクル素材を25%使用した製品も販売している。コカ・コーラがPETボトルのリサ

イクルに取り組み始めたのは、現在のようにリサイクルが注目される 10 年以上前の 1997 年頃からであり、今後も業界全体と足並みを揃えながら様々な施策を検討していきたいと考えているようである。コカ・コーラでは、実際に PET ボトルの回収率を向上しリサイクルを促進する為、一般の方々に向けた啓発にも力を入れて取り組んでいる。その具体例のひとつとして、昨年から開始している「リサイクルステーション」の取り組みがある。「リサイクルステーション」とは、飲み終えた PET ボトルの空容器を素材ごとに分別し、リサイクルの仕組みを理解してもらうことを目的に開発された。そこにはリサイクル啓発パネルと透明の回収ボックスの集合キットが設置されている。単にメーカーが「分別してリサイクルに協力してください」と言っても、実際に回収された容器がどのようにリサイクルされているのか分からない人も多いはずである。そこで「回収された PET ボトル、ビンや缶はこのようになります」ということを情報としてきちんと提供することで、リサイクルに対する関心を高め、実際の行動へと促すことを意図している。

このように、リサイクル活動を進めていく為には企業側が消費者側にきちんと取り組みの意図を伝え、協力していくことが大切なのであり、また、消費者側も企業の取り組みを把握し、リサイクルできる製品は出来る限りリサイクルしていくよう努力していくことが重要なのである。

まとめ

地球環境問題に対して、人類がすべきこと・出来ることは誰もが理解していることであり、国際的政策においても厳しい取り締りが行われている現状にある。しかし、環境問題に革新的な解決の糸口を見出せない理由は、残念ながら人類の環境意識が低いことが大きな要因となっている。地球環境問題は市民の日常生活や事業者の事業活動に起因しており、この解決に向けて生活や事業活動を環境にやさしいものへと転換する必要性を市民や事業者が理解して関心を深め、環境への負荷を最小限に留める努力が重要である。また、情報提供や普及啓発活動を展開すると共に、これらの問題を含めた環境問題全般に対する対策として、自発的に取り組む環境保全活動の拡充に向けた環境保全・創造の意欲の増進、更には環境教育の推進することの必要性が現在求められている。地球環境問題を解決していく為に政府が行うべき対策や世界的に必要とされている取り組みに対して、我々は明確な答えを持ち合わせていないのが現状である。しかしながら、現在世界で起こっている環境問題はその殆どが人類により引き起こされたものであり、これ以上地球が破壊されないように、人類には環境問題に取り組んでいく責任があることを私達は理解しなければならない。

少年少女を取り巻く環境

佐々木 智絵 杉 愛美 吉田 理紗

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

戦後 50 年の間に日本は高度な技術革新により様々な進歩を遂げ、人々の生活は豊かに便利になってきた。また、高度成長期から成熟した国家へと進化する中、民主化の定着による男女平等の基本的な考え方下、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等、女性が社会進出できる機会が増えてきている。このような社会の変化に伴い、携帯電話やファッションの多様化等、子ども達の生活にも様々な変化が見られるようになっている。人は周囲の環境により進化・変化するものであり、それは回避することはできないことである。その上で、現代の子ども達を取り巻く環境はどのように変化しているのだろうか。そこで、本研究では少年少女に変化をもたらしている環境や要因および関連事項について明らかにすると共に、様々な視点から今後必要となる対策について考察していく。

1 章 考えられる家庭環境

この章では子ども達に影響を与える家庭環境が今どのような状況であるか、社会の変化による家族形態の変化や虐待について述べていく。

1.1 節 家族形態

現在の家族形態は、夫婦とその子どもに加えて親と同居する複合家族から、夫婦と子どもだけの核家族へ変化してきている。戦後の家族形態は、夫婦とその子どもと親(祖父母)が同居する複合家族が主流であり、夫が働き、妻が専業主婦になるのが一般的であった。その為、女性は結婚を気に仕事を辞め(寿退社)家にはいることが慣例となっていた。しかし、近年では未婚化や晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦がもつ子どもの数も漸減傾向にある。家庭に対する価値観の変化や女性の社会進出、家電製品の普及による家事労働の軽減、また、夫の雇用の不安定などに伴い女性が結婚しても仕事を辞めずにそのまま従業し続ける世帯が増加し、合わせて夫婦の共働きも一般化しつつある。

一方、家族形態の変化は 2005(平成 17)年の総務省「国勢調査」によれば一般世帯数は 4906 万世帯、世帯人員は 1 億 2597 万人と一世帯当たりの人員は 2.55 人と過去最低を記録した。これは 1985 年には一世帯当たりの人員が 3.14 人であったことから、この 20 年間に世帯の規模が 0.6 人分小さくなったことを意味している。世帯類型別構成割合を見ると、近年では「三世帯世帯」の割合は 1980 年の 12.2%をピークに低下傾向にあり、2005 年には 6.1%となっている。また、「核家族世帯」の割合も 1980(昭和 55)年の 60.3%をピークにやや低下傾向にあり、2005 年は 57.9%となっている。他方、「単独世帯」の増加は顕著であり、1975 年の 19.5%から 2005 年には 29.5%に上昇している。これは未婚化・晩婚化の進行を背景に単身者が増加し、更に家族と同居しないケースが増加していることや高齢化の進行に伴い高齢者の単身者が増加していることを反映している。三世帯世帯は家事などを多くの世帯人員で分担することが可能となるが、核家族世帯や単独世帯では少ない人員で担うこととなる為、男性も家事や育児への参加が求められてきたといえる。更に、育児や子育てが保育園や学童クラブ、地域の野球やサッカー、スイミングスクールなどのスポーツクラブ学習塾などに一時委託されることも増えてきた。そして、共働きに伴う性別役割分業の問題や老親の扶養の問題も表面化してきた。しかし、乳幼児期は母親の愛情が大切に

あり、母親が育児に専念しないと子供が寂しい思いをするなど将来的にも取り返しのつかない傷を残す場合がある。これを、「三歳児神話」という。

1.2 節 虐待について

子どもの虐待の定義については、研究者や実務家の間で様々な意見があり、まだ十分なコンセンサスが得られているとは言い難いが、一応、親又は親に代わる保護者等による下記の4つの行為が虐待と位置づけられる。但し、「保護者等」には保護者以外に年長の同居、親族等が含まれる。

1 つ目は性的虐待であり、性的暴行を加えたり性的描写を見せる等、児童にわいせつな行為をすること、又は児童に強要してわいせつな行為をさせることなどが挙げられる。2 つ目は児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなどの心理的虐待である。3 つ目は身体的虐待であり、児童に外傷が生じる、又は生じる恐れのある暴行を加えることである。例えば、たたく・つねる・殴る・激しく揺さぶる・振り回す・噛む・縛る・水につける・火を押し付けるなどであり、首を絞めるなども含まれる。4 つ目はネグレクト(養育の拒否や放置)であり、児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置である。

ここで留意すべきは、虐待であるかどうかは親の意図とは関わりなくあくまで子どもの視点、つまり、子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった観点から判断されるべきであるということである。虐待の定義はあくまで子ども側からの定義であり、親の意図とは無関係である。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから虐待というのではない。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのである。虐待の判断においては、我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えていかなければならない。

1.3 節 原因

児童虐待は単一の原因で起こるものではなく、親の生育歴や思想、家庭の状況、児童自身の要因など多くの要因が複雑に絡まりあったときに発生するものと考えられている。

虐待者側の要因として、共通して虐待をしているという意識の低さがあり、自分自身の行為を虐待と認めない者が全体の64.9%に上っている。また、幼児期に虐待されて育った者が成長してから自らの子供に虐待するという世代間伝達があり、その裏付けとして虐待者が被虐待経験を持つ割合は39.6%となっている。この要因としては、虐待経験により自尊心や基本的信頼感が身に付かず成長する為、虐待を引き起こしやすいのではないかと考えられており、自分の親が暴力を用いたことが育児やしつけの方法として学習され、自分の育児法となる面もあることが指摘されている。つまり、虐待者の生育歴が児童虐待を引き起こす原因の1つであると言えるであろう。

虐待が起こる心理的メカニズムとしては、役割逆転説(児童に愛を求める)、同一視(自己嫌悪・罪悪感・無価値観を児童に投影)、転移性攻撃説、攻撃性の解離説(虐待経験、攻撃的自我の内面化)、脅迫性格説(自信欠如から導かれる脅迫性、完全志向)が主なものとして挙げられる。児童に対して非現実的な期待をしていたり、歪んだ認識を持っている時、児童に対するコントロール欲求が高い時にも虐待が生じやすい。更に、子育て中の母親の多くは悩んでおり、生活上の様々なストレスを抱えていることに原因がある。例えば、子どもの発育が遅いのではないかと、子どもの行動が気に入らない、父親が育児に協力的でない、経済的不安定等、様々なストレス要素がある中核家族化の進行や近所の人々との触れ合いの減少など本質的な問題解決の場所が減少しているのである。自分以外の母親が完璧に子育てを行っているように感じ、自分だけがうまく子育てできない、子どもの行動で自分が評価されているなどといった思い込みに陥りやすく、そうなることによってストレスが増加し、その矛先が子どもへと向かい虐待へと繋がっていくのである。

社会の要因としては、核家族化が進行した為、身近に育児について相談できる相手がいなくなり、また、以前は育児を手伝ってくれた祖母や祖父と別居している為に協力を頼めなくなった結果、親の育児負担が増えたことが要因となっている。更に、少子化が進んだために子どもの頃から子育てを身近に接する機会が乏しく、育児に不安を覚えるようになったり、加えて、情報化時代の進行により氾濫する育児情報に翻弄され、親はストレスを感じるようになったのである。

従って、この悪循環を断ち切り、虐待を解決するために周囲の理解と協力が絶対に必要であり、市の子育て支援センターや地域の子育てサロン、また、育児のための国からの補助金など社会や行政の対応が待ち望まれている。

2 章 考えられる学校環境

この章ではすべての子供たちの共生を図る為、学校で取り組まれている障害児教育に目を向け、障害についての知識を深めることを目的とする。特に、関わりの難しい学習障害について以下で述べていく。

2.1 節 障がいについて

障がいとは、主に身体障害と発達障害に分けられる。

身体障害		発達障害
・視覚障害 ・聴覚障害 ・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・脳原性運動機能障害	・機能心臓障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・小腸機能障害 ・直腸・ぼうこう機能障害 ・免疫機能障害	・精神発達停滞 ・広汎性発達障害 ・学習障害（LD） ・運動機能障害 ・注意欠陥及び破壊的行動障害 ・コミュニケーション障害

この中で学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち特定のものが習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。このことから、社会性の困難、運動の困難、注意集中・多動による困難を併せ持つことが多い。学習障害は症候群であり、個々の学習障害児・者たちが抱える困難は多様である。例えば、聞いて理解することはできるが、教科書や黒板の字を読んで理解することが困難となる読字障害やコミュニケーションや集団行動がうまく取れない社会性の困難などである。また、学習障害は教育的概念用語として定着しつつあるが、決して学齢期だけの問題ではなく、一生何らかの困難を伴うものとされている。

学習障害の直接の原因は個人に内在するものであり、中枢神経系の何らかの機能障害によるものと推定される。つまり、様々な感覚器官を通して入ってくる情報を受け止め、整理することにより関係付け、表出する家庭のいずれかに十分機能しないところがあるものと考えられているが、中枢神経のどの部分にどのような機能障害があるかについては未だ医学的には明らかにされていない状況にある。よって、学習障害は視覚障害・聴覚障害・知覚障害・情緒障害等の他の障害、あるいは児童生徒の生育の過程や現在の環境における様々な困難といった外的・環境的な要因による学習上の困難とは異なり、ある教科に対する学習意欲の欠如や好き嫌いによるものでもない。但し、言語障害については器質的又は機能的構音障害や吃音等の話し言葉のリズムの障害そのものは学習障害の直接の原因となるものではないが、話す・聞く等言語機能の基礎的能力に発達の遅れがあるという状態については、学習障害でも同様に見られることがあることに留意する必要がある。

学習障害の問題点として、このような学習の遅れが十分に理解されず、両親や教師の叱責、友人達からのからかいやいじめの標的になりやすい為、子供がますます学習の意欲を無くし、あるいは無用の劣等感に苦しみ、時には不登校や暴力行為などを起こすことがある。

2.2 節 障害児への対応

障害を持った子と向き合う為には障害についての知識を深めることが重要であり、知識を持った上でその障害にあった対応をしなければならない。そこで、ここでは障害児への対応について考えていく。

学習障害児に対する指導とは 3 つに分けられる。1 つ目は通常の学級における指導で担任が配慮して指導することやチームティーチングによる指導である。2 つ目はそれ以外の場における指導であり、通常の学級における授業時間外の個別指導、特別な場での個別指導である。そして、3 つ目に専門家による巡回指導などがある。

以下は指導上配慮すべき点を「心の面・学習面・学級内」について分けて示したものである。

心の面	学習面	学級内
・見通しを持たせる ・成就感、達成感を持たせる ・自尊心を高める ・自律性を育てる ・成功感や有能感を持たせる ・得意な分野を伸ばして苦手な課題にも挑戦して自信を付ける	・スモールステップで学習する ・具体化された教材を使う ・繰り返し、指導する ・フィードバックしながら学習する ・興味・関心を把握し、学習の動機づけや学習内容に生かす ・時間のかかることを理解し、根気よく指導する ・分かる目標の設定、明確な課題の提示を行う	・LD児の個性を大切にする ・他の子供たちからの理解を得る ・LD児にかかわる方法を指導する ・実態を把握した計画的指導をする ・余分な刺激・過剰刺激を排除し、集中できる学習環境の整備に努める ・座席の位置は、声掛けがしやすく、声が聞き取りやすい席にする

学習障害そのものへの対応として苦手なものごとに分け詳しく説明する。はじめに、聞くことが困難な子どもへの配慮として注意を促してから話しかけることや音声だけでなく動作・絵・文字などの視覚情報を同時に提示すること、同じ発音の単語でも様々な意味があることを知らせること、難しい言い回しを使わずにゆっくり話すこと、また、話を聞く時のルールや姿勢を具体的に確認することなどがある。次に、話すことが困難な子どもには自由に話せる雰囲気を作る(せかさず待つ・失敗を許容することや本人が表現したいと思っていることを汲み取り言語化すること、話しやすい身近な話題を取り上げること、話す内容の順序や構成等を文字や図で示すこと、また、話すことへの抵抗を取り除いて人と話をする時のマナーを確認することなどが必要である。更に、読むことが困難な子どもに対しては文字を大きくすることや間違いやすい文字にラインを引いたりして着目させること、他の行を隠すなどしてその行に着目しやすいうようにふりがなをふったり、また、1度読んであげたりすることなど子どもが興味・関心を持っている内容を提示することが重要である。加えて、書くことが困難な子どもには目と手の協応運動能力を向上させる為になぞり書きから始めて徐々に視写できるようにすることや辞書を使って漢字を調べさせたり、ワープロを活用させたりして書くことへの抵抗感を少なくすること、また、文に書きたいことはまず話すことを通して内容を整理して順に短冊に書いて並べるなど作文や日記を書くようにすることが重要である。最後に、計算が苦手な子どもには身近にある具体物・半具体物を使って数字と対応させることにより数の合成・分解が確実にできるようにすることや計算の手順を書いたボードを作って計算する時に示すこと、また、筆算の場合は繰り上がった数字等を書き留めておくようにさせることが大切である。その他として、空間認知に問題がある子どもにはマス目を使い桁をそろえる工夫をすることや図や絵を書いて問題を視覚的に捉えさせ、また、計算機を活用させることなどがある。

このように、指導者が様々な工夫を行い援助することによって学習障害の子ども達はより良い学習を行うことができるのである。

3 章 それぞれの環境で成長する中で生じる問題

子どもは年齢が大きにつれて心も成長し、自分の育った環境のことを考え始めるようになる。ゆえに、自分と向き合おうとしている、または、自分と向き合うのが怖くて逃げている子ども達が今どのような問題を抱えているのかを私達が理解しておく必要があるのではないだろうか。そこで、この章では第1章および第2章で述べた様な生活環境の中で育った子ども達に起こり得る問題（いじめ、非行）について述べていくことにする。

3.1 節 いじめ

いじめには学校・職場などにおける個人レベルのもの、団体・企業内の抗争など多種多様な局面があり、一部は社会問題化している。いじめに至る原因は多様であり、原因別の細かな対処が要望される。いじめについては大きく4つの立場に分けられる。

1 つ目はいじめる側である。いじめる側には故意の場合と本人に悪意のない場合がある。加害者および加害者に同調する者は、いじめは被害者の方が悪いと自分達の行為を正当化し、被害者に責任転嫁することが多く、同時に被害者への偏見を周囲に広めることもある。

2 つ目はいじめられる側である。誰でも被害者になりうる可能性があり、妬みや嫉妬、ケンカなどからいじめが起きやすいとされているが、1・2章で述べたようなネグレクトを受けていたり、障害を持っていることが原因となることもある。いじめられる側がいじめによって泣いたり苦しまなければいじめる意味がなくなっていじめを止めるという意見もあるが、勉強・恋愛などひとつしかない勝利者の座席を競いあう場合、いじめる側は勝利を掴むまでいじめを止めない。被害者が加害者側を主張する「欠点」を是正・改善することでいじめの軽減・終焉に至る例もあるが、それはいじめの悪質化・長期化が進行していない場合である。悪質化と長期化が進行している場合、加害者や周囲にとって被害者へのいじめ・差別・蔑視が事実上当然のことと認識されているので、欠点の是正・改善に効果がなく、その場合は転校・転職・転居なども有効な手段として考えられる。また、被害者が児童・生徒である場合、必要以上に他人に依存せず自分で問題解決をする姿勢をある程度身に付けることも教育上の観点から有益であるという意見もある。但し、辛くなったらすぐに周りに相談することが大切である。しかし、被害者が「自分にも責任がある」という視点を内面化すると被害者がいじめに対処する気持ちを失わせ、自己を蔑視するようになり、自殺や自傷などの行為に走る場合も多い。

3 つ目は周囲である。いじめの防止において最も重要な存在は周囲であり、周囲がいじめの進行を左右するといっても過言ではない。なぜならば、いじめられる人間は学校や会社などの集団生活の場で一緒に円満にやっけていく為、喧嘩によってその場から閉め出されるという状況を回避するために沈黙し、いじめる側に対して有効な主張や抵抗を行うことができないことが多いからである。いじめが周囲にある場合、特に苛められる側に入れられることを恐れて傍観者となることを選択し、いじめを止めさせることが出来ない場合にも責任が生じる可能性はある。将来を悲観した被害者が自殺に走るなどして刑事事件となった場合、事態を知りつつ放置した人間はいじめをあおった人間同様に加害者と同罪と見なされることがある。確かに難しいことではあるが、しかし、いじめは犯罪であり、よって、周囲はいじめる側に対していじめを止めるよう指導する法的責任が生じているのである。

最後に、4 つ目は管理者である。いじめが発生していることが明らかになった時点で学校であれば担任や校長・教頭、職場であれば管理職の地位にある人間がいじめの解決に取り組まなけれ

ばならない。いじめの存在を認識しながらも対処せず、自殺などの取り返しのつかない事態が発生した場合には管理責任を問われ、減俸や辞職等の処分、または、その後の昇進などで不利な扱いを受けることになるのである。そこで、いじめの存在を認識しながらもその事実を報告せず覆い隠そうとするケースも珍しくなく、「いじめの事実はなかった」などと公式の報告書に記載される場合もある。この結果、被害者の家族が学校や職場に対する不信感を増幅し裁判沙汰になることもしばしばある。例として、暴力を伴ういじめが行われている場合にそれを止めるため教師がやむを得ずいじめ側の人間を殴るなどの行為を行ってしまうことがある。しかし、近年日本において体罰全般を否定的に見る風潮が強まっていることから「教師による体罰だ」として（いじめ側の人間の）保護者から苦情を受け、結果として教師が処分されるといったケースが多く見られる。このことが管理者がいじめを把握しつつも解決・対処することができない一因になっているのである。

以上がいじめの主な立場である。言うまでもなく、いじめの後はアフターケアが大事である。悪辣かつ長期化したいじめの場合、被害者の心の傷は深く、性格そのものが変容する場合がある。深刻な心理的・肉体的・性的虐待を受けた後ではいじめそのものが解消した後でも、本人のみではケアが困難となる。その場合には精神科医やカウンセラーに相談することも重要である。

3.2 節 非行

現在の非行の実態としては、万引き・自転車盗、薬物乱用、暴走行為、家庭内暴力・校内暴力などがあり、特に万引き・自転車盗などの初発型非行は大量生産・大量消費時代のひずみを表したもので、溢れるほどの物の氾濫と物を大切にしない風潮（もったいないの精神の欠如）の中で規範意識の荒廃が広がっていると言える。それまで非行を犯したことのない普通の少年が友達と集団的に面白半分で店舗から商品を盗み、罪の意識もなく時には自慢げにそれを見せ降らしたりすることさえある。また、最近の傾向としてはいわゆる「いい子」と言われる子どもたちが非行に走るケースが多くなってきている。

その原因の一つとして、まず、子ども自身の問題が挙げられる。最近の少年犯罪には社会のルールを守るといった規範意識に欠けているケースや自己中心的で被害者の気持ちを考えないケースが目立っている。また、他人とのコミュニケーションが苦手なことからイライラや不安が非行となって現れることもある。また、学校の問題として子どもは成長するに連れて家庭の他、学校における友達と教師との触れ合いがその人格形成に大きな影響を与えるようになるが、最近では学校がつまらない・授業が分からない・成績が悪いなど学校への不適応を示す子どもが目立ち、特に非行少年にこの傾向がみられる。そして、周囲の大人が成績だけで良い子・悪い子という評価をしてしまうところにも問題があると言える。成績だけでなく、その子の持つ長所や個性を見つけてそれを評価することにより本人にやる気を起こさせることが大切である。更に、地域社会の対応にも問題がある。最近では地域社会が子どもに無関心であり、一昔前には地域の大人達が悪いことをする子どもにその場で注意するなど地域におけるしつけによって子どもたちが規範意識を身につけていった面があった。例えば自分の子供でなくとも「悪いことは悪い」と周りの大人がきちんと注意し、本人に自覚させることが大切なのである。

その他の原因としては、家庭における親子の触れ合いが少なくなるなど親子の関係が希薄になる中、自分の子供が非行を行っていたとしてもそれを知らない場合や黙認している親が見受けられるなど親の規範意識の欠如が挙げられる。まず、家庭において善悪の区別や社会のルールを守ることなどについて幼児期から親がしっかりとしつけを行っていくことが大切である。加えて、育ち方・育て方に問題があると言われている。子どもの人格形成や人間関係の構築において最も重要な役割を果たすのは家庭であり、「いい子」の殆どは我が子の教育に熱心な両親の下で育っている傾向が強い。また、小学校へ入る前から何らかの習い事を始め、中には親から「遊びはムダである」と言われていた者もいる。小学生になると親が子供のスケジュールを決め、子どもは親

の顔色を窺いながら親が喜ぶのが最善であると思い込み、親からの愛を（受け入れ）失うことを恐れ、親の願いに応えようと頑張ってしまう。これが子どもにとって大きな負担となり、結果として親の熱心さがわが子を追い込むことになっているにも拘らず、親が気付かないまま精神的な虐待を行っていたことが現実ではないだろうか。「いい子」は思春期になってもあるがままの自分を表現することもなく、自分について悩むこともなく、一見すると大人からは素直ないい子と映る。勿論、子どもが幼い時から習い事をするのは悪いことではないが、ただ、一律に子供の関心や能力を無視し、親の熱心さだけで始めるとしたらそれは間違っている。すなわち、親がリードして良い絵本に触れさせ、いけない行動を厳しくしつけることは必要であり、その上で親の願いをわが子に託すのではなく、親自身が今を生き生きと過ごすことが最大の教育である。

4 章 さまざまな対応策

これまでに取り上げてきた問題に対して、現在行われている対応策には沢山の種類があり、また、多くの人々が取り組んでいる。しかし、その中でも家庭や地域が取り組む対応策は子ども達に一番影響力を与えると考えられる。そこで、この章では特に地域社会に関して視点を置き、現在注目されている活動などについて述べていくことにする。

4.1 節 注目されている活動

現在行われている非行防止活動の中で一番注目されているのが夜回り先生こと水谷修氏の活動である。市立の高校に勤めていたが、素行の悪い生徒を見放す発言を他高校の先生から聞いたことにより、定時制の高校に移動することを希望したのである。彼は教員生活の殆どにおいて、生徒指導を担当し、中・高校生の非行・薬物汚染・心の問題に関わり、生徒の更生と非行防止および薬物汚染の拡大予防の為に活動を精力的に行っている。例えば深夜の繁華街のパトロールを通して、多くの若者たちとふれあい、彼らの非行防止と更生に取り組んでいる。その一方では、全国各地からのメールや電話による様々な子どもたちからの相談に答え、子どもたちの不登校や心の病、自殺などの問題に関わっている。その現場での経験をもとに、専門誌や新聞、雑誌への執筆、テレビ・ラジオなどへの出演、また日本各地での講演などを通して子どもたちが今直面している様々な問題について訴えている。

何故これほどに水谷氏が様々な人に頼られ彼自身も一生懸命になれるのだろうか。それは、彼が「子どもたちは歪んだ大人社会の犠牲者だ」と考えているからである。これまでも非行に走っている子どもや引きこもっている子どもたちなど様々な問題は存在していたが、これほどの社会問題になってきたのは最近のことである。社会が変わって行く中で合わせて問題も変わって行くことは仕方のないことであるが、この結果をどのように受け止めどのように行動するのが大切なので、彼の考えのように子ども達が明るい未来を築ける為にも、大人が子供のことをよく考えて行動していくことが大切なのではないだろうか。

4.2 節 家庭の取り組み

家庭の原状として、核家族化や少子化の進行、父親の単身赴任や仕事中心のライフ・スタイルに伴う家庭での存在感の希薄化、女性の社会進出にも拘らず遅れている家庭と職業生活を両立する条件の整備、家庭教育に対する親の自覚の不足、親の過保護や放任などから家庭における教育力は低下する傾向にあると考えられる。平成5年の総理府の世論調査では、家庭の教育力が低下していると思う点として「基本的生活習慣が身につけていないこと」が最も多く、家庭の教育力が低下していると思う理由として「過保護・甘やかせ過ぎる親の増加」や「しつけや教育に無関

心な親の増加」が指摘されている。また、親が子供と一緒に過ごす時間については、諸外国に比べて特に父親が少ないことが指摘されている。しかし、平成5年の総理府の別の世論調査によると、「10年前に比べて、家庭を重視する男性が増えている」と感じている人の割合は72.1%、また、20歳代から30歳代の人々の80%以上は「今後、男性が子育てや教育などに参加して家庭生活を充実し、家庭と仕事の両立を図るためには、企業や仕事中心のライフ・スタイルを変える方がよい」と考えている。このように、国民の多くが仕事中心から家庭や子育てを大切にする生活へと意識が変わってきていることも窺える。

地域社会については都市化の進行、過疎化の進行や地域社会の連帯感の希薄化などから、家庭の原状と同様に地縁的な地域社会の教育力は低下する傾向にあると考えられる。例えば、平成5年の総理府の世論調査を見ると、自分と地域の子供との関わりについて、「道で会ったとき声をかけた」36.3%、「危険なことをしていたので、注意した」35.8%、「悪いことをしたので注意したり、しかったりした」28.3%、その一方で「特にない」は29.9%となっており、約3割の人が地域の子供との関わりを全く持っていないと答えている。しかしながら、平成6年の文部省の調査において、子供の健全な成長のために地域の大人たちが積極的に子供たちに関わっていくべきと思うかについて子供たちの保護者に尋ねたところ、「積極的にかかわっていくべきだと思う」、「どちらかといえばかかわった方がよいと思う」と答えた者の合計は89.3%に上り、保護者の意識の上では地域社会が子供たちの成長に関わっていくべきであると考えていることが分かる。また、平成2年の総理府の世論調査は、地域活動、子供会やスポーツなどの指導、社会福祉活動等といった、いわゆる社会参加活動については「参加している、あるいは参加したことがある」と答えた者が増加していることを示しており、さらに、平成5年の総理府の世論調査では、特にボランティア活動に対して地域社会の人々の参加意欲が高まっていることが示されている。

このように、最近では地域活動への参加・理解が深まっており子ども達にもより良い環境が提供されるようになってきた。

まとめ

これまでに述べたように、子ども達を取り巻く環境には問題が多く存在する。その問題も時代の移り変わりと共に変化してきており、それに沿った対応をしていくことがこれからの課題である。どのような環境においても子ども達が大人から与えられる影響が大きく、日頃から先入観を持った大人の考えを押し付けられている子ども達はその考えを鵜呑みにし、子どもの中では固定観念となってしまう。つまり、子どもが大人になる過程で、その考えを何かのきっかけで正されない限りその考えをまた自分の子どもに伝えるという連鎖が起こっていくのである。このことから分かるように、子どもの周りを取り巻く環境の一員である大人が適切な環境を与えることが大切である。しかし、「こう育てたい」という大人の理想通りに育てるのではなく、大人はヒントを与えるだけで最終的な選択・決定権は子ども自身にあるということを忘れてはならない。

明治から昭和初期における保育と現代の保育

加藤 静 宮本 康子 山下 祐依

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

私たちが何気なく用いている「保育」というのは 200 年前のヨーロッパでの育児困難を機に誕生した。日本では家庭や地域の伝統的な子育てが展開されていたが、婦人の解放や戦争および高度経済成長といった社会変動と共に次第に国民的事業として「保育」が展開していった。日本で保育が広がった背景は、核家族化による家庭環境の崩壊等を改善する為、文部科学省・厚生労働省を中心に多くの政策や保育実践が行われたことに由来する。その中で代表的な取り組みに幼保一元化と子育て支援が挙げられる。一方、世界に目を向けると「モンテッソーリ教育」といった日本でも取り入れられつつある保育の方針や「レッジョ・エミリア教育」というその国独自の保育も展開されている。このように保育は世界中で行われているものであるが、先進国特有の出生率の低下や日本特有の急激な高度成長等、様々な問題を抱えている日本において今求められている保育とはどのようなものであろうか。そこで、本研究では世界における教育のあり方や日本における保育の歴史を見つめることにより、日本の子育て支援や幼保一元化の現状と展望について考察していく。

1 章 明治から昭和初期の保育について

日本で保育が広まったのは戦後の高度経済成長により伝統的な子育ての力が弱まったこと由来するが、その以前から幼稚園や保育園が誕生していた。多くの人が築き上げて来た幼稚園や保育園の歴史、そして、そこで行われている保育は私たちの子孫を残すことに繋がっているのである。そこで、この章では明治から昭和初期の保育について述べていく。

1.1 節 保育の誕生

家庭の育児に対して、社会の手による保育が出現したのは 200 年前のことである。背景には、産業革命による婦人労働の発生による育児困難が挙げられる。その困難で放り出された子どもたちの為にオーエンやフレーベルらによって社会的保育施設が設立され、婦人の就業保障と児童保護の両面を持つこととなった保育施設は身近な施設として各国に広まった。

日本に保育が広まったのは戦後の話となる。戦前には前近代的な家族制度が温存され、家族ぐるみによる伝統的な育児が展開されていた。しかし、戦後の家族制度から婦人の解放により、男子と平等に国民経済の担い手となることで育児の社会化、つまり、保育が発展していった。また、今日のように集団保育の場として幼稚園と保育園が必要となった理由は、高度経済成長に伴い、労働力の移動と核家族化によって家庭や地域の伝統的な子育ての力が弱まったことにより、保育は国民生活の問題であり、子孫を残し育てる国民的事業ともなっていたからである。

1.2 節 幼稚園の歴史と誕生時の様子

1875 年に京都の柳池小学校に付設した「幼稚遊嬉場」が誕生した。日本で最初の幼稚園であった「幼稚遊嬉場」は、学齢前の幼児を対象に英才児を育てることを目指したが、この施設は 1 年半ほどで閉鎖した。しかし、こうした幼稚園成立への動きの中、1876 年に東京で東京女子師範学校（現 お茶の水女子大学）附属幼稚園が現在のような本格的な幼稚園として誕生した。設立には、岩倉使節団の一員として欧米の教育事情を視察・調査してきた体験を有する文部行政の中心

にいた田中不二麻呂らが参加した。当時の幼稚園は入園資格として満3歳～学齢前までとされ、保育時間は4時間など様々な規則があった。特に、保育内容においては「物品科」「美麗科」「知識科」の3科のもとに25の「子目」が構成されていた。当時の保育には、フレーベルの20種類の「恩物」（フレーベルの世界観に基づき、遊戯や作業の為の理想の遊具）と、その取り扱い方を主とする著作が影響していた。しかし、保育の実際と合致しないという理由で1881年に規則改正が行われ、保育3科目は削除され、25の「子目」も24の「課」と変わっていった。その規則改正に伴い、保育時間は1課につき30分とされ、又、1884年の規則改正では24の「課」も20の「課」とされた。その結果、保育内容は次第に実地的な小学校の学科目に近づき、徳育（道德面の教育）主義的な保育を努めるように変化し、当時のデイリープログラムは必ず開遊（課業）の時間は長時間に成らず、且つ、規則正しい幼稚園生活の指導が行われた。

このような東京女子師範学校附属幼稚園における幼稚園運営の成功は全国に幼稚園を創ろうとする気運をつくり、その後、大阪・鹿児島と幼稚園が設立し、又、キリスト教による民間の幼稚園も設立された。これらの設立に伴い、日本の幼稚園の基礎が次第に創られて全国的な活動へと広がっていった。

幼稚園が大都市ばかりでなく各地方に普及していく中で、1899年6月に文部省により「幼稚園保育及設備規定」が制定された。これは、幼稚園に関する初めての総合的な規定であり、これにより幼稚園制度の基礎が固められたと共に一般の人々に幼稚園に対する一定の共通理解が生じたことを意味した。但し、この規定は小学校令の改正に伴い、施行規則の中に組み込まれたことにより1900年に廃止された。

時間割の枠の中に「恩物」その他の保育内容をはめ込む主義教育や教師中心だった明治期の教育に変わり、大正期に入ると子どもの個性・自発性・創造性を尊重した新教育（自由教育）が行われるようになった。また、幼稚園の普及により幼稚園関係者から保母の資格を含めた幼稚園の改善と充実を教育制度として明確にするよう求める声が起こり、これらの声を背景に1921年の全国幼稚園関係者大会、全国保育者大会、1922年の第45回帝国議会へ制定についての陳情が行われ、当時の内閣総理大臣が要旨案を作成し、幼稚園を庶民階級の多い地域に普及させることを目的に1926年4月に幼稚園令が発令された。この幼稚園令は全14条から成り、保育内容も「遊戯」「唱歌」「談話」「手技」の4項に加えて「観察」が入り、また、全5項目の中に「等」の表現が用いられるなど保育内容はより柔軟なものへと変わるきっかけとなった。更に、これは保育方法としても新しく、幼稚園から外に出て自然に触れ、直接的な経験を広める園外保育が取り入れられるなど新しい幼稚園教育に向けて律動運動や音楽に合わせて体を表現するリトミックの導入もされた。

昭和初期になると保育内容も保育5項目以外に郊外保育・園芸・読み方・数え方・体育などが付け加えられた。こうした中で、東京女子師範学校附属幼稚園では子どもの生活と心理を重視することが本来の幼稚園のカリキュラムであることや保育5項目は子どもの生活について意識していないこと、加えて、実践を通して一般人の批判を保育案に示すことの3つの理由により保育5項目とは異なる保育案が作成された。これは、誘導保育案の考え方が中心の保育案（系統的保育案と言う）であり、4～5歳児の2年間を3期に分け各週ごとに立案するもので、後に日本における保育カリキュラムの原型と位置づけられた。しかし、日本が戦争体制になった頃から保育内容も一変し、1938年の超国家主義（天皇制ファシズム）の新たな教育体制づくりを目指す教育審議会により自由保育に代わって国旗掲揚・校歌斉唱・団体訓練などの行事が行われるなど「躰」中心の保育が強化された。また、戦争末期には保育内容も軍国主義化し、「戦争」や「戦時生活」が取り入れられ、1944年になると4月に東京都の全幼稚園に対して閉鎖令が出され、8月から各都市で学童の集団疎開が開始された。しかし、結果的には戦争により多くの子ども達の生命は失われ、また、園舎も焼失するなど保育の続行自体が不可能となっていった。

1.3 節 保育園の歴史と誕生時の様子

社会的変動の進行により農村から都市へと農民が流入する一方、旧士族や旧職人層の分化が生まれ、少しずつ形成されつつあったスラムと呼ばれる都市下層社会の一般的生活者、つまり、苦しい生活を余儀なくされた都市における新しい貧民層がつくられた。この対策として、1882年に貧困児童の為の学校とは異なる「遊戯場」、また、労働の為に子どもの養育が十分に行き届いていない母親の為に「簡易」な幼稚園として保育所の設立を文部省が奨励し、1887年保育施設が誕生した。そして、1895年には民間の力によって神戸に無料の善隣幼稚園が誕生し、その後、数々の貧困児童の為に保育施設が設立されていった。この中でも「貧困幼稚園」の典型として、1900年に二葉幼稚園（1916年に二葉保育園と改称する。）が開設された。当時の保育時間は1日7～8時間とし、保育内容を「遊嬉、唱歌、談話、手技」としていたが、主に遊戯・衛生・生活習慣などの生活指導に重点をおいた保育が行われていた。現在との違いとして、当時の園児は毎日一銭を持参し、うち五厘は本人の貯金の為、残り五厘は保育料としておやつ代に充てていた。また、1909年に内務省はこれらの施設に助成金を交付し、これらを慈恵救済事業として組織化（この組織によって最初に創られたのは大阪市の鶴町託児所）し、米騒動以後に公立託児所の設置を行うなど文部省の幼稚園とは異なる別系統の施設として位置づけられた。

託児の形態や内容は地方公共団体によって対象年齢や保育時間に違いはあるものの、保育項目など他のことはさほど違いが無く、保育の内容は統一化されていった。その後、都市を中心に次々と公立託児所は設置され、職場託児所や農繁期託児所と様々な方向へと範囲を広げることとなり、戦時中も女子勤労働員政策の発令による女性の労働者の増加に伴い、託児所の重要は高まり、特に戦争末期には神社、寺院、図書館、学校などを利用して「戦時託児所」が各地で創られた。しかし、この託児所も幼稚園と同様に戦争の激化の中で園舎が焼失し、保育の続行が不可能な状態に陥った。

2 章 現代の保育について

敗戦後における日本の経済成長の裏には、自然破壊や家庭環境の崩壊と社会状況が大きく変化した。そのような変化に伴い、保育においても子どもや親のニーズに合わせて政策や取り組みを行った。その1つに現在も検討されている幼保一元化や預かり保育がある。そこで、この章では戦後から70年代の保育および幼保一元化における現状と課題について述べていく。

2.1 節 戦後における日本の保育

1945年8月の敗戦後、日本は衣食などの生活物資不足と生活破壊に襲われた。それに伴い、栄養不良児・結核児・身体障害児の発現や食料不足による児童の発育低下など多くの問題が引き起こされることとなった。戦争が終わって5年が経過しても児童の状態はあまり好転せず、文部省・日本共産党らは後の児童憲章を創る社会的要因となる児童白書を発表した。占領下での日本は、当時の児童に大きな期待を寄せ、児童の教育と福祉に特別の関心と援助を行い、新生民主日本建設の担い手として重視し、アメリカ占領軍も食糧・衣服等の物資的援助を行うと共に日本の政策への助言を行うなど復興に向けての寄与も行った。1946年の生活保護法を皮切りに教育基本法・学校教育法・児童福祉法等の制定実施や厚生省に児童局を労働省に婦人少年局がそれぞれ創設され、多くの法律の制定や局の創設が行われる一方、戦争によって創り出された母子家庭の生活苦は高まり、足手まといとなる幼児の子守の為に学童は長欠不就学を余儀なくされ、保育所や母子寮は超満員となった。これらを嘆いた母は署名運動を起こし、保育所設置を叫び、こうした社会情勢の激変は多くの民間保育団体を結成していく引き金となった。その1つに、乳幼児を擁護し、

健全な発達を図る為に働くものの手で保育施設の創設が行われ、保育者問題の社会的政治的解決などを目的とした民主保育連盟が結成された。連盟は青空保育や母と子の集いを勧め、又、多くの組合との連携により自主的・民主的・共同的な新しいタイプの保育施設を創り、多くの問題に取り組むなど多彩な保育活動を展開していった。この連盟以外にも、幼保一元化を推進した全国保育連合会や新しい保育学の建設を目指して実行へと移した日本保育学会などがあった。

以上のように、戦後保育運動が始まった一方で保育施設も次第に制度化されていった。1946年に内閣総理大臣の諮問機関として教育刷新委員会が設立され、幼児教育のあり方を提起する中、幼稚園を学校としての位置づけが主張された。幼稚園は学校教育法の下、学校として位置づけられ、学校としての幼稚園は国・地方公共団体及び別に定める法人（学校法人）のみが設置できることになり、校長（園長）・相当数の職員（教諭）を配置しなければならなかった。また、保育内容には幼児教育の手引きとして「保育要領」が文部省によって作成された。保育所は児童福祉法のもと児童福祉施設として位置づけられ、婦人労働を確保すると共に子どもを守る、つまり、働く人々が自分の問題として子どもを自分たちの社会協力によって守り育てようとする試みをもった独自の立場から設立に取り組んだ第三の保育施設が誕生した。このように幼稚園と保育所は幼保一元化を思考しながら二次的に制度化していった一方、保育をする上では困難を極めていた。理由は、幼児の生活の本拠である住生活が不安定の為に子どもは落ち着かず、保育施設も屋外・野外の青空保育が中心となっていた為、遊具も現存していた軍国主義一色のものは使うことができなかったのである。しかし、その結果として子どもの世界から色彩が失われた灰色の世界の保育は、保育者の創意を掻き立て、保育者は手作り品を用いて自分たちの手で保育材料を創り出し、様々な保育図書により保育の実践的模索が行われること繁った。

朝鮮戦争の勃発する1950年代には、浮浪児や少年犯罪の増加や児童の人身売買が多発した。そうした社会状況の状況における子どもの見解を明らかにする為に児童憲章が制定された。但し、これは法律ではなく、児童福祉・児童の権利についての国民の申し合わせであると約束したものであり、制定後は児童の福祉や教育の発展に寄与したが、法的な拘束力を持たなかった。しかも、国民生活は激しい変動の波に揺れ動かされ、子ども達の生活環境や教育環境は極度に悪化していく中で保育行政にも変化がみられてきた。

文部省では戦後の施設の質的低下を取り戻す為、新しい教育の内容や方法に相応しい施設づくりに向けたモデル幼稚園を指定した。また、教育面でも「保育要領」を手がかりとして行ってきたが、保育実践と研究の積み重ねにより再検討を行い「幼稚園教育要領」と改訂された。更に、小学校の教育内容との一貫性や幼稚園教育の指導上の留意点を明らかにするという目的により、保育という言葉は取り除かれ、保育内容も「健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画制作」の六領域と規定された。一方、厚生省は依然として保育所を「保育に欠ける」ことが入所の絶対条件とし、救済的な施設として捉えていた。保育所の保育は母親が家庭において日常的に子どもの世話をする保護養育の保育とし、幼稚園で行われている様な教育をする保育ではないという保育観を持続していた為、保育内容に積極的に介入しなかった。この状況を背景として、1953年に日本の保育に科学的な観点を導入しようと幼稚園・保育所の保育者を主力として「保育問題研究会」が発足された。保育問題研究会は子どもの成長には子ども集団の保障が不可欠であり、集団を大切に思う思想と実践を追求し、保育者の政治意識を育てることにより保育条件や労働条件に対する関心と呼び起こし、保育の民主的発展に寄与するという一定の役割も果たした。それにより保育問題は多くの国民の問題となり、保育所づくり運動も単なる増設ではなく保育時間の延長や保育内容・条件の改善要求などを含めた運動へと発展していった。

2.2 節 高度経済成長期から 70 年代の保育

1960年代に入ると、めざましい経済成長を遂げた高度成長期へと突入した。1963年に厚生省児童局がまとめた「児童福祉白書」は、「わが国の児童は、いまや天国は愚か危機的段階におかれて

いる」と記載している通り、高度経済成長による児童の福祉が阻害されていた。又、莫大な公費を投じて進められた地域開発や生産力の拡大のみを優先して、地域住民の生活破壊や人命を軽視したのである。結果、人口の農村から都市への大流出による団地っ子の誕生、子どもの遊び場であった道路・川・小山等は地域開発という名の自然破壊によって失われた。生活環境の破壊だけでなく家族の集う家庭までも温かみを失い変容してしまった。農村では、兼業農家や出稼ぎ農家の増加により大人たちの生活が農業から離れ、子ども達は農業にいそしむ生活的活動が失われた。都市においても婦人雇用や共働きの増加により下校後の児童の「鍵っ子」問題をはじめ、乳幼児の保育問題が社会問題と化した。この社会状況の中、子供たちを健全に育てる為に多くの家庭対策が行われた。厚生省は1963年に、3歳以上の幼児、又は小学校1年から3年の学童で家庭環境・友人関係等に問題があり、指導者を必要とするものの健全育成を図ることを目的に、児童館の設置を推進し留守家庭児（鍵っ子）対策にかえる方針や翌年には家庭の機能が縮小しつつある実態を把握する為に、全国家庭児童調査や家庭児童相談室の整備充実にも力を入れ始めた。文部省でも1964年に、学習する機会を親に提出し家庭の役割を親に自覚させることを意図する家庭教育学級の開設を行った。これを皮切りに、家庭教育資料の発刊等、社会教育的施策を進めた。1970年には核家庭における家庭の悩みを相談できるようにする家庭教育相談事業を発足した。このように家庭対策が強調され、各省庁が種々の取り組みを始めた。

一方、保育対策も経済情勢のなかで不可避的な課題であり、家庭保育を唱えるだけでは放置された子どもを救うのは不可能だった。そこで厚生省は1964年「保育所保育要領」を作成し保育の社会化に積極的に対応する姿勢をみせた。また1966年に67年から71年の5年間に約4千の保育所を増設しようとする保育所緊急整備五ヶ年計画を立案した。これを基盤として、保育所増設へと保育政策の基調を修正していった。文部省は1964年に幼稚園教育要領を改訂し法的拘束力を持たせ、六領域の各事項を幼稚園教育を通して達成されるべき「ねらい」とし、反面、素直でおとなしい科学につよい子どもを求める政府・財界の人づくり政策の一環を担った。幼稚園教育は、能力主義的な教育政策に乗り遅れまいとする国民の幼児教育要求とも合致して急激に拡大した。しかし、急激な幼稚園教育の普及は高く過密な、質の低い幼児教育を拡大しただけであった。こうして、都市では人口増加に増設が追いつかず、親たちは入園願書を手に入れようとし、園側は園児募集のため早期教育・英才教育をうたい文句に商業主義的傾向をつよめた。過疎地の市町村では幼稚園未設置を余儀なくされ、幼稚園教育の機会が地域的不平等性をますます顕著にただけであった。

幼稚園・保育所の普及・充実のためには、保育を担当する保育者を確保しその質的向上を図ることが不可欠な課題となった。しかし、急激な保育者養成校・保育学生の増大はすでにふれた幼稚園教育振興計画や保育所緊急整備計画による幼稚園・保育所の急増に対応するものであった。だが、保育者需要の拡大につれて保育者養成校一校当たりの増大し、マスプロ化の傾向を深めていった。保育所に勤務する保母は増加したが、保育所急増に伴い保母への処遇改善は遅々として進まなかった。そこで、労働条件改善や保母増員等の要求をかけた運動を展開するなかで、保母の組合作りや保育研究団体の活動を活発化させていった。こうした営みにより、新しく把握された権利としての保育者観（保育所は働く母親の労働権と子供の生活権・発達権とを同時に保障する）の内実を創り出すとして、保育者の労働条件の改善、専門性の追求とともに、我が国の保育発達に大きな役割を果たしたのである。

60年代の高度経済成長期に変わり低成長時代を迎えた。社会状況は家庭生活のリズムの規則が崩れ、大人も子どもも「朝食抜き」「テレビづけ」「慢性睡眠不足」といったことが日常化された。また地域での子どもの異年齢児集団の形成が難しく、遊びの伝承が低下してしまった。その背景に地域や家庭環境の劣悪さ、核家族化などの家庭生活の急激な変貌、知識や技能といった「能力」別に序列をつけ選別していく「能力主義」教育政策による教育の荒廃化状況の進行があげられた。これにより、乳幼児の発達の基本となる「よく遊び、よく食べ、よく眠る」という生活のリズム

の破壊が進み、子供の心と身体の発達にいろいろな異常が指摘され、子供の生活や発達が内面からむしばまれてしまうという危機的状況に追い込まれてしまった。改めて、保育・教育の在り方が国民的関心事となった。

また、60年代の保育を変えていこうとする動きが非常に活発になった。まず、保育要求を目指して、保育運動も着実に発展していった。運動のつながりが持てず、孤立的運動となりかねない状況だったが、諸団体の経験と画題の交換、問題の本質つかみ運動や実践の交流等を行い、保育運動を質的に高めていった。70年代には、地域の保育要求を組織すると共に、「国民的保育運動」の形成の大切さを確認し、さらに運動の展開が図られていった。

そして、保育実践も次第に深まり始めた。1つ目に乳児保育の実践の広がりや深まりである。0歳児からの乳児保育を広げていく上で大きな支えとなったのは、私立保育所や無認可共同保育所が積み重ねてきた実践やカリキュラムであった。また、乳児向きの絵本や道具の市販化により「子どもの文化」の領域に「乳児文化」が位置づけられた。2つ目に子どもの遊びの貧弱化・ひ弱さという問題の指摘により、遊びの問題や実践、身体づくり等が改めてクローズアップされたことである。飼育活動や畑作り等「遊び・労働」の実践、異年齢児保育の「縦割り保育」また体力づくりとしてスポーツ遊びやマラソンをし、乳幼児の発達にそくして身体と心とが切り離されることなく豊かに育つかを実践的に追求している。3つ目に障害児保育実践が広がりを見せていることである。障害児も同じ人間であり権利を保障されなければならない。そうした中で、障害児を受け入れての集団保育の方法、保育者集団の在り方また専門施設の充実と連携が保育条件を整備する動きが前進している。4つ目に幼児期からの系統的な教育を明らかにしようという動きである。音楽教育では「わらべうた」や「遊びを伴う歌」を取り入れ音楽教育の基礎を作ろうとする実践や子供の発達に合わせて読み聞かせる実践も広がっている。5つ目に乳幼児の健康や安全に関わる問題の取り組みが専門家や父母との協力、連携によって活発に進められていることである。6つ目に保育内容を全面的・構造的に把握しようとする動きが活発になっていることである。子どもの全体的で調和のある発達を推し進める諸活動をどう組織し発展させるかという立場から日課や保育計画の在り方が検討されている。7つ目に園と家庭とが協力して規律やしつけを身に付けたりと保育や育児にあたることが強調されている。

以上7つの特徴を挙げたように、今や幼稚園・保育園は国民生活に必要不可欠となり保育実践も着実に前進しつつある。幼稚園と保育園との制度的関係の改善や幼保一元化に向けての具体的な取り組みは緊急をようする課題であろう。

2.3 節 幼保一元化における現状と課題

保育園と幼稚園を一元化すべきであるという議論は以前から多く行われていた。保育園は保育福祉施設であり、保育に欠ける子どもが通う、一方、幼稚園では保育時間が4時間であり、この制度の違いにより保護者は就労と育児を両立することに困難が生じていた。しかし、保護者の状況で子どもの通う施設を分けるのは好ましいとは言えず、幼稚園と保育園を一元化すべきであると考えられていた。この考え方により早い時期から幼保一元化を進めた自治体も存在したが、これは一部の動きに留まり、広範な世論の形成までには至らなかった。ところが、最近になり違った視点から幼保一元化の議論が急速に進み、各地で幼稚園と保育園が一体化した総合施設が創られるようになった。その背景には少子化・財政状況の悪化・幼稚園の保育所化の3つの理由が挙げられる。

少子化により子どもが激減した地方では、幼稚園と保育園を別々に設けると望ましい子ども集団を確保することが難しく、また、自治体の財政状況の悪化により幼稚園と保育園を別々に設けるよりも一体化する事で経費節約となることから幼保一元化の議論が再燃することとなった。更に、パート・アルバイトと働く女性の増加とともに幼稚園での預かり保育が急速に進んだことにより幼稚園で実質的な保育所化が進んだことも議論を加速させる要因となった。この預かり保育

とは通常 4 時間を基準とする幼稚園の教育時間に対し、保護者の希望に応じて教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中に教育活動を行うものである。特別な活動をせず子どもたちが自由に遊ぶ「自由遊び中心」型、絵画・英語・音楽・体操などの複数の活動を設定し子ども(保護者)がその活動を選択する「習い事・おけいこ事」型、サッカーなど不定期な活動の「イベント」型と保育内容も様々である。その為、幼稚園であっても実質的には保育園と同じような役割を果たす園が増加した。

このような背景の下、幼稚園と保育園を一体化した総合施設が各地で見られるようになった。この幼保総合施設には、1 つ目に従来の幼稚園に長時間児を受け入れた「幼稚園中心型」、2 つ目に従来の保育園に短時間児を受け入れた「保育所中心型」、3 つ目に従来の幼稚園児を短時間児・保育園児を長時間児のように分類せず、基本の保育時間を共通して設定した「統合型」と 3 つの型がある。しかし、運用上は一体化されているものの、制度上では幼稚園児と保育園児が別に区別される為、書類の作成や財源・補助金の申請等を別にするなどとても煩雑であり、このような状況改善の要請が大きくなった。そこで、政府においても幼保一元化の検討が進められることになり、2003 年 6 月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、幼保一元化が政府方針となることにより総合施設の設置が一般財源化された。

しかしながら、政府はあたかも地域から出された幼保一元化の要望に応じているかのような振りをしているが、実際に実現しようとしているのは企業活動を前提とした総合施設の設置という見解が一般的である。何故ならば、この幼保一元化の政策の主張には「財政効率」を追求し、これまで積み上げてきた「保育実践の歩み」や「子どもにとってどんな保育施設が望ましいか」といった視点は全く見られないからである。つまり、この幼保一元化に隠された本当のねらいは保育施設の民営化や地方自治体への責任転嫁を目的とした規制緩和の実現であると言っても過言ではない。

総合施設化・幼保一元化の問題についてはもっと国民的関心を高めて議論することが必要があり、今日の地域や家庭の状況を踏まえた上で幼保総合施設が単に従来の幼稚園と保育園を合体させたものとして機能していくか、または、幼児期の保育を充実・発展させる方向で機能するかに関して「保育」という概念が包括する教育機能をどう理解するかが大きな鍵となる。すなわち、幼稚園であれ保育園であれ、本来そこで展開される「保育」は「養護」と「教育」が統合されたものであり、従来の幼稚園児も保育園児も共により充実した保育が受けられる総合施設としての幼保一元化施設の設立を実現させていくことが望まれている。

3 章 海外における保育の現状

世界では様々な教育が行われており、その中でも子ども達の感性を重視した教育が注目されている。そこで、この章では「感性」という点で有名なモンテッソーリ教育、レッジョ・エミリア教育、そして英才教育に力を入れている中国の教育について述べていくことにする。

3.1 節 モンテッソーリ教育

マリア・モンテッソーリはイタリアの医学博士であり、モンテッソーリ教育法の開発者である。19 世紀、ローマ大学医学部に女性として始めて入学した。当時は女性差別の残る時代だった為、入学後、男子学生と同室の解剖が許されず、別室で一人死体に向かいメスを取らざるを得ないなどの差別的処遇を受けたが、それらの逆境を乗り越え、1896 年、イタリア初の医学博士号を取得した。しかし、卒業後も封建的な風潮が残る医学界でようやくローマ大学付属の精神病院に職を得たが、当時の精神病院は医学とかけ離れた状況に置かれ、患者は鉄格子に囲まれた暗い部屋に専ら監禁され、医療らしい医療が行われない劣悪な環境にあった。医師として絶望的と言えるこ

の職場でモンテッソーリは知的障害があるとみられた幼児が床に落ちたパン屑でしきりに遊ぶことに目を留めた。注意深く観察を続け、その子に知的な刺激への渴望があると認識した。そこで、玩具を与え、教育に着手した。この試みは感覚を刺激することが知能向上に寄与するという確信を彼女にもたらし、更に他の障害児達にも同様の教育を施した。モンテッソーリの教育を受けた障害児たちに知能テストを受けさせると、彼らの知能が健常児の知能を上回るという結果が得られ、イタリア教育界・医学界に衝撃を与えた。これをモンテッソーリ教育と言う。以後、モンテッソーリ教育を実施する施設は「子どもの家」と呼ばれるようになる。

「子どもの家」は1907年、イタリア・ローマに最初に誕生し、瞬く間に欧米を中心に世界各国に広がった。特に、アメリカ合衆国では2度にわたってモンテッソーリ・ブームが起こり、アメリカ全土にその教育法が普及した。現在、アメリカの私立をはじめ数百の公立学校でもプログラムが導入され、3000ヶ所のモンテッソーリ・子どもの家があると言われる。日本には1960年代に紹介され、モンテッソーリ・プログラムを導入する幼稚園やモンテッソーリ教育を専門に行う「子どもの家」が創立された。常に子どもを観察し、そこから学ぶ姿勢を貫いたモンテッソーリは、感覚教育と同様に子どもの中の自発性を重んじることを説いた。どの子どもにもある知的好奇心は何よりその自発性が尊重されるべきであり、周囲の大人はこの知的好奇心が自発的に現れるよう子どもに「自由な環境」を提供することを重要視した。また、子どもを観察するうち月齢・年齢ごとに子ども達の興味の対象が次々移り変わる点に着目し、脳生理学に基づき、様々な能力の獲得にはそれぞれ最適な時期があると結論付け、これを「敏感期」と名付けた。モンテッソーリ教育の特徴の一面とされる一斉教育を行わない教育形態は、この子どもたちの「自由」の保証と「敏感期」を育むモンテッソーリ理論の視点に立つものである。

「整えられた環境」と教員養成としてモンテッソーリ教育では、子どもたちが安心して自由に遊び、作業のできる環境整備が重視される。教室が清潔に保たれ、子どもの目線で教室を見渡せることにも配慮が求められる。また、モンテッソーリ教育法における教師の存在は、教室や教具と同様、整えられた環境の担い手の一つと考えられている。彼らには、教具などを扱う技術や管理する能力も要求されるが、何より子どもを注意深く観察する態度が要求され、各々の子どもたちの欲求に沿ってその教育を提供する注意深さが求められる。また、子どもたちの集中時、それを妨げない心遣いや子どもの自発性を持つ姿勢も養成コースにおける重要な要素となる。晩年のモンテッソーリが力を注いだ教員養成方法は現在も世界各国で実施され、この厳しい教員養成もモンテッソーリ教育の特徴の一つに挙げられる。

子どもの自主性・独立心・知的好奇心を育み、社会に貢献する人物となること（モンテッソーリ教育の終了は24歳）を目的とするモンテッソーリ教育は、欧米ではオルタナティブ教育として評価されている。一方、日本においては潜在能力を引き出す・知的能力を上げる・小学校のお受験対策といった英才教育や早期教育として注目され、幼児教育だと誤解されることが多い。また、モンテッソーリ教育法は主に乳児・幼児・園児あるいは児童を対象にしているが、欧米にはモンテッソーリの小学校は数多くあり、中学校や高等学校も存在する。これに対して、日本ではモンテッソーリ保育園や幼稚園は数多くあるが、学校法で規定され日本政府に認可されているモンテッソーリ小学校（公立・私立）は存在しない。現在、横浜モンテッソーリ幼稚園およびマリア・モンテッソーリ教育研究所を運営している横浜市の学校法人高根学園は0歳から12歳までのモンテッソーリ教育一貫校を計画している。

3.2 節 レッジョ・エミリア教育

ここでは市民の声から始まった街ぐるみの教育プログラムである「レッジョ・エミリア」について述べていくことにする。レッジョ・エミリアでは、6ヶ月から6歳までの年少の子ども達の教育に力を入れており、保育園（0～3歳）・幼児教育機関（3～6歳）を同じ組織で運営することで継続された教育を行っている。就学率の低いイタリアではレッジョ・エミリアの教育的水準と関心

の高さは群を抜いており、幼児施設を作るという発想は市民の間から持ち上がったものであった。設立の発端は第二次世界大戦直後の1945年、労働者階級の市民が街に残されていた戦車を売って幼児施設を作るための資金を賄い、その後、市民たちの草の根的な要求に対応する形でレッジョ・エミリア市が運営する幼児学校数多く生まれていった。

レッジョ・エミリア市の幼児教育を語る上で欠かせない人物の一人に教育者 ローリス・マグラツィ氏がいる。彼が中心となって創り出した教育体制は世界中の教育者から注目を集める前衛的なものであった。レッジョ・エミリアの教育の特徴は、まず人的体制であり、25～30人程度の1クラスを2人の保育者（対等の立場）が保育を行っている。また、市の教育部に「ペダゴジスタ（教育専門家、教育指導主事的な仕事をする人）が配置されており、担当する幼児学校を巡回指導するというものである。そして、忘れてはならないのが「アトリエリスタ（芸術教師）」の存在である。レッジョ・エミリアではすべての幼児学校に配置され、アトリエリスタとペダゴジスタが担当保育者2人と保育実践を推進していく。学校にはアトリエがあり、そこで美術の資格を持ち視覚表現の専門性を備えたアトリエリスタが様々なツール・マテリアルを使った取り組みを実践して、つまり、教育者が言語だけに頼るのではなく、多岐にわたる表現方法が子ども達の知識を構築していくのである。

保育内容の面では「プロジェクト学習」という学習スタイルが特徴的である。子ども2人から5人程度のグループを形成し、日常の出来事や子ども自身の着想および保育者の体験等を基にして学習を進めていく。数日から長い場合は数ヶ月に渡って行われるプロジェクトの中で、子ども達は同じテーマについて繰り返し勉強する。以下、実際に幼児学校で行われた「影の研究」という2人の5歳児のプロジェクトを例に出してみる。

2人の子ども達は自分の影に沿った自分の姿を描く為に事前に教室で影についての研究を行い、その後、アトリエでグラフィックアートとして自分達の影を表現しようとする。レッジョ・エミリア市乳幼児センター・幼児学校のペダゴジスタのK. ジュウディチ氏はその様子を「2人は思い思いに自分の姿と影の絵を描く。すると、その内の1人が『自分の本当の影は真っ黒だし、自分の足にくっついている』と主張した。これは思考の素晴らしい表れである。発言するという事は自分の思考を認識している証拠である。そして、疑問は想像力を刺激し、新しい発想を生み出す。その後、“影は足にくっついている”というルールを発見を出発点に2人は描いた影をハサミで切って自分の近くにのりで貼るなど新しいアイデアを生み出していく。子ども達は実践し、仮説を立て、情報を交換しながらコラボレートすることで最終的には自分の主観的なビジョンを排して客観的な事実を見つけ出す。」と解説した。

その他にもレッジョ・エミリアでは、「ドキュメンテーション」という独自の方法で教員が子ども達の遊びや活動を写真やメモを用いて観察・記録・資料化を行っている。ジュウディチ氏はその意義を「子ども達の遊びを形に残すことで教員は彼らの研究や考え・発見などの精神的な営みを知ることが出来る。また、今後の子ども達へ関わり方や新しい教育方法を考える為の参考にする。」と語った。子ども達の活動は地域の人々の交流の場で保護者を含めた多くの目に触れることにより、子ども達自身も文化の作り手であることを広く認識し、ゆえに、自発的に楽しみ、交流を行いながら学んでいくことに繋がっていく。

以上のように、レッジョ・エミリアの幼児教育および理論は「子どもは教えさえすれば受動的に学ぶのではなく、子どもが何か自ら主体的に行うする中に学びは存在している」というマラグツィ氏の言葉に集約されていると言え、教育者や保育者は子ども達のサポートであり、道しるべなることが一番重要であると説いているのである。

3.3 節 中国の教育

中国の大学進学率はわずか5～6%であり、大学卒は超エリートとなる。中国には元々エリート教育の伝統があり、学問をして良い成績を上げれば、高位高官(=人生の成功者)に成れるのであ

る。この考え方は、現在も中国人の中に生き続けており、近年、経済が発展して豊かになるに連れ、国民の間で子どもに如何にレベルの高い教育を与えるかが最大の関心事と言える程、教育ブームが過熱している現状である。中国の教育体系は日本とほぼ同じであり、小学校 6 年・初級中学校 3 年・高級中学校 3 年・大学 4 年が最も標準的形態であり、小学校から初級中学校の 9 年間が義務教育となっている。その中で日本の義務教育と大きく異なる部分は、小学校から大学までのそれぞれに「重点校」制度が敷かれている点である。「重点校」は、特別に優秀な人材を育成する為の学校であり、大多数を占める普通校と比べ予算面で恵まれている。また、教師の質が高く、大多数の施設は立派な造りとなっている。

多すぎる人口と限られた教育予算の中、近代化に不可欠な人材を早急に養成する必要性から選抜教育が行われており、中国においてエリートに成る為の最難関が大学への進学となっている。大学へ入る為には毎年 1 回 7 月に全国一斉に行われる「全国統一試験」を受験し、合格レベルに達する必要がある。この「全国統一試験」は農村に生まれた子ども達にも大きなチャンスを与え、各大学は地元の学生だけでなく、全国から優秀な学生を募集している。特に、名門校が集中する北京には全国各地の秀才・才女が集まり、都市戸籍への移動が許されない農村に生まれても勉強が出来れば公然と大都市へ旅立つ道が開けるのである。都市部では、大多数の親たち教育パパ・教育ママであり、その熱心さは日本の比ではない。子どもに家庭教師をつけることは、もはや一部の富裕層に限られたことではなく、都市部の市民の間でもよく聞かれることであり、親たちは子どもの為になることならばどんな投資でも惜しまないのである。しかし、それは子どもが親の面倒を見ることが常識的な中国では、親の将来が子どもに懸かっているからであり、若干の身勝手さも感じられる。

保育に関しても寄宿制を売りにする幼稚園が一般市民の間で話題を集めており、これは過熱する教育ブームを物語る現象の一つである。人気の秘密は、24 時間態勢の行き届いた質の高い教育であり、ジェスチャー等の遊びの要素も交え、楽しみながらも外国語に接するなどの独自の外国語教育カリキュラムが取り入れられている他、放課後はピアノの個人レッスンなど子どものあらゆる可能性を育むことが唄い文句となっている例が多い。また、このような幼稚園では一人子時代が進む中国で自分勝手な子どもに戸惑う親たちの為にしつけや健康管理も万全に行われている。

人生の成功者に成る為のルールは以前のように一本ではなくなりつつあり、しかし、現実を見れば、中国が以前にも増して激しい競争社会へと突き進んでいることは疑いのない事実となっている。

4 章 日本で行われている地域子育て支援

保護者は日頃から様々な育児不安を抱いており、また、出生率の低下は悩みの 1 つとなっている。そこで、この章ではこのような世間の育児への不安や悩みに対して政府や地域はどのような支援をしているのかについて述べていくことにする。

4.1 節 子育て支援

子育て支援とは、子供を産み育てやすく子供が暮らしやすい環境・地域・社会にする為、社会全体が人材や資金・情報などを提供して整えることをいう。国も少子化対策の一つとして子育て支援を行っており、国だけでなく各自治体や企業、社会教育施設などが行っている子育て支援もある。近年は少子化・核家族化が進み、周りに「ママ友」がいない・親が遠方に住んでいる傾向にあるなどの為、子供を預けることもできずに育児相談や情報交換することができていないなどの理由によって悩む親が増加している。また、生活面も子供を出産する前と比べて経済的な負担が増加することも現実である。

女性は出産すると様々な手当や制度を利用することができる。例えば、産休や育児休暇・育児時間の制度も子育て支援に含まれ、出産育児一時金や児童手当・乳幼児医療控除などの金銭面でも生活への負担ができるだけ軽減するように子育て支援が行われている。出産後も働く親が増えてきている一方、子供を預けることができる保育園はいつも満員で子供が小学生になっても一人で家に留守番させるのは心配と思う為に働くことを断念する親も存在し、そのような話を聞いた人が子供を産むことを躊躇するという事例もある。

このような状況の中、現在少しずつ働いていても子供が安心して暮らせる環境の整備が進められている。例えば企業の託児所である。保育園や保育所は数が足りず、入園・入所待ちをしなければいけない状態が多くあるが、最近は社内に託児所を設けることにより社員が安心して子供を預けられる環境を整えてある企業もある。その他には児童館・学童保育および育児相談である。日中に両親が家に不在の場合、児童館や学童保育に保育を頼むことが出来、授業終了後の遊び場・生活の場を提供してもらえる。また、保健センターなどでは定期的に育児に関する悩みや相談を受け付けており、子供の成長は順調であるか・しつけや食事についての不安や疑問などを保育士や栄養士が答えてくれる(各自治体の保健センターなどで定期的に行われている)。

このように、子育て支援は親を様々な方向からサポートしそのサポートによって親は安心して子育てに励むことができ、育児不安が減ることによって仕事に打ち込むことができるのである。

4.2 節 出生率上昇地域における子育て支援

メディア等で報道されているように出生率の低下に歯止めがかからない状況が続いている。その一方で幼児虐待や育児放棄、DV などの子育てに関わる痛ましい事件が後を絶たない状況にある。こうした状況を如何に打破していけば良いかについて、この節では全国的にも稀に出生率の増加が認められている福井県の子育て支援について考察していく。

福井の子育ては一躍脚光を浴びている。それは、2005 年の合計特殊出生率が 1.47 と全国 2 位になり、出生率が前年と比べて上昇した全国唯一の県となったからである(2005 年国勢調査)。少子化に悩む自治体が多い中、福井県の出生率上昇の要因が様々なメディアで取り上げられ、世間から注目されている。福井県の子育ての特徴は、女性のみにより子育てを押しつけないという点である。福井県の女性就業率は 52.6%で全国 2 位、共働き世帯の割合は 60.5%で全国 1 位(2000 年国勢調査)と、女性の社会進出が進んでいることで働く母親も多いと考えられ、いろいろな人の手を借りながら子育てをしている様子が窺える。また、親族で支えあう点も注目される。三世帯同居の利点は子育ての手が多いことであり、福井県の三世帯同居世帯の割合は 23.1%で全国 2 位(2000 年国勢調査)となっている。両親が不在の時に祖父母が子守りをしたり、保育所等へ送迎したりするなど家庭内で支えあうことができる。更に、地域で支えあう風土がある点である。支えあう前提である地域での交流の様子を見ると、交際費は全国 3 位、付き合い費は全国 4 位など、人との付き合いを重視する傾向にある(1999 年全国消費実態調査)。また、福井県では集落内で同じ寺の檀家が集まって「お講」が行われてきたなど昔から地域内での交流が盛んであった。地域交流が活発な中でさらにボランティア活動へ参加した人の割合(15 歳以上年間参加者率)は、36.6%で全国 5 位と比較的高い割合になっている(2001 年社会生活調査)。このように、福井県では地域で皆が協力して子育てを支えあう風土が育まれていると言える。

以上の他にも、行政の子育て支援が充実している点が挙げられる。主要なものは、以下の 3 点である。第 1 に、「すみずみ子育てサポート事業」である。これは、2004 年度から始まった事業であり、保護者が通院・冠婚葬祭・学校行事等へ参加する場合、NPO 法人やシルバー人材センター等が一時預かり、保育所・幼稚園への送迎、生活支援(家事のお世話等)などを行ってくれる子育て支援事業である。しかし、『子育て』とは子どもが成人になるまで責任を持って育てるものであり、それを踏まえて考えると上記の行事等への参加は子どもがいてもできることである。よって、一時預かりも 1 つの手段であるが、もしも子育てが仕事に支障を来すことで子どもを煩わ

しいと思う気持ちがそこに介在する、または、この事業がそのような気持ちを助長させる可能性が有ることも考えなければならないであろう。

第2に「子育てマイスター地域活動推進事業」である。これは、子育て中の保護者が抱く悩みや不安を解消することを目的に2005年度からスタートした事業である。詳細は、まず保育士・医師・看護師・保健師・教諭・社会福祉士などの有資格者を「子育てマイスター」として登録する。そして、子育てマイスターはボランティアとして児童館や公民館などで子育て相談を行ったり、子育てサークルへ助言を行ったりする。この事業は保護者に対しても子どもに対してもとても良いサポート事業となっている。よって、この事業を保護者が上手に利用することができれば、子育て中の悩みも減り、これから子育てをする人の不安解消にも役立ち、その結果、現在問題になっている『虐待』などは減少していくことが期待される。

第3に「ふくい3人っ子応援プロジェクト」である。2006年度から始まったもので、子供がたくさんいる家庭を経済的に支援する事業である。内容は、3人目以降の子供は生まれえる前の妊婦健診費から3歳に達するまでの通常保育料や病児保育・一時保育やすみずみ子育てサポート等の利用料・医療費を原則無料化することである。また、行政側も子育て支援を積極的に行う。子どもの増加に比例して家計の子育て費用の占める割合は決して少なくはない。よって、出産や子育てに対する経済的な悩みや不安が多少でも軽減できるのであれば、このサポート事業は意義あるものとなっていくであろう。

このように、様々な支援制度が整備されることにより福井県全体として出生率は上昇し、子どもを育てやすい環境が整い、理想的な子育て県としての姿が想像できる。

4.3 節 「NPO 法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ」

「NPO 法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ」は約15年の実績を持っており、子育てを語る上で欠くことのできない存在である。なぜならば、この長期に渡る実績は全国的に見ても子育て支援団体の草分け的存在とも言え、精力的に子育て支援活動を行っているからである。「きらきらくらぶ」の活動は、保育事業と2つの支援事業の3つの柱から構成されている。まず、保育事業では親子保育で2種類、預かり保育で3種類の保育が展開されている。

親子保育は2つのクラスが設定されており、1・2歳児対象の「プレイルーム」が週1回、1時間半（年保育料・月保育料共に4,500円）行われ、1歳未満児対象の「きらきらベビィ」は2週に1回1時間半（年保育料・月保育料共に1,000円）行われている。これは、子どもを集団の中で育てたいが、子どもを1人で預けるには多少不安が残るという母親たちを対象として行われる保育活動で、母親自身も子どもの成長を実感することができることに特徴がある。加えて、母親同士で顔を合わせて話をするにより、育児の不安や悩みの解消が期待されている。子どものみを預かる「きらきらキッズ」は「きらきらくらぶ」の中心となる活動であり、2・3歳児を対象に週2回のコースが2種類用意され、保育時間は午前中の3時間である。これは、週2回のコースを基本とし、保護者の要望に応じ週5日まで預けることが可能（年保育料は4,500円、月保育料は7,500円）であり、夏休み等の長期休暇中には幼稚園児・小学校低学年児童を対象とした「わんぱく Kids」（保育料900円）も行われている。このように「きらきらくらぶ」の保育事業は極めて多様に展開されている。そして、預かり保育に対するニーズは非常に高く、例えば、近隣の商店の方が短時間預けたり、隣のスーパーで午前中だけパートの仕事をしている母親が預けたり、年度途中で仕事を始めて週3回子どもを預けるなど様々に利用されている。また、母親だけではなく、毎日孫の面倒を見ている祖母祖父が預ける場合などもあり、始めた当初は10人程度であった預かり保育（きらきらキッズ）も現在では約130人の子どもを預かっている。

支援事業は、「おやこきらりん広場」と子育て情報誌「きらりん」の編集・発行の2つが行われている。「おやこきらりん広場」は月曜日から金曜日の10時から16時まで開かれており、広場に集まった親子が絵本を読んだり、玩具で遊んだりと思い思いに過ごし、時にはお誕生日会や月の

「お楽しみ会」を行うが、活動計画は基本的には存在しない。また、親子イベントとしては秋に「子づれ父ちゃん秋ツアー」という遠足イベント、10月に「ハロウィンパレード」、11月には「いきいきパパ講座」を開催している。いずれも父親が育児に参加するだけでなく、育児に協力し、さらに父親のネットワークをつくることを狙いとして企画されている。次に、情報誌「きらりん」は「きらきらくらぶ」のスタッフによる年1回発行されている手作りの情報誌である。「おやこきらりん広場」の活動やイベントの様子・子育て支援講座の告知・お出かけスポットの紹介や病気への注意喚起等、子育てに関する多くの情報が丁寧にまとめられている。この他にも窓口を設け相談を受け付ける等、日常の保育活動の中で母親たちと会話する中で自然と子育て相談になっていくケースもあり、母親・父親達が交流できる場を作り、小さい子どもと触れ合う機会を設ける必要があると考えているのである。

このように、ただ預かるだけではなく、それらを通して子育ての喜びと楽しみを母親・父親に広めていきたいと考え、不安を抱え悩みながら子育てに当たる母親たちの心強い味方として今後も「きらきらくらぶ」は在り続けるであろう。

まとめ

これまで明治から今日に至るまでの保育について述べてきたように、日本は昔ながらの伝統的な近隣・親戚といった家族ぐるみの育児であったが、女性の社会進出によって今日のように集団保育の場として幼稚園と保育園が必要となってきた。そして、明治・大正・昭和と時代が変化していくと共に保育実践は見直され、乳幼児保育だけでなく、現在では障害児保育や縦割り保育等も導入されている。このように、幼稚園・保育園は国民生活に必要不可欠なものとなり、保育実践も着実に前進している状況にある。また、世界の保育に目を向けると、モンテッソーリ教育、レッジョ・エミリアの幼児教育、英才教育等、国によって教育方針に様々な違いがあるものの、時代の変化が日本だけでなく世界の保育にも影響している現状となっている。これらの状況を鑑み、これからの日本の保育をより良くしていく為には、現代社会における保育に必要とされている時代の要求を意識して、日本だけでなく世界各国の保育にも目を向けながら、地域が一体となって日々子育て支援の改善に努めることが重要なのである。

教育と少年犯罪

古賀 梨佳 平山 絵理

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

近年、犯罪の深刻な脅威が社会の重大な関心事となり、市民が安心して暮らすことのできる安全な社会を如何にして取り戻すかが重要な課題となっている。このような社会問題への対策として各方面で幅広く検討が進められると共に様々な取り組みが行われているが、その中で特異な凶悪犯罪が発生する等、少年非行の動向は予断を許さない状況にある。今日、我が国では少子高齢化という人口構造の急激な変化の下、世帯人員の減少・離婚率の上昇・インターネットの普及・労働の多様化及び流動化等、少年を取り巻く環境が大きく変動し、社会自体の有する犯罪抑止機能が多くの点で低下している現状にある。その結果、かつての「平穏な時代」から現在の「犯罪多発社会」へとわずか30年間で大きく社会が変化し、非行抑止機能として働いていた我が国固有の社会的・文化的特質は変容され、青少年の社会的な自立の遅れ等の新たな問題が生じはじめている。そこで、本研究では我が国の少年犯罪の動向と特質や少年を取り巻く環境等を分析した上で、特に「教育」に重点を置き、現在の教育現場における教育の果たすべき責任およびこれからの教育の在り方について考察していく。

1 章 少年犯罪

近年、メディアでは残酷で異常性を感じさせる少年犯罪が頻繁に報道されている。そして、これらの報道は「増加・凶悪化」という言葉が共によく使われている。しかし、法務省の「犯罪白書」によると少年犯罪の発生は戦後一貫として減少傾向にあり、比較的低軽微な犯行が大多数を占めているとされている。このことから、少年犯罪は増加・凶悪化したのではなく、単にメディア報道が増加したに過ぎないと言えるのではないだろうか。また、この30年で少年を取り巻く環境が大きく変化し、価値観や生活様式の多様化、家族結合や地域社会の連帯意識の希薄化等から社会自体の有する犯罪抑止機能が多くの点で低下していることも事実である。そこで、この章では少年犯罪の動向と特質、少年を取り巻く環境について詳しく述べていくことにする。

1.1 節 少年犯罪の現状

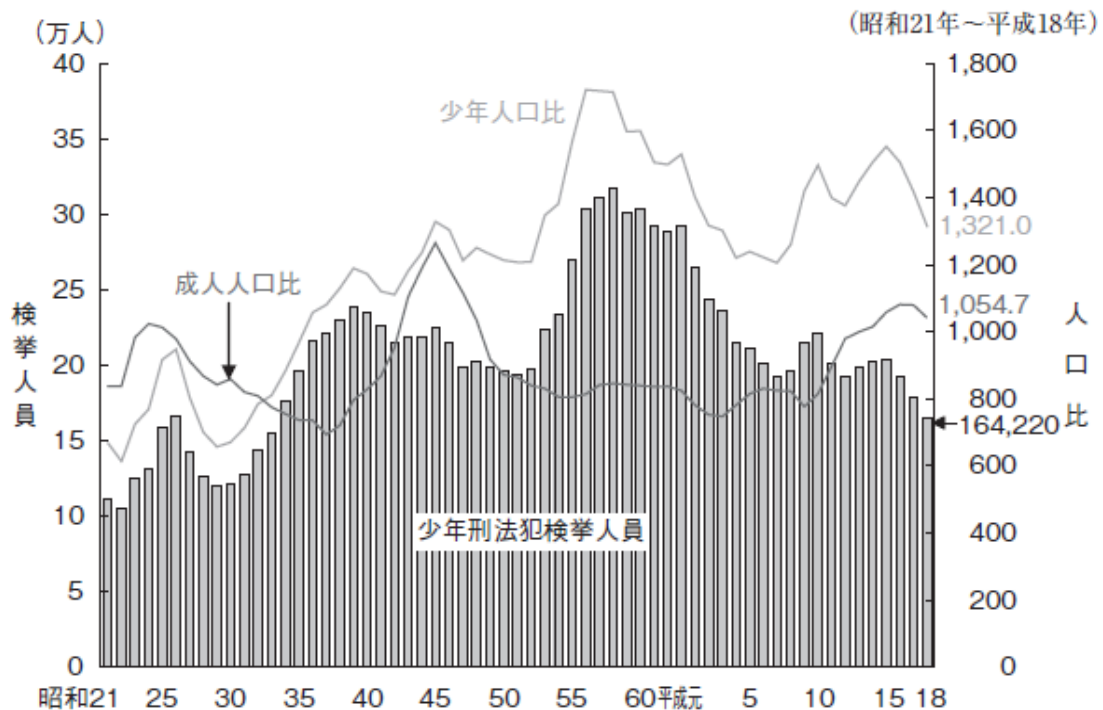
近年相次ぐ少年犯罪から、マスコミによって少年犯罪の増加・凶悪化が叫ばれている。日本人の多くがこのような現状に危機感を抱き、少年法の改正や教育改革という現実の動きにも繋がった。確かに少年による事件を耳にすることは多いが、本当に少年犯罪は増加・凶悪化しているのだろうか。警視庁の「少年非行等の概要」によると、昨年中に刑法犯として検挙された14歳から19歳の少年は、前年よりも9,593人(8.5%)少ない10万3,224人と4年連続して減少しており、成人を含めた刑法犯全体に占める14歳から19歳の少年の割合は28.2%と1972年以来36年ぶりの低い割合となっている。また、少年犯罪が凶悪化についても、刑法犯少年のうち殺人・強盗・婦女暴行を働いた「凶悪犯」は前年よりも10.9%減の1,042人であり、これも4年連続で減少している。更に、暴行・傷害・恐喝などの「粗暴犯」も前年より5.8%減の9,248人となっており、これは統計が残っている1949年以降では最低の数字となっている。加えて、法務省の「犯罪白書」では未成年犯罪者の傾向として、凶悪犯罪や知能犯罪よりも粗暴犯罪の比較的低軽微な犯行が大半を占めているとされている。マスコミでは少年による凶悪犯罪が大きく取り上げられる為、少年犯罪が深刻な社会問題となっているような印象を受けてしまうが、実際の統計では少年犯罪は

年々減少しており、特に暴力を振るう粗暴犯は戦後最低となっているのだ。このことから少年の犯罪が増加・凶悪化しているという報道には事実と反しているのではないかという疑いを持つ必要があるのではないだろうか。

1.2 節 少年犯罪の原因と背景

ここでは、少年犯罪の原因と背景について家庭・学校・地域社会の3つの視点から考察する。はじめに、家庭の問題として、子どもの人格形成や人間関係の構築において家庭は最も重要な役割を果たすと考えられている。しかし、家庭はその有様によって子どもの非行をもたらし、また、非行を促進する要因となるが、最近では母性的感情の欠如や父性的威厳の欠如や家庭での親と子の触れ合いが減少するなど親子の関係が希薄化し、また、親の規範意識の欠如が社会問題となっている。すなわち、善悪の区別や社会のルールを守ることなどについて幼児期からしっかりとしつけを行うことが親の責任として今家庭に求められているのである。次に、学校の問題については、少年は成長するに連れ、家庭のほか学校における友達や教師との触れ合いがその人格形成に大きな影響を与えるようになる。しかし、最近では「学校がつまらない・授業が分からない・成績が悪い」など教師や友人と人間関係をうまく築けないといった社会適応能力や人間関係構築能力の低下、また、学歴社会である為に競争心ばかりをあおられることなど学校への不適応を示す子どもが目立っており、特に非行少年にこの傾向が強く見られている。また、周囲の大人が成績だけで「良い子・悪い子」という評価をしてしまうところにも問題があると言える。成績だけでなく、その子の長所や個性を見つけて、それを評価することにより本人にやる気を起こさせることが大切だと言えるだろう。

少年刑法犯検挙人員・人口比の推移



最近、地域社会が他人の子どもに無関心となっていることが地域社会における問題として取り沙汰されている。かつては、地域の大人達が悪いことをする子どもにその場で注意するなど地域におけるしつけによって子ども達は規範意識を身に付けていた。しかし、例えば未成年者の喫煙や飲酒等の問題行動に対して、「今の子どもは何をするか分からない」や「注意してもその親から文句を言われるかもしれない」という風潮から大人が子どもを恐れ、目の前の行為についても見て見ぬふりをしている姿が多く見受けられ、このことは子どもの規範意識の低下を促進させている要因の1つだと考えられている。例えば自分の子どもでなくても「悪いことは悪い」や「ダメなことはダメ」と周りの大人がきちんと注意し、本人に自覚させることが大切ではないだろうか。

少年犯罪はこのような家庭・学校・地域社会等の様々な問題が複雑に絡み合っていることを私たち自身が直視し、家庭・学校・地域社会等の在り方を考え直さなければならないだろう。

2 章 教育が果たすべき責任

教育現場では様々な非行防止教育が行われている。そして、学校での集団生活には家庭では経験することのできないルール等が存在する。また、教育現場にはより高度な非行防止教育が求められている。すなわち、子供たちの非行を防止する為には命の大切さや自ら非行しない力および犯罪の誘引を断ち切る力が大切である。そこで、この章では犯罪教育において教育現場に求められていること、実際に教育現場が取り組んでいること、また、それに対する学校・教育者の在り方を述べていくことにする。

2.1 節 教育に求められること

ここでは、幼児・児童・生徒が犯罪者にならない為に教育が果たすべき責任について考えていく。近年の犯罪の40%が青少年の犯罪と言われている。教育現場では犯罪をきちんと認識できる人間を育てることが求められていると言えるであろう。しかし、犯罪を認識できるということは、命の大切さと共に悪いことはどのようなことであるかを認識できるということである。家庭・学校・地域において犯罪を認識することのできる安全の教育・命の教育・触れ合いの教育・人を思いやる教育、同時に犯罪行為の結果として生涯に亘る償いが伴うことなど加害者そして被害者にならない為の意識付けの教育が現在求められている。

最近の子ども達は対人関係が未発達であり、コミュニケーション能力に欠けていると言われている。他人に対する共感性に欠けると非行や反社会的な行動に結びつき易くなる。非行を防止する為には子供達に他人に共感する力を身に付けさせ、自ら主体的に非行しない力・犯罪の誘引を断ち切る力を身に付けさせることが大切となる。教育者は自己の教育に対する判断基準をしっかりと持った上で、子どもの尊厳を無視し上から押さえ付ける教育ではなく、子ども一人の人格として認め子どもの立場に立った教育を進めていくことが重要である。また、現在の教育内容は知育偏重になっていることにも問題があり、知識だけを与える教育ではなく、論理的に物事を考え公平な判断をすることのできる人間を育てる教育、即ち、全人教育を視野に入れた教育を行うべきである。但し、それは学校教育だけで成し得るものではなく、家庭・地域など子どもを取り巻くすべての環境との連携が必要である。

2.2 節 犯罪を起こさない子を育てる教育の必要性

ここでは、犯罪を起こさない子を育てる教育の必要性について幼児期・学童期・青年期のそれぞれに分けて考えることにする。

はじめに、幼児期は人間形成の土台となる大変重要な時期である。幼児期では自発的な遊びの

中で相手を理解する「相互の理解」、行動に起こす前に考える「問題の解決」、怒りの感情を自分で和らげる「怒りの扱い方」を身に付けていく。しかし、そうした環境が身近にあまり存在しない現代の子ども達には保育施設や家庭・地域から適切な環境を与えられることが必要となる。また、現代の風潮として幼児は楽しく元気であれば良いという認識が強いことも事実である。その中で育った幼児たちが成長して問題を起こし、少年犯罪の問題を叫び始めても遅いのではないだろうか。学んだことを大きなストレス無く積み重ねていけるこの時期に将来犯罪を起こしうる人間にならない為に必要な知識を身につけさせることが重要なのである。

次に、学童期には更に明確になった集団行動の中で生活を経験する。そして、学童期は幼児期に比べ言葉も発達している為に安易に人を傷つけてしまうこともしばしば起こり得ることである。このような状況を考える時、特に低学年の子どもは他に比べると周囲の大人の言葉に柔軟に対応することが可能であることから、このような時期に教育者はしっかりと子供たちに悪いこと・善いことを伝えることが必要であり、また、高学年に近づくに連れて具体的な非行防止の教育を始めることが重要となっていく。

最後に、青年期は最も犯罪の多発する時期であり、思春期を迎えて幼児期・児童期とは異なり、このような時期の教育は大人の力だけでは不十分なことも事実である。このような対策として、実際の教育現場では中学校・高校の子ども達に犯罪に伴う責任や薬物などによる体への影響を伝えるなどの非行防止教育を行っている。つまり、現代の教育には子どもの発達に合わせ、子ども達がこの先犯罪を起こすことのないような「心の教育」が求められている。

2.3 節 教育機関の取り組みとその必要性

ここでは、実際に小学校からの教育機関が取り組んでいる非行防止教育について取り上げていく。非行防止教室とは、少年の問題行動の現状を踏まえ、少年の非行防止及び問題行動抑止を目的として、各学校・教育委員会・警察及び社会教育関係団体等の各関係者が連携しながら実施する教育・啓発活動であり、現在その必要性が高まっている。

内閣総理大臣を本部長とする青少年育成推進本部は、年齢期を学齢期と思春期の二つに分類し基本的方向を示している。この基本的方針は、学齢期は子どもの規範意識を醸成する為、学校において地域の人々の協力を得ながら体験活動等を生かした道德教育の充実を図る等、一方、関係機関や地域の人々と連携して行う非行防止教室等の取組を推進することである。また、思春期には非行防止や犯罪被害防止を支援し、若者の規範意識を醸成する為、学校において地域の人々の協力を得ながらボランティア活動や体験活動等を生かした道德教育の充実を図る等、一方、関係機関や地域の人々との連携による非行防止教室等の取組を推進することである。昨今、少年が加害者となるだけでなく被害者となる重大事件も多数発生していることから、非行防止教室に加え、学校及び警察等の関係機関が連携した犯罪被害防止の取り組みと合わせて実施されている。実際、各教育現場においては非行防止教室を実施する際に安全で安心できる学校環境の下で児童生徒が秩序を守りながら、集団の中で切磋琢磨できるような規範意識の育成等を目的とする教育および啓発活動を行い、合わせて自分の身を自分で守ることができるような能力等を身に付けさせる為に警察等の関係機関が連携した犯罪防止教育の取り組みを実施している事例も多い。

非行防止教室等は学校内外における教育活動の一環として、児童生徒に対して犯罪について正しく理解させ、また、社会情勢などについて学習することより集団の秩序を守りながら他者を思いやり・他者を傷つけず・他者から攻撃を受けないように自身の身を守る能力を身に付けることを学習するものである。また、これは外部講師や地域住民と連携・協力・交流を図る重要な機会となり、具体的な事例を扱った指導を通じて社会規範を遵守することの重要性を認識し、自己指導力や自己責任について学習する為の重要な機会ともなる。更に、学校側は関係機関や地域の団体等と連携することにより指導の改善に繋がり、これを基に非行防止教室等を通じて最新の法令や少年非行の状況を教員に対して情報提供することも重要となる。加えて、近隣校の生徒や卒業

生の 0B を含んだ広域的な犯罪などの学校単独では対応が困難な非行の防止策として、関係機関や近隣校と連携して非行防止教室等を開催することも有効であり、暴走族・広域化した少年犯罪グループ・金銭恐喝等の事例に関しては、地域や校種を越えた広域的な取り組みの一環として非行防止教室等を実施することも考えられる。

非行防止教室の開催状況（平成 15 年中警察庁調べ）

校種	学校総数	開催回数	実施率
小学校	23,633	5,112	21.6%
中学校	11,134	4,433	39.8%
その他	—	5,174	—
合計	—	14,719	—

学校総数は平成 15 年度数値（学校基本調査）

上の表は、平成 15 年度の非行防止教室の開催状況である。小学校において約 2 割、中学校において約 4 割の実施状況であり、今後なお一層の充実が必要となる。

2.4 節 非行防止教育に対する学校・社会・家庭の在り方

非行防止教育の為には、学校などでの様々な活動を通じて、分かり合う力・自立する力等を身に付けることが必要となる。非行防止教育は学校教育の緊急の課題であり、子ども達の心身の成長の礎となるものである。この教育は、自らの責務ととらえて実行しなければならない。そして、子供たちの間で生じる様々なトラブルを早期に発見し適切に対応することが重要となっていく。子供が社会で生き抜く力を身に付けることや人の痛みが分かることおよび命の大切さを理解することは重要であり、これまでも家庭・学校・社会においてそうしたことを指導してきたが、現状を見ると、従来の教育が効果についての検証が必要となっている。

学校教育の目的は、子ども達が確かな学力を身に付けられるよう豊かな人間性を育むことである。しかし、従来の教育方針では学力を身に付けさせることに重点を置いている為、子どもが一度犯罪に巻き込まれると学校が責任を問われることもある。つまり、非行防止の教育は他の様々な教育課題とは同列に扱うことはできない課題であり、子ども達の心身の成長にとっても重要な課題なのである。更に、現在の情報化社会に生きる子ども達にとって学校教育で最も必要なことは、学力を向上させることは元より、他人と分かり合う力・自立する力を付ける事、そして、子ども達同士で切磋琢磨してルール必要性を理解し、ルールがどのようなものであるか、また、何故守らなければならないのかといった社会性を身に付けていくこと、および、将来の地域社会の中で実りある人生を送っていく能力を身に付けることである。地域の大人には未来を担う若者を育てる責務があるが、子どもが犯罪に巻き込まれないような基礎的能力を身に付けさせることは、その責務を果たす為の重要な課題であり、学校にとっても最重要課題の一つである。その重要で大きな期待を寄せられるべき学校教育に責務を負うのはすべての保育者・教育者である。これまで学校は子ども達を犯罪に巻き込まないために教育を行ってきたが、それらの多くは薬物乱用防止教育や学校や警察官が行う安全教育や教育者による生活指導が中心であり、生活指導担当の教育者だけで進められてきたという現実もある。非行防止・犯罪の被害防止教育は学校教育で身に付けるべき力の習得と繋がるもので、大人社会全体の責任であり、すべての教育者は自らの責務と捉えて実行しなければならない。すなわち、すべての教育者は担当する教科の指導だけでなく、児童・生徒が社会で生きていく力を同時に身に付けさせ、社会に送り出す責務を負うものである。つまり、現在の学校教育および教育者のあり方に対する批判は、学校に対する大きな期待の裏返しとも言えるのである。

3 章 これからの教育が目指すもの

いじめ・不登校・自殺・少年犯罪等の多くの問題を抱え、教育をめぐる課題は大きく変化しており、生きる力の欠如している現代の子ども達に対して国は様々な政策を展開している。現代の教育を巡る数多くの課題に適切に対応する為には、今一度教育の原点をしっかりと見据えながら、時代の変化を的確に読み取り、実態を踏まえた中長期的な視点から教育に取り組むことが求められている。そこで、この章では子ども達が犯罪者にならない為に必要となるであろう「命の教育・道徳教育・規範意識」の醸成について詳しく述べていく。

3.1 節 命の教育

子どもを取り巻く今日の状況は核家族化の進行等に伴い大きく変化し、家での出産や親族の死等、「生や死」の持つ意味について考える機会や命の有限性や尊さを理解する機会が失われ、命を実感として捉える場が失われてきている。また、テレビやゲームで過激な情景に日常的に接する機会が増え、仮想現実の世界に容易に入り込むことが出来るようになり、虚構の世界の中で「創り上げられた死」に頻繁に接する中、残虐行為に対する抵抗感が稀薄になり、子ども達の現実感覚が麻痺している側面がある。その為、「現実と非現実」や「生と死」の境が理解できずに命の大切さを実感として捉えきれない子どもが増えてきており、この実感を伴わない死の感覚が命の軽視に繋がっているのではないかとされている。

長崎県教育委員会の「生と死」のイメージに関する意識調査(2005 年)によると、「死んだ人が生き返ると思いますか」という質問に対して、小学六年生では 13.1%、中学二年生では 18.5%が「生き返る」と答え、小学生よりも中学生の割合が高いことが判明し、この調査結果は学校教育における命の教育が不十分であるという問題点を浮かび上がらせた。ひとつの調査結果で論を急ぐことはできないが、そこに命の有限性を学んでいない子ども達がいることは確かな事実である。学科的に優秀な生徒を多く育てても、その中に生きる希望を強く持たない生徒がいるのであれば、その指導は少しも輝きを持たないことは言うまでもない。基本の教育、それは「死」と共に生きる喜びを教えることであり、その為には「子ども」と「死」をもっと真剣に向き合わせる必要があると考えられる。死をタブー視する傾向の強い日本では学校教育で教師が死について語ることは少ないが、死と向き合うことは懸命に生きることに繋がり、一度しかない人生、決して後戻りできない「今」に気が付くことが出来れば、人は自分自身の存在意義を実感することができるはずである。

ヨースタイン・ゴルデルの『ソフィーの世界』に「人は、いつか必ず死ぬということを思い知らなければ、生きていることを実感することもできない」という一節があり、生と死はコインの裏表のように一つの事柄の両面であるとも表現している。命の教育の目的は、子ども達に生きていることの喜び・素晴らしさを実感させることにあり、身近で具体的な体験や経験を積むことによって子どもは発達段階に応じて生命の有限性や死の概念を学ぶのである。例えば、ペットの死に遭遇した時、子どもは生物学的な死を学び、子どもなりに喪失感や悲しみなどの感情の交流や共感が生じる。また、葬儀場は人の死を実感できる場所であり、その際、死者を偲び・死者に対する畏敬の念や死を悲しむ家族の気持ちを大人が子どもに伝えることができるならば命の大切さを学ばせる機会となる。かつて、子どもは様々な自然体験を通じて小さな生き物の死を経験してきたが、都市化した現代社会に生きる子どもは死を学ぶ機会や経験に乏しくなっている。自然体験とは虫捕りや魚捕りを意味するだけでなく、自然の中で手足を擦りむいたりするような身体感覚を伴う体験や大自然の中で矮小な自己を意識するなど多様な体験も意味している。以上に加えて、温かい家族関係の中で子どもは命の大切さや死の重大さの認識が育まれると考えられ、家庭においては愛情を十分に注いで子育てを行い、自己肯定感を育むことが必要である。一方、学校においては集団の中で自己存在感や自己有能感および他者との協力性・共感性を育てる教育が子ども

の生死観の健全な育成を支える根幹であると考えられる。つまり、自分がどれだけ大切な存在であるか・愛されている存在であるかを実感させることが重要であり、こうした命の有限性に触れる体験や自己肯定感と保護者の愛情によって今生きているその喜びを感じることができるようになるのである。

命には限りがあり、ゆえに、祖先から子孫へと命は繋がり、また、他の生き物を食物として自らが生きているという命の繋がり、そして、生きているということに感謝の気持ちを持ってそれらの喜びや感謝の気持ちが自分の命をはじめとするすべての命を大切にすることに繋がることを知ることが大切である。学校で一生懸命「命を大切に」という指導をしていますが、子ども達が家庭や地域で「バカ」や「死ね」など言われていれば、例えそれが冗談であっても学校での学びの効果が薄れてしまう。学校で大切にしているものは、家庭や地域でも大切にされるべきであり、すなわち、「生と死の教育」は家庭・地域・学校という三者の連携および協調が叶うことにより大きな成果が期待できるのである。

3.2 節 道徳教育

道徳とは自分を見つめ、他人のことを考えることで様々な行為の基礎の部分形成するものであり、「自分」を主体に何をすべきかを判断できる判断力、自己責任の意識を養うことを最終目的とするものである。戦後の道徳教育は自由を重んじる教育であり、自由とは自らの判断を必要とするものである。しかし、その判断基準である「道徳」を教えずに今日まで来たことが今の日本人の公德心や他人を思いやる心の欠如などの原因となっていると考えられる。人格形成の途上にある青少年にとって「心の教育」の柱となるのは道徳教育である。道徳性は教育や生活体験を通してはじめて啓発され、人格は子どもの内在的な力によってのみ自動的に完成されるものではなく、家族・学校・地域社会の支援、また、適切な指導による啓発がなければ完成させることはできないのである。

戦後、教育学の主流の一つにデューイ教育学があった。その核心は道徳教育の否定、自己決定の方法である。これは、子どもたちに善悪については全く教えず、自ら考えさせるというものがあった。しかし、この方法を先駆けて実践してきた米国ではそれが失敗であったことが明らかになっている。すなわち、親や教師が善悪の価値観を教えるという責任を放棄した結果、子ども達の道徳性は低下し、子ども達は自ら考えるのではなく、大人の指導無しに自分自身の価値観を造りあげるようになり、また、専ら軽薄なマスメディアの影響を受けるようになってしまった。米国において道徳教育が行われなくなった背景の一つに「価値相対主義」がある。これは、「何が正しいか」という価値判断は絶対的には定められない」というものであり、善悪の価値は個人の好みの問題であり、すべてのものに通ずる価値は存在しないという考え方である。その為、「価値」は押し付けるべきものではないと考えられた。しかし、尊敬・責任・信頼・正義のように人類すべてに共通する価値は存在するのである。これらの価値は社会的存在としての人間の本性に適うもので、すべてのものに通ずる性質を持っていると考えられる。

道徳の問題は自らの良心に基づく善悪の価値判断と実践の問題であり、善悪の前提となるのは人間のみに与えられた選択の自由である。従って、道徳は良心に基づく真の自由の問題と言え、道徳教育には道徳的知識と共に善悪を識別する道徳的感情と直観力および意志力を養うことが必要なのである。それには、人間の持つ感性に訴えながら無意識の世界に働きかけて、生活と体験の中で道徳心を育成していくこと、また、学問的な教科学習だけではなく芸術・文学・映像文化などの感性に訴える教育が大切であり、良い行動習慣の形成を通して意志力を訓練することも求められる。すなわち、道徳教育は「人格教育」そのものであり、「心の教育」の柱となるものなのである。現在、米国ではこのような教育が Character Education として全国に広がり、大きな成果を挙げつつある。それは真の意味の「自尊心」(self-esteem)を高め、自らの良心に従った理想を持つ生き方の教育であり、我が国もそのような教育を目指して行くべきではないだろうか。

3.3 節 規範意識の育成

規範とは、一定の社会や集団の中でその社会や集団をより良く高めていく為に構成員一人一人に求められる行為の価値基準のことである。そして、このような規範に対する意識の形成には何らかのモデルが必要となる。最初は親の模倣から始まり、その後は本人の成長に伴い、社会生活を送る中で様々な集団に所属して新たな規範を獲得する。特に、家庭における規範は親から子へ、子から孫へと受け継がれてきており、今後も規範を引き継いでいくことが家庭の重要な役割のひとつだと考えられる。しかし、今日では公共の場において青少年による迷惑行為を目にする機会が多く見られ、例えば、駅のホームや電車内で地べたに座り込む者、駐輪場で自転車を禁止区域に平気で止める者、図書館などで周りの他者を気にせず大きな声で話し続ける者など青少年による迷惑行為の例は枚挙に暇がない。その背景として、共同体社会の崩壊と生活空間の拡大により、相互監視システムが機能しなくなったことが挙げられる。顔見知りを中心の伝統的な社会では、社会規範からの逸脱行動は必然的に抑制されていたが、現代社会では主に逸脱行動を規制する代理人として機能していた隣人や年長者との関係性が失われることで、周囲の環境から社会規範を内在化する機会が減少している。従って、社会化の過程で内在化されるべき規範が獲得されず、社会に適応した形で規範意識を育てることが困難になっている。

共同体社会の崩壊と生活空間の拡大により派生するもう一つの問題は、対人関係や対社会関係能力が低下していることである。これは、青少年を取り巻く社会的ネットワークとしての「家庭や地域の教育力」が低下してきたことが原因であると考えられている。青少年は、基本的な「対人関係」や「社会」に関するルールを教えられないままに就学し、学校では「規則」を遵守することだけを要求される。それゆえ、対人関係のトラブルや集団内の葛藤解決などが苦手となり、傷つきたくないという思いが友達との関係に深入りすることを避けようとする青少年が増えている。そして、自分と自分の気の合った仲間だけで「社会」を造り、自分達以外の「社会」に関心を示さなくなってしまう。こうした現実が青少年に社会規範を内在化させる機会を減らし、問題行動を助長する原因のひとつとなっていると考えられる。

規範意識の低下の要因として社会環境や社会システムの問題を指摘してきたが、これらの要因を改善することは容易ではない。子どもの規範意識の低下に歯止めをかけ、その意識を高めていくためには学校教育が果たすべき役割が大きいと考えられる。何故ならば、現代の日本社会においては周囲の環境との相互作用を通じて社会規範を内在化させることが困難であり、価値観の多様化によって行為の善悪を一義的に判断することが難しくなっているからである。その為、周囲の環境のみに規範意識を育てる代理人としての役割を期待するのではなく、学校教育の場において子ども達が「人間」や「社会」に対する考え方の基礎を自ら養う機会を提供する必要性が生じてくる。学校教育においては、過去の知識偏重の偏差値教育への反省から平成14年度に「総合的学習」を導入し、「生き方」「生命・環境」「平和・国際理解」などをテーマにした教科の枠を超え、自分の頭の中で総合的に物事を判断し、考えたことを自分の言葉で表現し、行動できるような人間の育成を図る試みが行われている。こうした総合的学習が目指すものは、かつて周囲との相互作用の中で得られていた「人間」や「社会」に対する考え方を学ぶ機会を学校現場での学習を通じて補おうとする試みとして捉えることができるだろう。

上記で述べたように、現代社会においては社会環境や社会システムの影響により規範がうまく機能しなくなっており、「こうすればよい」や「こうすべきである」といったルールを一義的に教えることが困難な状況にある。こうした社会の中で適応的な生活を営む為には、人に教えられたルールを鵜呑みにするのではなく、青少年自らが身の回りの他者や社会全体を念頭に置いたルール造りをしていくことが求められるのである。従って、今後の学校教育が目指すものは、自らの行為が他者や社会へ及ぼす影響に少年自身が敏感となるような、柔軟な思考によって新たな対人関係のルールや規範意識を形成することが可能となるように子ども達の規範意識を育成してい

くことが重要となっていく。

まとめ

少年犯罪の凶悪化が叫ばれて久しいが、統計的なデータを見る限り少年による凶悪犯罪の検挙数・対未成年人口比共に戦後一貫して減少傾向にある。また、この30年で日本の社会環境が大きく変化した結果、価値観や生活様式の多様化、家族結合・地域社会の連帯意識の希薄化等、社会自体の有する犯罪抑止機能が多くの点で低下し、少年を取り巻く環境は憂慮すべき状況である。こうした状況を踏まえ、教育現場では子ども達に社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等、規範意識の醸成を図ると共に犯罪に巻き込まれないようなスキルを育成する為の様々な非行防止教育が行われているが、これらの問題は教育現場の取り組みだけでは不十分であることも明らかとなっている。他人に無関心であることが嘆かれてる現代において、少年犯罪は家庭・学校・地域社会等の問題が複雑に絡み合っていることをまず私達自身が直視し、各々の責任を押し付け合うのではなく、目を逸らすことなくそれぞれが連携・協力しながらこれらの在り方を考え取り組むことが重要となっていく。すなわち、現代の教育を巡る数多くの課題に適切に対応する為には、今一度教育の原点をしっかりと見据えながら時代の変化を的確に読み取り、実態を踏まえた中長期的な視点からそれぞれの責任において教育に取り組むことが必要なのである。

働く親と保育環境～待機児童の現状～

嘉数 由里 岸 沙織

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

報道でも取り上げられているように、近年、保育に関する様々な問題が生じている。その中でも少子化は我が国でも深刻な問題として世間で認知されており、この問題は社会における大きな不安材料となっている。少子化の原因としては様々であるが、その一つとして女性の社会進出による夫婦共働き家庭が増加したこと等が挙げられる。これらの問題への対策として、核家族化の進行やバブル崩壊といった混乱期の最中、国や企業および地域でも保育に対する様々な取り組みが行われており、以前に比べて保育所の定員増加や産休制度の見直しなど保育への関心も高まってきている。このような状況下、少子化の悪化、更には待機児童という新たな問題が生じているのは何故であろうか。また、この問題は日本特有のものなのであろうか。そこで、本研究では少子化問題と待機児童の関連性に注目し、働く親を取り巻く環境や諸外国の保育への取り組みについて現状を明らかにしていく。

1 章 働く親と待機児童

待機児童は現在の日本の保育における一つの大きな問題である。待機児童は以前と比べると増加の一途を辿っており、解決もあまり進んでいないようである。そこで、この章では働く親と待機児童について説明すると共に保育所の現状と働きたい親の望む条件の違いや今日で問題となっている少子化との関連も取り上げていく。

1.1 節 働く親と待機児童の現状

現在、日本では女性の社会進出に伴い両親ともに働く意思を示している家庭が増加しつつある。これは、25～34 歳では 1980 年に 20.9%から 2004 年には 39.2%、35 歳～44 歳では 28.1%から 47.0%、45 歳～54 歳では 24.5%から 48.6%という数値からも上昇していることが分かる。その為、保育所に入所することを希望する家庭も増えてきたが、同時に様々な理由で保育所を利用することが出来ない家庭が増加しているのも現状である。保育所に入所することのできる条件は子どもが保育に欠けているということである。保育に欠ける状態とは、児童の保護者のいずれもが以下に示した①～⑥に該当し、かつ、同居の親族のその他の者（祖父・祖母・叔父・叔母など）がその子どもを保育できないと認められる場合である。

- ① 昼間、自宅外で仕事をする。（会社勤務など）
- ② 昼間、自宅内で日常の家事以外の仕事をする。（自営業など）
- ③ 妊娠中、産後間もない。
- ④ 病気、けが、精神や身体に障害がある。
- ⑤ 同居の親族を常時介護している。
- ⑥ 災害にあい、その復旧にあたっている。

このような児童を保育に欠ける児童と定め、条件に見合った児童は保育所に入所する権利を持つが、実際には条件に合っても入所できない場合があるなど問題となっている。この主な理由としては、保育所の定員を超えていることや保育所が足りないなどが挙げられる。このような理由で保育所に入所したくても入所できずに入所待ちをしている児童のことを「待機児童」と呼んでいる。但し、認可外保育所や家庭福祉員等の自治体独自の施策により対応している場合は待

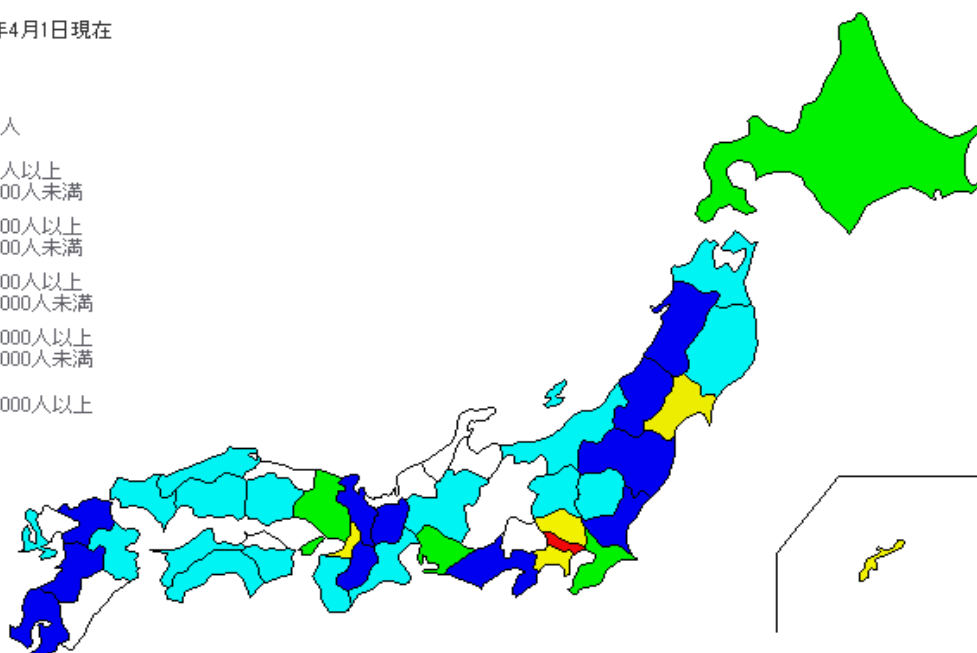
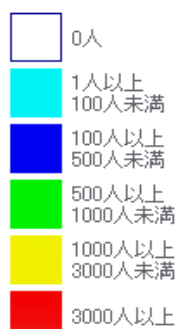
機児童から除くとされている。

平成 19 年度 4 月 1 日時点で待機児童の一番多い地域は、東京都で 5479 人、次に沖縄県、神奈川県、大阪府、埼玉県と続いており、特に、大阪市は全国の市町村で 8 年連続の最下位となっている。また、待機児童のいないとされている地域は富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、鳥取県、香川県、佐賀県、宮崎県の 9 県のみである。待機児童は地域により人数に違いが生じており、東京都は人口が多いため必然的に待機児童数は多くなるが、比較的人口の少ない沖縄県が東京都に続いて待機児童数が 2 位となっていることは驚くことである。沖縄の事情については 2.1 節で簡単に触れることにする。

平成 20 年度 全国待機児童マップ

平成20年4月1日現在

凡例



平成 20 年度全国待機児童マップ
i-子育てネット

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
532	34	75	1270	181	211	178	284
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
76	31	1216	960	5479	2132	11	0
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
0	0	0	0	3	310	544	43
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
262	145	1601	770	206	7	0	73
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
65	47	23	30	0	47	55	379
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
0	89	104	1	0	268	1808	19550

厚生労働省

1.2 節 親の視点

先の節で述べた通り、働きたい親は増えている。そして、その多くが仕事と子育ての両立を考えているが、子どもがいるということは育児をする為に親のどちらかは家にいなくてはならないという現実がある。三世代同居の場合は祖父母に子どもの面倒を看てもらうことが出来るが、現代では核家族化が進んでおり、祖父母に面倒を看てもらうのは難しく、地域との繋がりも徐々に薄れており、近所に預けるということもなかなか難しくなっている。また、夫は家事や子育てに参加する意欲は示しているものの、仕事の都合などで実際には積極的に参加できていないのが現状であり、更に、育児休暇の制度も男性が利用する例は極端に少なく（育児休暇を利用する男性は1%にも満たない）、利用するのは殆どが女性である。しかし、共働きをしなければ生活できない家庭にとって育児休暇中は減収となる為、生活に負担がかかってしまう。そこで、必要とされるのが保育所であるが、保育所を利用したい親の中には保育時間と希望する時間が合わずに入所するのを断念する家庭も存在する。例えば、勤務開始時間は早いが開園時間が遅いことや勤務終了時間が遅いが閉園時間が早いなど希望時間と実際の保育時間とでずれが生じていることもある。また、保育所の立地状況にも問題がある。通う手段の問題や勤務地から離れているといった理由により、駅前保育所や企業内保育所など勤務地近くに保育所を設立して欲しいと希望する親も存在する。すなわち、子どもをひとり家に残すのは不安が残ることから子どもを持つ親は子供を一人家に残して仕事を行うことは出来ないのである。

このような問題がある為、保育所に子どもを預けるのは現実的には難しく、また夫が家事や子育てに参加できないことも重なり、女性が育児と仕事を両立することは難しいのが現状である。

以上とは別に、保育所入所に際していくつかの条件が存在することで保育所に入れないという事態が起こっていることも事実であり、選考の基準として優先順位を設けている自治体もある。以下に大阪市の基準を示す。

〈例〉大阪市の場合

〈優先順位A〉 保育欠ける要件が高い

- ・一人親家庭で、就労している。
- ・保護者が正規またはそれに準ずる雇用状態により家庭外就労している。
- ・保護者が入院などで治療や安静が必要。
- ・保護者が心身に障害をかかえている。
- ・重度の障害者、長期にわたる病人などがいる家庭で、常時介護が必要。
- ・保護者が震災、風水害、火災などの災害を受け、復旧に従事している。
- ・その他、家庭状況などで特別の支援が必要と認められる。

〈優先順位B〉 Aよりは緊急性が少ない

- ・保護者がパートやアルバイト就労している。
- ・保護者が家庭内就労（内職は除く）している。
- ・保護者の就労が内定している。
- ・一人親家庭で、求職活動を行っている。

〈優先順位C〉 家庭での保育が全く不可能ではない

- ・保護者が内職をしている。
- ・保護者が大学や職業訓練校、専門学校などにかよっている。
- ・母親が出産の前後である。
- ・保護者が疾病などで自宅療養中である。

〈優先順位D〉 Cよりは緊急性が少ない

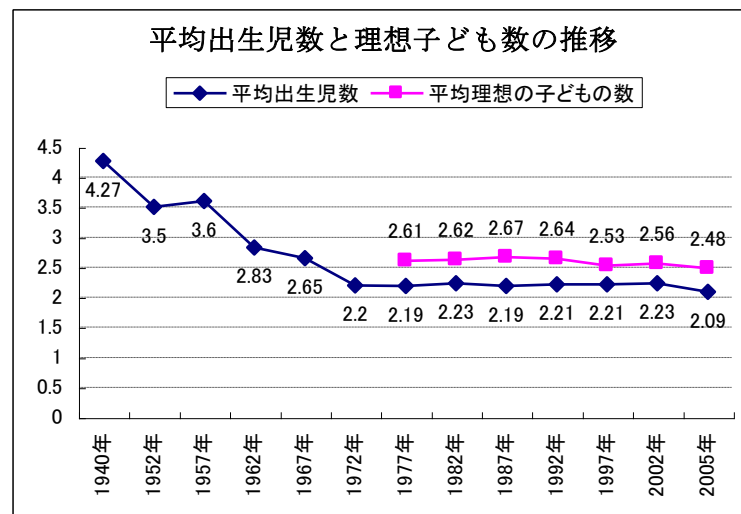
- ・保護者が就労を予定し、求職活動中（入所期間は原則6カ月以内）

但し、障害児ならびに市長が保育に欠ける状態にあると認めた場合は別途判断される。

このような条件は就労している親にとっては利となるが、例えば、求職活動中の親にとっては不利となるなど問題も生じている。これらのことから行政には働こうとしている親に対しても十分な配慮がなされた施策が期待され、また、社会の協力も重要であると考えられる。

1.3 節 少子化との関連

子どもを産みたいという女性は多く存在している。厚生省の調査によると、女性が産みたいと考えている理想の子どもの数は、1987 年次では 2.67 人であり、2005 年次の 2.48 人と比較するとあまり変化していないが、現実の子どもの数は理想の子どもの数を毎年下回っており、現実と理想の子どもの数に差が生じている。



国立社会保障・人口問題研究所

何故、現実には子どもの数が少ないのだろうか。理由はいくつか考えられるが、子どもがいると働けないという問題がまず挙げられる。現在働いている女性の多くは出産後も働きたいと望んでいるが、現実には前節で述べた様々な理由で保育所に入所することができない為、出産後にはやむを得ず仕事を辞めなければならない場合が殆どである。また、出産後も仕事を続けるため育児休暇を取得することも可能であるが、育児休暇を取得して会社を一時休職すると復帰することが難しく、復帰できたとしても元のように働くことが困難であったり、減給されたりする場合もある。更に、先に述べた育児休暇の問題点もあり、特に子どもが幼い間は女性が仕事と育児を両立させることは難しいのが現実である。

しかしながら、これらは子どもを持つ親だけの問題と捉えるべきではない。保育所に預けられるという保証がないのであれば、子どもを持ちたくても子どもを産むと仕事を辞めなければならないリスクが高い。また、女性の結婚・育児における人生の優先順位が低下している中、仕事に対する意識が高まっている。その為、仕事を続けたい女性は出産を躊躇してしまう。このような事象が少子化へ繋がる一つの原因と考えられており、少子化を食い止める為にも保育所の更なるサービスの充実化が必要とされている。

2 章 保育環境の問題点と疑問点

1 章では待機児童について述べたが、ここではその関連事項である潜在的待機児童の現状と問題について述べていく。そこで、この章では保護者を取り巻く保育環境として一般的に知られて

いる保育所、幼稚園の他に依頼者の自宅で保育するベビーシッターや出産前後の母親の世話を行う産褥サービス、センターを介して保育支援を行うファミリーサポート等の保育サービス、地域全体での子育て家庭に対する育児支援を目的とした地域子育てセンターを取り上げ、また、第一章で待機児童数が人口に比べて多かった沖縄の取り組みとして、2001 年の新聞記事をもとに那覇市の取り組みを述べていく。

2.1 節 待機児童と保育環境

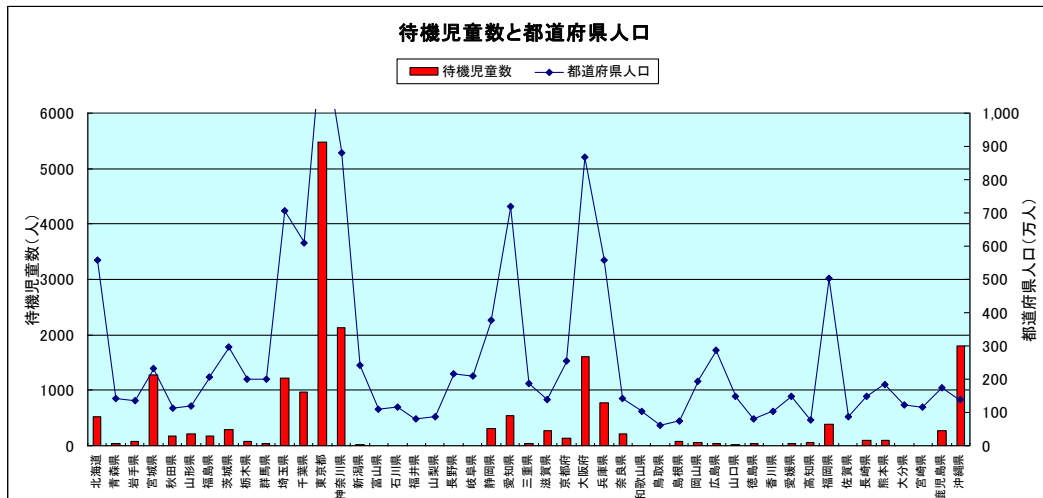
親にとっての保育環境はどのようなになっているのだろうか。調べてみると実に様々な保育サービスが存在していることが分かった。一番よく知られているのが保育所や幼稚園であるが、その他にもベビーシッター・産褥サービス・保育ママ・ファミリーサポートなど施設に預けるという以外にも自宅に保育士やサポート者を呼び寄せ保育を行うサービスがあり、乳幼児以外では小学生を預かる学童保育もある。以下、それぞれについて詳しく述べていく。

ベビーシッターとは利用者の自宅で子どもの面倒を見るサービスであり、対象年齢は生後間もなくから 12 歳程度までである。会員登録を行うことで利用可能であり、最近では幼稚園や保育所の送迎や病院・各種習い事の送迎および学校行事の参加も行われている。また、託児所などと比べると保育料は高額となるが、1 対 1 で保育を行う為に安心感や信頼感が高く、細かい要求にも応えることが出来る。そして、産褥サービスとは出産前後の母親の身の回りのことを中心にお世話してもらえるサービスである。例えば、洗濯や掃除、買い物や身体の介護、育児の相談などがあり、ベビーシッティングの時と同じように細かい要求にも応えてくれる。また、保育ママとは自宅で原則 3 歳未満の乳児を預かる制度である。ここでは 2008 年 2 月 10 日に提出された児童福祉法改正案の原案と合わせて説明することにする。改正案では保育ママ制度を「保育に欠ける乳幼児を家庭的保育者の居宅などで保育する。」と明確に位置付け、また、これに伴い厚生労働省は保育ママの実施基準(省令)とガイドラインも新たに作成することになる。現行では保育士か看護師の有資格者で 6 歳未満の就学前児童や要介護者が家族にいないことが補助要件であったが、新しい実施基準では要件を緩和し、幼稚園教諭や子育て経験者が一定の研修を受講した場合は保育ママとして国が補助し、家族要件も就学児童の年齢を引き下げる考えである。預かる子どもの人数は保育の質を確保する為、現行と同じ 3 人以下であり、手伝いをする補助者がいる場合は 5 人以下とする方向でガイドラインにおいて保育ママが実施する保育の内容や受講する研修内容・時間などを詳しく定める。尚、厚生省は平成 22 年度からの実施を目指している。但し、保育ママについての制度そのものは市区が管理している為、市区により基準は異なるが、一例として待機児童数が人口に比べて多い沖縄の取り組みを挙げることにする。

沖縄での 2001 年 2 月 10 日の新聞によると、保育所の待機児童を減らすことを目的に那覇市では県内で初めて 2001 年度から保育士や看護婦の有資格者が自宅で保育ができる特別保育事業を始めた。同事業は、国の少子化対策の一環で待機児童が多い都市部に家庭保育所を設置し、0 歳児から 3 歳未満児までを有資格者が 1 人あたり幼児 3 人まで自宅で預かることができる。また、市内に連携保育所を 3 カ所設け、保育ママからの保育相談、連携保育所が行う運動会など行事や授業への参加も可能とされ、期限は 1 年となっている。児童課の仲宗根和子主幹は「少子化といえども、那覇市ではまだまだ待機児童は多い。特別保育事業は待機児童を減らし、働く人を支援する制度。資格がある人で子育ても終わり、落ち着いた人にぜひ協力してほしい」と呼び掛けている。那覇市内には公立 19 カ所、私立 34 カ所の保育所があり、3 歳未満の待機児童は 2000 年 10 月 2 日現在、男児 163 人、女児 174 人の総数 337 人となっている。以下、沖縄における保育ママとして認められる条件を示しておく。

- (1) 保育士か看護婦の資格を持っている年齢が 25 歳以上 65 歳未満の健康な人
- (2) 保育場所が保育ママの居宅で那覇市内に居宅する

- (3) 保育専用の部屋を有する（面積 9.9 m²以上で採光、換気、衛生的であること）
- (4) 他に職業を持たず、小学校低学年児童や介護が必要とする人がいない



待機児童数：厚生労働省

ファミリーサポートとは、子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（提携会員）がそれぞれ会員となり、保護者に代わって保育所や幼稚園などへ送迎を行ったり、子どもを預かったり預けたりできる活動である。対象年齢は地域によって異なるが、殆どの地域で生後6カ月から小学6年生とされている。ファミリーサポートセンターは地域において会員同士で育児や介護を支援する相互活動を行うことを支援しているセンターであり、労働省（当時）が働く人々の仕事と子育てや介護の両立を支援する目的で構成された事業である。このセンターに登録を行うとセンターで依頼会員や提携会員を探し、それぞれに情報を提供して援助を受けられる。具体的な援助の内容は、保育所までの送迎や学校の放課後・夏休みなどの様々な場合において子どもを預かるのである。但し、子どもを預かる場所は基本的に提携者の自宅である。上記と同様の事業で緊急サポートネットワークがある。この事業内容は殆どファミリーサポートと同じであるが、子どもが病後で保育所などへの通所が困難であったり、急な仕事で預け先が無い場合などに預かるサービスである。サポート内容も殆ど同じであるが、病後児の症状が預かっている最中に悪化・急変した場合は依頼会員に帰宅してもらうか、依頼会員の指定する病院へ子どもを連れていくというサポートも行っている。

地域子育てセンターとは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る為、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としている場所である。具体的な事業内容として、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援・特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等家庭的保育を行う者への支援が行われている。

これまでいくつかの取り組みやサービスを挙げたが、取り組みへの現状は様々であり、市区町村によっては行われていないサービスもある。このような取り組みは待機児童を減らすことにも繋がり、働く親にとってもとても助かるサービスと言え、今後、全国的に広がることにより多くの家庭の救世主となるよう願われている。

2.2 節 潜在的待機児童とその現状

現在、待機児童の問題と共に問題となっているのが潜在的待機児童である。潜在的待機児童とは、保育所に入所させたいと希望しているが入所できないだろうと予想し、保育所入所の申請を

行っていない児童、また、認可保育所に入園を希望しているが入所できず無認可保育所に入所している児童のことを言う。潜在的待機児童の数は待機児童数よりもさらに多いと予想されており、待機児童対策の進んでいる大阪市の待機児童数が一向に減少しないのもこの潜在的待機児童の存在が大きく影響しているからである。そして、潜在的待機児童の正確な人数ははっきりとは把握されていないが、内閣府のデータ（2003 年）によると、首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）の合計で約 24 万人の潜在的な保育サービス需要者が存在すること、特に 0 歳児で深刻であり、待機児童問題が低年齢児問題であることを示している。また、周・大石（2003 年）によれば、0 歳児の潜在的待機率は東京近郊 3 県（神奈川県、千葉県、埼玉県）では現状の入所定員の 10 倍を超える潜在的待機児童が存在していると報告している。

潜在的待機児童は保育所入所の受け入れ人数の増加により、これまでは明らかにされていなかった待機児童が明るみになったことにより新たに出現した問題である。これまでは待機児童解消の望みが薄いとして利用申請を行っていなかった家庭が利用申請を行い、潜在的待機児童が待機児童となって数値化した為、待機児童の解消の対策を行っても一向にその数が減少に転じない現状にある。潜在的待機児童が多い理由として考えられるのは、地域によって保育所の数が異なり、入所の条件は満たしていても待機児童が既に多く存在している場合、申請時に断られることが少なくはないからである。では、潜在的待機児童はどの年齢の子どもが多いのだろうか。現在の待機児童を見てみると 0～2 歳の子どもが多く存在している。幼稚園では 3～5 歳の子どもを保育し、最近では延長保育を実施している幼稚園も増えていることから幼稚園にも預けることのできる 3～5 歳児は待機児童としても低い値である。しかし、3 歳未満となると幼稚園では預かることが出来ないことから 0～2 歳の潜在的待機児童は 3 歳以上児に比べて多くなっている現状である。

3 章 現状と対策およびその問題点

国や自治体等、公共機関としての保育に対する対策は勿論必要であるが、福祉国家の前提には社会の意識と理解が何よりも重要となる。先進国においては、企業の社会的責任の理解力・度はその国の倫理意識の指標ともなり、高い倫理観は時に経済的優越を超越し、生きる喜びへと繋がっていく。そこで、この章ではヨーロッパをはじめとする先進各国および日本の社会や企業の保育への取り組みについて採り上げ、それぞれの現状と問題点について述べていく。

3.1 節 諸外国の現状

諸外国の取り組みとしてスウェーデン・カナダ・ドイツの 3 つの国の保育政策について述べていくことにする。はじめに、スウェーデンでは育児・家庭支援として、普遍性の原則と個人の権利に基づき、児童・家庭給付、両親保険、保育システムの 3 つの柱で政策が構築されている。1 つ目の児童・家庭給付とは、「子どもは親を選べない。どんな条件に生まれても、子どもが最低限の生活が保障されるように配慮する」という観点から行われており、児童手当・住宅手当、養育補助費、障害児ケア給付の 4 種類の給付がある。2 つ目の両親保険は育児休暇期間中の収入補填制度であり、両親共取得できるというものである。特徴として育児休暇の取得を男性にも義務付け、女性の家庭内労働の負担軽減などが挙げられている。また、子どもが生まれると国籍や就労に関係なく、180 日以上社会保険事務所に登録している者は誰でも何らかの手当てを受けることが可能である。そして、育児休暇は出産 10 日前から 8 歳の誕生日までに親の事情に合わせて出勤時間を取得することも可能であり、連続して取らなくても良いなど柔軟な制度となっている。3 つ目の保育システムについて、スウェーデンでは両親が働く為に子どもを託児所に預ける権利があり、地方公共団体は子どもを預かる義務を法律で負っており、親が働いている等の理由で保育サービスを必要とするすべての 1～12 歳児にサービスが提供されている。また、1 歳位までは育

児休業の取得や短時間勤務で対応することが前提とされている。ここで、主にコミューン(市町村)が運営している施設型保育の内、幼児が対象となっているものを以下にいくつか挙げていく。

コミューンが運営している施設型保育として、1～6歳の就学前児童を対象とした就学前学校がある。これは、保育は生涯教育の土台であるという考えから家庭に近い生活空間と柔軟なスケジュールが設けられ、子どもの自立を尊重した保育が行われ、全日利用可能で全体の8割以上の乳幼児が利用している。また、1～12歳を対象とした家庭保育所があり、一定の資格を有していなくてはならないと条件は付くものの、4人までの子どもを保育ママ(ダークママ)の家庭で保育を行うものである。更に、公開児童センターがあり、育児休暇中の0歳児とその親、そして、家庭的保育をする保育ママたちが主な利用者となっており、育児ストレスの軽減や親教育が主な目的である。その他の特徴として、スウェーデンでは育児休業取得率が男女共に高いことが挙げられる。この背景として、賃金の80%が保障される所得保障制度の充実や両親が必ず取らなければならない育児休暇など休業そのものを取得し易い環境が整っているということが要因である。

環境として、スウェーデンでは従業員が育児休業を取得した場合、臨時契約社員を雇うケースが74.4%を占めている。日本では代替要員を確保せず業務を分担する為に育児休業に際しては職場への迷惑がとても懸念されるが、スウェーデンではそのような風潮はあまり無く、短時間勤務制度やテレワーク(勤務形態の一種として情報通信機器等を活用して時間や場所に制約されず柔軟に仕事する働き方)の利用も多い。また、休業者に対しては休業期間中の連絡を電子メールなどで行い、休業者が復帰後に仕事へのブランクを感じることを無い配慮が行われている。更に、大きな特徴として育児休業の利用に対してスウェーデン社会では否定的な評価が殆ど見られないことが挙げられる。これは、育児休業の利用が容易にできる体制や環境が整うことで育児休業の取得やその後の働き方について大きな不安を持たせないことに繋がっているのである。

次に、カナダの取り組みについて取り上げ、中でもノーバディーズ・パーフェクト・プログラム(完璧な親などいない)に注目し述べていく。ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムとは、0～5歳の子を持ち、子育てに難しさを感じている親の為に親支援プログラムである。親が10人前後のグループとなりファシリテーター(ノーバディーズ・パーフェクトの知識を持つ専門家)の側面援助の下、相互に知恵と体験を出し合い、自らの力で問題を解決していく。具体的には、以下のような内容となっている。

- ① 子どもの健康や安全、しつけなどについて学ぶ
- ② すでに持っている子育てのスキルを高め、新たなスキルを習得し練習する
- ③ 自分の長所や能力に気づくことによって、親としての自信をつける
- ④ 学習しながら他の親と知り合ったり、楽しんだりする
- ⑤ 他の親と助け合い、サポートし合える関係をつくる

実施方法としては、原則として年6回から10回程度の連続講座を1回2時間程度の割合で毎週開催される。乳幼児(0～5歳)を養育中の親を対象とし、費用は原則として無料である。更に、テキストとして、BODY/からだ・SAFETY/安全・MIND/こころ・BEHAVIOUR/行動・PARENTS/親の5つの分野を一つにまとめたテキスト『完璧な親なんていない!』および別冊として『FATHER/父親』を使用して学んでいく。これらは親が安心して講座を受けられるように託児付きで行い、受講者とファシリテーター以外の同席は極力避けるように配慮されている。ファシリテーターの役割としては、参加者中心型で行われ、その進行役は講師ではなくファシリテーターが行い、主にグループの話し合いを促進する役割を担っている。そして、プログラム終了後も参加者同士が交流を持つ機会ができるように援助を行っている。

最後にドイツの保育制度について、一例としてドイツのハンブルクの保育バウチャー制度(保育の補助引換券)を取り上げる。これは、就学前の児童の為に施設に対する費用補助の仕組みとして、2003年8月から導入されたものであり、一日5時間までであれば誰でも補助を受けられる制度である。保育所に入所する場合は保育に欠ける状態という条件があるが、この制度では専業主婦な

ど親が就業や就学をしていない場合でも保育・託児所サービスを少額の自己負担で利用することができる。ドイツの保育所・幼稚園は日本とは違い、親の就業の有無に関わらず3歳未満の子どもは保育所、それ以上が幼稚園という年齢による振り分けがなされている。親の就業に拘らず利用できるということは、少子化対策においても有効な施策となっている。保育バウチャー制度を利用できるのは原則3歳以上就学前の幼児であるが、それ以外の子どもであっても必要に応じて利用することが可能である。また、利用については優先順位が付いており、より制度を必要としている家庭にサービスが提供できるようになっている。優先順位は以下に示しておく。

- ① 緊急の社会的、教育的ニーズがある子ども
- ② 失業中や生活保護世帯
- ③ 外国人児童で、これまでデイケア施設を利用したことがない、特別の語学教育が必要な子供
- ④ おやの職業や訓練のため、引き続き援助が必要な家庭
- ⑤ 親の職業や訓練のため、初めて援助を必要とする家庭
- ⑥ その他社会的・教育ニーズがある子ども
- ⑦ 親が求職活動中の子ども

バウチャー制度利用までの流れは、該当年齢の子どもを持つ親に対して州の青年局から個々に制度の紹介や申請方法などの情報がダイレクトメールとして提供され、利用したい親は新学期が始まる前までに申請書に所得証明書などを添えて各地域の担当局に事前申請することにより制度の利用が可能となる。また、優先順位に当てはまる場合、申請書を提出する前に利用したい施設の空きの有無を自身で確認した上で、ニーズ証明書(就業する証明書等)も併せて提出する必要がある。そして、申請に対する許可が下りた場合、バウチャー券(引換券)12ヶ月分が発券される。バウチャーの利用料は全額ではなく、利用者の世帯所得などで決められており、利用者負担は2割弱であり、引換券は12か月分の発券となる為、継続利用を希望する場合は再度担当局に申請を行い、認可を受けなければならない。

このように、諸外国でも子育てへの支援は惜しみなく行われており、カナダのノーバディーズ・パーフェクト・プログラムは日本でも取り組みを始めている。これらの制度は現地では有名であるが、日本では制度を認知している人が少なく、その為、利用している人は多くはない。よって、この制度を見習いながら、日本でも国民に認知されるような努力が必要だと考えられ、また、制度をそのまま採用するのではなく、日本の特徴(人口等)も考慮しながら制度を作り上げる必要があると言える。

3.2 節 国内の取り組み ～子育てタクシーと子育て漫画～

子育てタクシーとは、養成研修を受けたドライバーが子どもを安全に送り迎えするタクシーサービスであり、出産を控えた妊婦の移動などにも利用することができる。利用形態によって3つの基本コースがあり、乳幼児と保護者が同乗するコース・子どもが1人で乗るコース・急なトラブルや夜間の移動コースで運営されている。想定利用者は妊婦や0歳から15歳の子どもとその保護者となっており、子どもの利用については幼児・児童が1人で出かける際の送迎(保育園や幼稚園、塾など)、また、乳幼児を伴う乗車に際してはチャイルドシートなどの特別な器具や装具の対応も前提としている。その為、子育てタクシーは基本的に予約制となっている。ここで、子育てタクシーが設置されるまでに保護者からの様々な声を紹介する。

- ・ 出産時に破水した際、タクシーに乗ろうとするとシートを汚すかもしれない、股にタオルを当ててという格好で、運転手さんの対応が不親切で辛い思いをした。
- ・ 散歩の途中で突然雨が降ってきてしまい、ベビーカーに乗せた子どももいたので、家まで遠くはない距離だがタクシーを呼んだ。しかし、ベビーカーをトランクに入れる時に手伝ってもらえないなど不親切だった。
- ・ 夫婦共働きで保育園のお迎え時間に間に合わず、祖父母には子どもを預かってもらえるが移動

の手段がなく、タクシーを使い往復することもある。タクシードライバーが子どもを迎えに行ってくれたら片道で済み、助かるが……。また、習い事への送迎も子ども 1 人で自転車に乗って行くには物騒な世の中で、不安だ。

- ・夜間に子どもが急に熱を出した際、夜間救急病院を探すのも一苦勞で、泣き叫ぶ我が子を後部座席のチャイルドシートに縛りつけ運転し病院に行くのも辛い。また下の子どももいるためその子の世話もしなければならず、途方にくれてしまった。
- ・料理中指を切ってしまい、病院に行くことにしたが子どももその怪我に気づき、泣いて騒ぎだしてしまった。こんな時どうやって子どもを連れて病院まで移動すれば良いのか。

これらの声に基づき子育てタクシーが考えられ、更に、全国レベルで安心できるサービスの普及を目指した「全国子育てタクシー協会」が平成 18 年に発足した。しかし、子育てタクシーとなる為には様々な条件を満たすなどの制約も多い為、四国や長崎県以外の地域・県では加盟会社が限られているなど地域によって協会加盟事業者数(運行タクシー数)にも差がある現状である。今後、このような子育てサービスが全国的に広がり、多くの家庭で利用できることが望まれる。

次に、子どもを持つ親の息抜きの一つとして子育て漫画がある。これは実際に子育てをしている漫画家がノンフィクションで描いているマンガであり、子どもの可笑しい発言や行動に驚かされたことなど子育ての中の面白い出来事が面白可笑しく描かれている。有名な作品としては『ママはぼよぼよザウルスがお好き』(青沼貴子作)、『うちの三姉妹』(松本ぷりっつ作)などがあり、後者はブログでも人気でアニメ化されている。但し、子育て漫画は好みがあり、人によっては漫画自体を不快に感じることもある為、真剣に考えず自分に合った作者の作品を気軽に見ることだ一番である。

これまで挙げてきた取り組みは、徐々に始動されてきているが、未だ認知度が低く、取り組むには抵抗のある場合があり、環境の改善に至っていない点もある。これらの制度取り組みを女性が自由に利用できるように子育てと仕事を両立しやすい環境を社会全体でつくり上げていくことが必要である。

3.3 節 国内の取り組み ～NPO 法人と大企業～

先の節で取り上げたカナダの NP プログラムは現在日本でも行われている。日本では Nobody's Perfect Japan(通称 NP-Japan)と称されており、カナダ保健省からの公認を得て 2004 年 4 月 1 日から活動を開始した。また、2005 年 4 月 1 日より NP-Japan は NPO 法人「こころの子育てインターネっと関西(KKI)」、「子育て研究リソースセンター(KRC)」、「コミュニティ・カウンセリング・センター(CCC)」の 3 団体で構成され、新しい体制で運営されている。プログラム内容はカナダと同様であるが、利用対象は日本独自となっており、カナダにおける対象は 0～5 歳の子どもを持つ親の中で「若い・ひとり親・孤立している・所得が低い・十分な教育を受けていない」となっているが、日本では 0～5 歳の子どもを持つ親すべてが対象となっている。

「こころの子育てインターネっと関西」の活動報告

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
参加者数(人)	62	188	736	889	1247
プログラム数 (実施状況)	6 (3 県 5 市)	16 (4 府県 11 市)	64 (8 府県 40 市)	83 (14 都府県)	113 (19 都道府県)

プログラムの参加者数は 2003 年の活動から増えており、これに比例して実施プログラム数も年々増加している。このプログラムに参加する親には年齢や文化的背景が異なる場合もあるが、自主的な参加や子どもにとって最良のものを望んでいる事、および、良い親になりたいと願っている事などの共通点がある。

次に、大企業の取り組みとして、日産自動車では妊娠初期から産休に入ることのできる母性保護休職制度を導入している。導入のきっかけは身体的負担の大きい生産ラインで働く女性が増加

し、妊娠判明時に離職する人が増えた為である。但し、生産ラインで働く女性に限らず事務職でも利用することができる。これは妊娠した本人が希望を出せば妊娠に気づいてすぐに休職に入ることのできる制度であり、通常、産休は労働基準法第 65 条では出産予定日の 6 週間前（双子などの多胎の場合は 14 週間前）から本人の申請があれば休職可能とされているが、日産ではつわりのつらい初期からすぐに休職できる為、この制度を利用しようと職を希望する女性も少なくはない。また、復職は出産を経てから子どもが 2 歳になってから最初の 4 月末までに復帰すれば良いとされている。

以上のように、現在日本の多くの若い母親は地域との繋がりを持たずに孤独で不安な子育てを余儀なくされており、子育ては育児書に頼り、発育や発達上の些細な違いも悩みの種となっている。その為、NP-Japan のような場が必要となり、子育てへの一層の手助けが重要となっている。また、妊娠中の女性の体調は人により様々に異なり、仕事をしているほど体調が良くない人・仕事をしていた方が体調の良い人に別れる為、これからは体調に合わせて産休を取れる環境作りの必要が企業に求められる。今後は、事業主も女性に対しての十分な理解を示すことが重要となっていくであろう。

まとめ

これまで待機児童について述べてきたように、日本では保育に関する対策が様々な方面で行われているが、実際問題として待機児童を減らすことは容易なことではない。しかし、待機児童問題をこれ以上に悪化させない為にもこれまでの対策を維持することは必要であるが、多くの知恵を結集し、新たな対策を打ち出すことが解決への糸口へと繋がっていくであろう。何れにせよ、国民全体が協力して今後の日本のニーズに見合った対策、そして、女性の社会進出など各家庭の子育てと仕事が両立しやすい環境を社会全体で作り上げることが重要となっていく。また、子どものいる家庭に留まらず、そうでない家庭も子育てへの理解を深めて当事者意識を持つことが必要であり、待機児童だけでなく幅広い視野で保育に関心を持ち、社会全体で保育問題に取り組んでいくことが少子化の解決にも繋がっていくと期待される。

助産院と産婦人科院

首藤 玲香 田代 久美子
中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

妊婦は出産をするまでに保健師・助産師・看護師のサポートを受けている。しかし、出産に携わる保健師・助産師・看護師の現状は非常に厳しく、これは安心した出産が危機的状況に陥っていることを意味している。また、メディア等で報道されているように、日本各地において産婦人科医が不足している。原因は様々に考えられるが、その中でも最も大きい理由として考えられるのは訴訟リスクの高さである。代表的なものとして、民事事件の「横浜市堀病院事件」、刑事事件の「福島県立大野病院事件」が挙げられるが、これらの事件の背後にあるものを我々は理解しているであろうか。更に、ジェンダーフリーという考えから看護婦が看護師に、助産婦が助産師へと名称が変更された。私たちも日常生活の中で男性看護師を見かけることは少なくないが、男性助産師というのは今の日本でどのように考えられているのだろうか。そこで、本研究では上記について様々な立場の主張および実際に行われている施策等から、出産を取り巻く本質的な問題を明らかにしていく。

1 章 保健師・助産師・看護師の現状

この章では、保健師・助産師・看護師それぞれの法的な資格と現場における役割について「保健師助産師看護師法」に基づいて述べていく。そして、日本では性別による資格制限をされている男性助産師についての問題点を述べ、それを踏まえた上で助産師・看護師それぞれの現状・問題点を浮き彫りにしていく。

1.1 節 保健師・助産師・看護師

保健師・助産師・看護師になるには一定の資格を持っていることが必要になる。この資格を定めた法律が「保健師助産師看護師法」である。この法律の中で保健師とは、厚生労働大臣の免許を受けて保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者とされている。また、保健師になる為には高等学校卒業後に看護系の大学を卒業し、看護師資格を取得または短期大学・専門学校を卒業し看護師資格を取得後、養成校を卒業してから国家試験を受けなければならない。保健師の仕事はすべての地域住民を対象にして、健康的な生活を送れるように一緒に考え、援助していくことである。また、保健師は日常生活をしている人・自宅療養をしている人が健康に生活できるように病気予防の立場からサポートすることに重点が置かれている。

次に、助産師とは厚生労働大臣の免許を受けて助産、または、妊婦・じよく婦もしくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子とされている。但し、じよく婦とは産後の女性のことを指す。助産師になる為には高等学校卒業後に看護系の大学を卒業し、看護師資格を取得または短期大学・専門学校を卒業し看護師資格を取得後、養成校を卒業してから国家試験を受けなければならない。助産師の仕事の大部分は妊産婦などへの援助であるが、母体や新生児のケアを含め、妊娠初期から出産まで継続して援助を行い、出産後の育児指導・家族援助まで行うことも重要な役割となっている。すなわち、助産師は「生命の誕生」に立ち会う仕事であり、それゆえ、医療に関する高度な知識と技術が要求され、情緒不安定になっている妊産婦の精神的支えになることも必要とされるなど冷静で的確な判断力・機敏な行動力および体力が要求される仕事である。

最後に、看護師とは厚生労働大臣の免許を受けて傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世

話又は診療の補助を行うことを業とする者とされている。看護師になる為には高等学校を卒業後、専門学校・短期大学・4年制大学を卒業するか、中学校卒業後高等学校の衛生看護科または准看護師養成校を卒業し准看護師として働き、その後、短期大学または専門学校を卒業するという5通りの方法がある。看護師の仕事は大きく分けて二つあり、入院中の患者へのさまざまな身の回りの援助「療養上の世話」、医業の範囲以外の医療行為「診療の補助」である。看護師は保健師とは対照的に既に健康を損なっている病人やけが人の看護にあたることを中心業務としている。

以上から、保健師・助産師・看護師の三つに共通することは看護師資格を要し、国家資格だということである。それ故、保健師・助産師・看護師の法律が一つの法律として扱われていると言えるのではないだろうか。

1.2 節 男性助産師

アメリカ・イギリス・オーストラリア等では男性の助産師も存在するが、日本では助産師国家試験の受験資格は女性のみとなっている。日本において性別によって国家資格の取得が制限されることは稀であり、日本看護協会は男女雇用機会均等法の成立など時代の流れを受けて、個人の意思や能力と関わりなく性別や障害によって受験資格が制限されることを不適切としてきた。2001年に保健師助産師看護師法が改正され、2002年3月より看護師・保健師と同様、性別による名称の違いを伴わない助産婦から助産師へと名称が変更された過程の中、男性への助産師資格の開放に関して具体的な動きが存在した。しかし、分娩等に関わる助産業務の特殊性を背景にして、男性が関わることへの「生理的な嫌悪感」や「妊産婦が助産師の性別を選択できる権利が保障されていない」などの意見が主張されて名称は変更されたものの、男性助産師を認めることについては時期尚早として見送られることとなった。男性助産師については様々な立場から様々な意見が出されており、今もなお結論が出ているとは言えないが、男性助産師を必要とする世論が強いとは言えず、少子化や産科医・助産師の不足といった喫緊の問題への対応についての議論に話が移っており、2007年現在、男性助産師に関連した法案は提出されていないまま男性差別的な取り扱いが継続している。

1.3 節 現状における問題点

2008年4月から健康保険組合および国民健康保険などに対し、40歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導の実施が義務付けられた。保健指導は、国民全員を対象とした「情報提供」や健康的な生活習慣への行動変容の必要性を理解する為の「動機づけ」、対象者が行動変容を自ら選択して継続実践が出来るようにする為の「積極的支援」の3つである。これに先駆け、2007年10月に厚生労働省が調査を行った結果、実施主体市区町村の国民健康保険の9割(全国約1800団体)がサラリーマンの妻らの指導について「対応不能」や「できるかどうか未定」と答えていることが分かった。この理由は国民健康保険加入者への指導で手一杯の為と考えられる。保健指導以前に腹囲や血糖値などを計測する特定健診自体についても44%の国民健康保険が「サラリーマンの扶養家族分は未定」とした。

このように保健指導の充実を目指す施策が進んでいる一方、保健師不足が問題となっているのが現状である。また、助産師は医師の立ち会いがなくても助産師のみで分娩を扱える為、助産所を開業することもできるが、緊急時に対応する医師がいなければ助産師だけでは安全性が確保できないという理由から助産所を開業する助産師が少なく、更に、産婦人科医が不足している現状から「出産難民」が問題化している。但し、医師の診療の一部を助産師がケアする「助産師外来」を導入するなどの対策を行う医療機関が増加していることも事実である。

看護師についても保健師や助産師と同様に人材不足が深刻な問題となっている。看護師不足は離職退職が多い為でもあるが、主な原因はより手厚い看護を行う為に看護師配置基準の見直しが

なされたからである。この見直し以前は患者 10 人に対し看護師 1 人の配置であったが、2006 年 4 月から患者 7 人に対して看護師 1 人の配置へと基準が見直された。その配置基準が満たされると診療報酬が高くなることになり、各病院・医療機関では看護師の一層の争奪戦が生じ、看護師不足に拍車がかかったのだ。しかし、看護の充実という観点からは一人一人に対する看護が手厚くなったことも事実である。

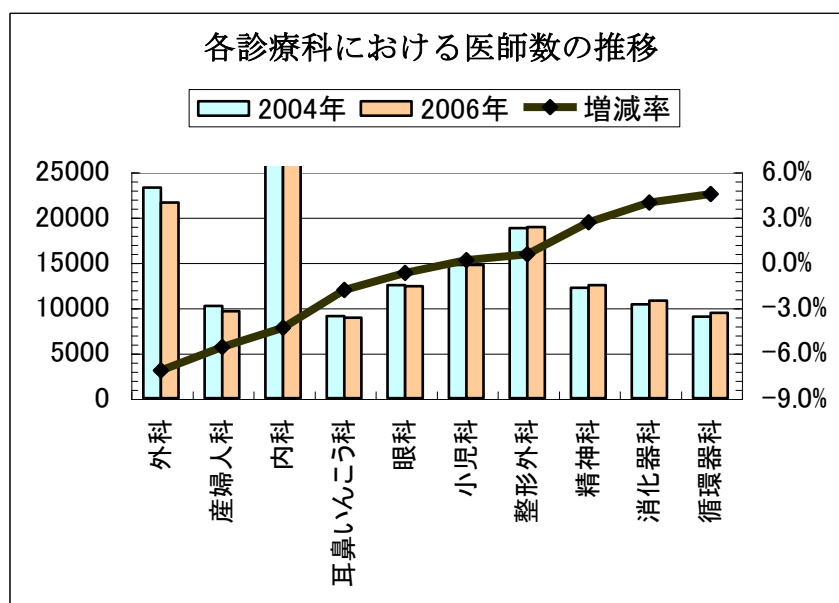
2 章 産婦人科で起きた医療関連事故

この章では産婦人科医の減少理由について、その理由の一つである訴訟事件について述べていく。また、産婦人科医減少の理由として訴訟リスクが高いことが挙げられているが、実際にどのような事件が起こっているのかについて、民事事件の「横浜市堀病院事件」、刑事事件の「福島県立大野病院事件」それぞれの事件の具体例を挙げて述べていく。

2.1 節 産婦人科医減少の理由

厚生労働省は産婦人科の医療施設は全国で 6398 ヲ所、産婦人科医師は 1 万 594 人と公表していた。しかし、この数値に疑問を持った産婦人科学会が独自に調べてみると、厚労省発表の数値の施設数が半分・医師数は 4 分の 3 に過ぎなかった。つまり、一つの地方自治体に産婦人科医療施設は一つまたは設置されてない所が殆どであり、産婦人科医も一施設に二人または一人しか配置されていないのである。

ここで下記のグラフをもとに医師の推移を説明する。



医療施設従事医師・歯科医師数の年次推移，施設の種別・性・診療科名（主たる）別
厚生労働省

2004 年の全国の医師数は 249,574 人であった。これに対し、2006 年の医師数は 256,668 人と医師数自体を見る限りは医師不足とは言えない。しかし、各診療科毎の推移をみると、内科・外科・産婦人科・耳鼻いんこう科の医師数は減少している。この中で、産婦人科を希望する医師が減っている大きな理由の一つに産婦人科は他に比べて訴訟リスクが高いということが挙げられている。平成 15 年の 1 年間だけで約 1 割の大学関連病院が分娩を止め、産婦人科の看板を掲げている病院

の3割、そして、産婦人科医院の5割がお産を扱わず、検診や婦人科・女性診療科となっている。また、産婦人科医師の4割が60歳以上と高齢化しており、産婦人科医院の廃院が相次いでいる。病院での安全な出産は産婦人科医5人以上が必要とされているが、5人以上の産科医がいる病院は全国で334か所、10人以上は98か所しかないのが現状である。厚生労働省は「産婦人科医の当直は月17回、休みは年50日」と報告しているが、産科医が一人ならば毎日が当直となってしまう。このような状況に至った要因は、昼夜を問わぬ分娩や手術への立会い、逆子や胎盤癒着、妊娠中毒症による子癇発作などの重症患者の受け入れなどで勤務が過酷であることが挙げられる。

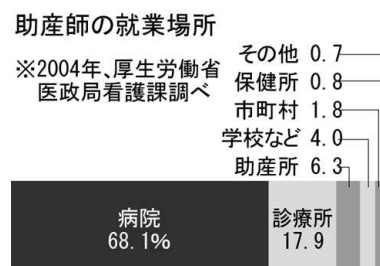
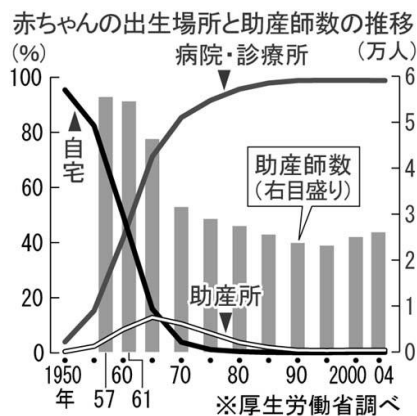
産科医師数は医師全体の約5%であるにも拘らず、訴訟件数は全体の約12%を占めるという高い訴訟率であることにより、医学生産婦人科離れなどが続いていることも要因である。特に、訴訟面では示談・民事の損害賠償額は高額で医師賠償責任保険を圧迫している。患者は病院と主治医を訴える場合があり、特に子供が脳性マヒになるなど重度の障害を負うと訴訟額は1億円を超すと言われる。そこで、次節では産婦人科医療事故について具体的な過去の事例を挙げて述べていく。

2.2 節 横浜市堀病院事件

「出産数日本一」を誇る産婦人科病院横浜市堀病院で、看護師らが助産行為を行ったとして警察に摘発された。子宮口の状態などを触診する内診は医師か助産師が行うことが法律で決められているにも拘らず、助産師不足を理由に看護師に任せる医師が少なくないことが事件の背景にある。横浜市の「堀病院」が看護師らに助産行為をさせていた事件は起訴猶予となったが、関係者間で問題の解決を図ることが求められている。

横浜地検は当初、堀病院では違法状態が常態化していたことから「組織的に行われており、悪質」として、元院長ら全員について刑事責任を問うことを検討していた。しかし、容疑となった看護師らの内診行為について、厚生労働省や日本産婦人科医会が議論を進めており、「一般予防の見地からすると処罰は相当でなく、母体や胎児に危険を及ぼすことも証拠上認められない」として、嫌疑はあっても刑事罰を科すほどではないと最終的な判断をした。先に述べたように、保健師助産師看護師法は「助産」を行えるのは医師と助産師だけと定めている。

ここで問題となるのは助産が看護行為（診療の補助）であるのか否かである。厚生労働省は2002年と2004年に、「内診は助産に当たり、看護師は出来ない」と通知した。しかし、日本産婦人科医会は、「内診は看護師にもできる『診療の補助』に当たる」と解釈していた。この互いの理解の相違が原因で、看護師による内診は堀病院だけでなく、全国の多くの個人開業の産婦人科で行われていた。これには歴史的な背景がある。



YOMIURI ONLINE：医療と介護
読売新聞

1950年代までお産の場所は自宅が主流で、その介助は助産師が行っていた。その後、お産の場

が自宅から医療機関に移っていった過程で、産婦人科では助産師を雇う代わりに「産科看護研修学院」という独自の研修機関を作って看護師らに研修を受けさせ、その多くは内診なども担当させてきたとされる。この為、全国の助産師数は2004年に約2万6000人と1950年代の半分以下になり、しかも、その7割は病院（病床数20以上）に集中している。これに対し、お産の半数近くは主に開業医が営む小規模な診療所（病床数19以下）で行われているにも拘らず、診療所に勤める助産師は全体の2割以下に過ぎない（上記図参照）。これは、人員の多い大病院と比べると労働条件が厳しく、責任も重いからと考えられている。

2.3 節 福島県立大野病院事件

2004年12月17日、福島県立大野病院で妊娠37週の県内の女性に対する帝王切開手術で、子宮に癒着した女性の胎盤をはがして大量出血を引き起こし、約4時間後に失血死するという事故が起こった。女性は出産後に子宮の収縮に伴って通常は自然にはがれる胎盤の一部が子宮と癒着する特殊な疾患ではあったが、医師が手やクーパーと呼ばれる手術用ハサミを使って胎盤をはがした後、女性は大量出血で死亡したと起訴状では述べられている。また、死体検案で異状を認めたにも拘らず24時間以内に警察に届け出なかったとして医師法違反にも問われた。無罪を主張する被告は「精いっぱいのことをしたが悪い結果になり、一医師として非常に悲しく悔しい思い。再び医師として働かせて頂けるのであれば、地域医療の一端を担いたい」と述べている。これに対して、弁護側は最終弁論において被告の起訴が医師の産科離れを加速させたとの指摘に触れ、「お産難民という言葉さえ生まれた実態が生じたのは、わが国の医療水準を超える注意義務を課した為」と批判した。

公判で争点となったのは子宮に癒着した胎盤をはがす際の出血が死亡するほどのものかを予測できたかという予見可能性と死に至るほどの大量出血を回避する注意義務であった。検察側は予見可能性と注意義務がともにあったと主張し、弁護側は「判断は妥当で標準的な医療」であり、医師法違反については「院長の判断」と反論した。争点となった手術中の出血量についても検察側ははく離との因果関係を指摘するが、弁護側は大量出血の要因も手術中に別の疾患を発症した可能性を示唆した。結審を迎えた日、初公判から傍聴を続けていた女性の遺族3人が意見陳述に立ち、無念と医師に責任を求める決意を改めて述べた。陳述に立った女性の夫は『天国と地獄』という言葉で心境を語った。夫が繰り返したのは「責任」という言葉であり、柔らかい語り口ながら激しい言葉使いで医師を非難した。また、父親は「医師不足問題と今回の問題も別問題だ。患者に安心と安全を与える医療を実現してほしい」と述べた。妊婦は健康な状態で入院する。この点が病気やけがで入院する人と決定的な違いである。その状況で分娩中に何かが起こると生まれた子どもに脳性まひなどの障害が残ったり、母体に危険が及ぶのである。

医師が決めた治療方針の結果として起きた事故の過失責任がどこまで問われるのかを争点にした裁判は2008年5月16日に福島地裁で結審され、2008年8月20日に福島地裁で被告に無罪判決が言い渡された。今回の裁判では胎盤をはがすはく離を被告が続けた判断の是非が最大の争点となった。検察側は癒着を認識した時点でははく離を中止して子宮摘出に移るべきだったと主張しているのに対し、弁護側は最後まではがす方が子宮収縮による止血ができたとして反論した。裁判長は標準的な医療措置と妥当性を認め、無罪判決を言い渡した。

このような事件が産婦人科では起きやすい為に産婦人科を希望する医師が減っている。そして、この事件を起源に分娩予約を中止する病院が増加したことも事実である。従って、このような医療事件を減らす為にはお産のリスクへの万全の対策を行い、産婦人科医を十分に確保し労働時間を見直すことが必要なのである。

3 章 出産難民

出産難民とは、希望地域での出産施設（またはその予約枠）が見つからない妊娠中の女性たちのことを指す。現在、出産難民が社会問題となっている。そこで、この章では出産難民への対策としてどのようなことが行われているかについて、日本産婦人科学会・全日本民主医療機関連合会の具体策や政治家の考えについて取り上げていく。また、出産難民の要因でもある産婦人科医不足に拍車をかけた 2004 年度から始まった臨床研修必修化および実際に福岡県で行われている「周産期医療体制」について述べていくことにする。

3.1 節 出産難民の起源

2.1 節で述べたように、医師数自体を見る限りには医師不足とは言えないが、産婦人科医のみの医師数を見る限りには医師不足と言わざるを得ない。そして、産婦人科医不足の理由としては、前述のように産婦人科は他の科に比べ訴訟リスクが高く、その他にも労働環境が劣悪などの理由により産婦人科医を目指す人材が減少していることに帰される。また、体力的に過酷な産科は男性向きだと考えられていたが、男性産婦人科医を嫌う患者も多いことや出産にあたって男子医学生の立ち合いが嫌われる為に男性が産科医を目指さなくなる風潮が生まれたことも事実である。

しかしながら、この産婦人科医不足に拍車をかけた大きな要因は 2004 年度から始まった臨床研修必修化である。2004 年度以前は免許を取得した研修医は、努力義務として大学病院の医局に残り、診療や研究業務を支えてきたが、2004 年度に臨床研修が必修化されてからは 4 割から 5 割が一般病院で研修を受けるようになった。研修先を自由に選べるようになった結果、研修医は都市部へ集中し、地方の病院数および患者数に対して医師数は決定的に不足した。さらに、研修医のアルバイトが禁じられることで夜間および休日の当直業務を行う医師の確保が非常に困難となったり、労働力としての研修医を多く抱えることのできなくなった大学病院が人手確保の為に関連病院へ派遣した医師を引き上げ始め、関連病院への医師派遣を継続できず、人口過疎地では医療そのものが成り立たなくなるなどの問題も起こり始めている。

誰もが産婦人科医の管理下で医学的に安全な分娩をすることは困難な状況になりつつある為、新聞などでも自宅から最も近い産科まで数時間の通院時間を要し、公立病院での出産が抽選となったり、また、分娩予約が予定日の 6 ヶ月前になるなどの状況にある妊婦を「出産難民」として採り上げ報道するようになった。

3.2 節 周産期医療に対する各々の主張

周産期とは妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念を言い、この時期に母体・胎児・新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るのが周産期医療である。周産期医療には、妊娠の異常、分娩期の異常、胎児・新生児の異常に適切に対処する為に産科医と小児科医が協力して、その他の医療スタッフとの連携医療が必要な高度専門医療施設が必要となる。集中治療が必要となるハイリスク妊娠・分娩には、いつどこで生まれても最適な医療が受けられる周産期医療体制が必要である。そこで、当事者である日本産婦人科学会、地域住民と医療従事者による民主的な医療機関の連合会として 1953 年に結成された全日本民主医療機関連合会、政治の立場として社会民主党、それぞれの立場における周産期医療に対する主張を以下に述べていく。

はじめに、日本産婦人科学会は周産期医療提供体制の危機的状況を打開する為、政府は産科・小児科診療に従事している勤務医の負担を軽減し、待遇を改善することを明確に示し、また、都道府県は各病院が現場の医師の勤務条件改善と適正な報酬の支給を講じるように指導ならびに誘導を行うべきであると声明として掲げている。また、地域で高次周産期医療を提供している病院は、診療報酬改定における重点的評価という形で今回その国家的な必要性が確認された地域周産

期医療の緊急的確保の為、周産期医療に従事する現場の産婦人科医・新生児科医・麻酔科医の勤務条件の改善に努めると共に救急対応への適正な報酬（「時間外救急対応手当」「時間外手術手当」「時間外分娩対応手当」「時間外緊急処置手当」等）を支給するべきであると主張している。更に、報道機関ならびに国民は、生命と健康を守る為に現場で懸命に働いている医師・医療スタッフへの更なる支援を行うことにより今回の周産期医療提供体制を確保維持する為の施策が適切に実行されるよう監視すると共に我が国の医療体制が現在の危機を乗り越え、更に発展していく為の国民的な議論に積極的に参画すべきであると求めている。すなわち、日本産科婦人科学会は危機に瀕したわが国の周産期医療を守る為にすべての産婦人科医・医療関係者・行政当局と今後とも努力を続け、全国で行われつつある様々な取り組みに対して、個々の施策の実効性を学会の立場から科学的に検証することを通じて行政の支援を行い、一日も早い安定した周産期医療体制の確保を目指しているのである。このように、周産期医療提供体制の危機的状況を打開する為には医療機関で働く人々だけではなく、政府や国民の理解と協力が不可欠であり、これが出産難民を減らすことに繋がると期待されているのである。

次に、全日本民主医療機関連合会は、不幸にも医療事故が起こった場合に患者・家族への誠実な対応と原因究明・再発防止がなによりも重要と考えており、厚生労働省に対して「医療事故を取り扱う公正中立な第三者機関」の設置を要望している。そこでは、医療機関と患者の双方から相談を受け付ける相談窓口の設置・被害者の救済制度の創設・裁判外での紛争処理機関の設置・医療事故を調査し公開し原因究明および再発防止に役立てる機関の設置・自律した行政処分を行う機能の確立の5点を求めている。そして、早期実現の為には政府・厚労省はもとより、医療界あげて取り組みを強化しなければならないと考えている。

多くの政治政党が様々な主張を行っているが、ここでは野党の主張を取り上げることにする。社会民主党は、地域の実情を考慮せず、強引に進められている産科医療の集約化を見直すことが必要であり、「産科空白地域」の拡大を防ぐと共に「身近な地域で安心して産める場所」を国と自治体の責任で確保し、「お産難民」を無くしていくことが重要であると主張している。また、妊娠・出産・産後・育児を通して母子に密着したケアを行うことができる助産師の専門性と特性をきちんと評価することにより助産師が先頭に立って正常分娩を担えるように「助産制度」を作り変えることが必要であると国に対して求めている。更に、救急患者のたらい回しがこれ以上起きないように「周産期医療ネットワーク」と「救急搬送受け入れ体制」を早急に整備することにより周産期医療の後方支援体制を確立し、受けた医療・ケアが妊産婦本人に見えるように妊娠・分娩を健康保険適用することが必要であり、具体的な提案として、妊婦検診（14回分）と基本的な分娩費用については健康保険の自己負担分（3割）を国庫負担、本人負担の無料化を訴えている。加えて、民間損害保険を使って来年1月1日から開始する予定の「産科医療補償制度」は一旦中止し、医療の質を改善するという視点から議論をやり直すことが必要であり、医療事故の真相究明と再発防止の為に「医療事故報告システム」「医療事故調査システム」「医療事故無過失補償制度」を早急に確立することを厚生労働省に求めている。

3.3 節 今後の展望と期待

以上のように様々な立場から周産期医療に対する主張が行われているが、具体的に行われている対策として、福岡県では切迫早産や多胎妊娠などリスクの高い妊産婦や新生児に対応する為、4ヶ所の総合周産期母子医療センター（福岡大学病院、久留米大学病院、聖マリア病院、北九州市立医療センター）と3ヶ所の地域周産期母子医療センター（九州医療センター、福岡徳州会病院、飯塚病院）を中心に24時間常に高度で専門的な医療を提供できる体制の整備を進めている。これら産期母子医療センターの集中治療室の病床利用率は極めて高く、他の高度周産期医療機関に受け入れを要請せざるを得ない場合もある。2007年11月7日から産期母子医療センターなど高度

周産期医療機関相互間で受け入れを要請する際の電話連絡に要する時間を短縮し、更に、迅速な受け入れを確保する為、8ヶ所の高度周産期医療機関に医療機器への影響が少ない専用 PHS 電話機を配備し、担当医師同士を直接結ぶ「高度周産期医療ホットライン」の運用を開始している。そして、総合周産期母子医療センターは福岡大病院を除いて休日や夜間などの産科の当直医が1人しかいないことがある。また、新生児集中治療管理室（NICU）は、聖マリア病院には33床あるが、他の3センターはいずれも9床に留まっている。

こうした状況を改善しようと、福岡県は財政的な支援を行うことで2009年度には常時2人の当直医を確保すると共にNICUを計画的に最低12床まで増床、及び、勤務条件改善の為に当直手当や拘束手当など新たな勤務手当の創設や院内保育体制を充実することを決めた。現在、福岡大病院は4月から休日や時間外に呼び出しを受けた医師に“特別手当”を支給することを決めている。県内の出生数は伸びる傾向にあり、これに伴い高度な周産期医療を行うケースも増え続けている。そして、早産や多胎妊娠等のハイリスクの周産期医療の実施体制を充実する為、県は県内4か所の総合周産期母子医療センターを対象とした周産期医療対策を計画し、新年度当初予算案に関連経費約1億1400万円を計上している。

以上のような対策を政府や国民が理解し、医療機関で働く人々に協力をしていくことで周産期医療体制が充実し、母子共に安全な出産をすることが出来るように変わっていくであろう。そして、助産師・小児科医・産婦人科医の集中的育成を行い、子供たちが想像力で工夫して遊びを作り出すことの出来る遊び場であるプレーパークの全国整備および一人親家庭への支援を拡充していくことが出産難民の減少へと繋がっていくであろう。

まとめ

日本の出産に対する体制は未だ不完全である。しかし、この原因は合理化を追求する現代社会に起因するものであり、少子化が叫ばれている時代に見直すべきところは、やはり生まれてくる新しい生命に対する支援の充実ではないだろうか。出産を取り巻く本質的な問題は人間関係の希薄化であり、それが妊婦の孤立化へ繋がり、出産に対する知識が無いままに出産を迎えることにより結果的に出産難民となってしまう。よって、出産に不安を抱える母親を一人でも減らす為に人員不足の解消や助産師への更なる援助が必要であり、誰もが「人事」と思わず、政府や国民および医療機関等、それぞれの人々がネットワークを繋ぎ、互いに助けあい理解し合う社会を創り上げていくことが大切である。また、私達の認識として、「妊婦のタライ回し」において病院側に問題があるといった報道に流されている側面があることも事実であり、一方、「医師不足」という言葉に危機感を感じていることも事実である。しかし、私達は医師不足の現実を知りながらも限られた医師数に見合わない医療を医師たちに求めているのではないだろうか。今後、出産難民を減らす為にはまず私達が医療現場の現状を自らの問題として熟知・理解するべきであり、その上で国という大きな組織に任せるのではなく、市町村や都道府県などの小さな組織で施策を始めることが重要なのである。

育児における保護者のニーズと 現代社会の実情について

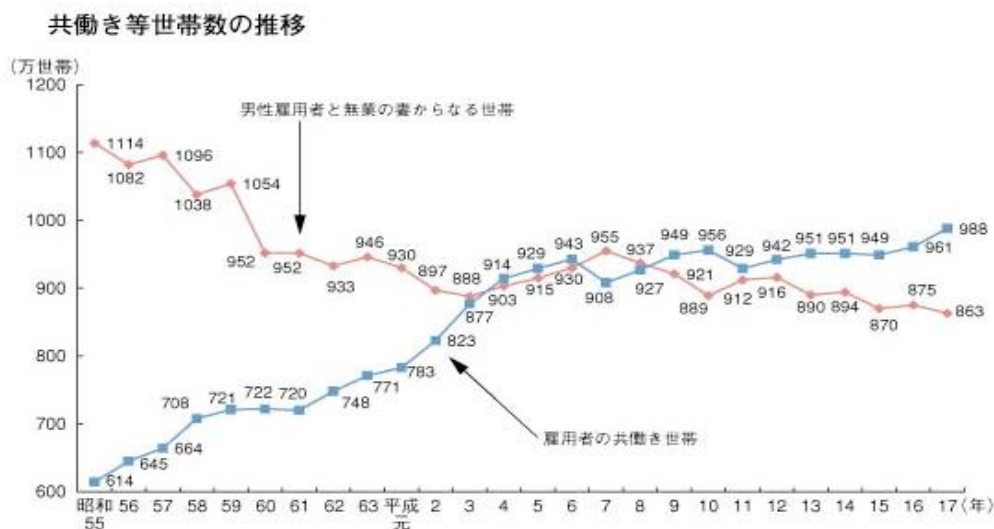
世利 依子 田中 理恵
中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

子どもを持つ親の誰もが『我が子を自分の手で大切に育てたい』と思うであろう。しかし、現代では女性の社会進出を含めて共働きをする家庭が多く、子どもと一緒に過ごす時間や教育に費やす時間が減少し、保護者の力だけでは育児に専念出来ない状況となっている。このような保護者の実態に應える為、幼稚園・保育所・企業託児所等の様々な保育施設および産休・育児休業制度等の育児サービスが提供・活用され、加えて、最近では幼保一元化の動きが強まり、認定子ども園等の新しい施設も誕生することにより、保護者は多くの人々の援助によって育児と仕事を両立できる環境が整いはじめていると考えられている。しかしながら、施設利用条件や待機児童等、日本の保育には多くの問題が残っており、保護者の本当のニーズには応えられていないのが現状なのである。そこで、本研究では日本のみならず諸外国の保育の現状にも目を向け、制度やサービスの違いを捉えることにより、日本の保育施設や企業の育児サービスの現状を見つめ直しながら、現代を生きる保護者のニーズと実情について考察していく。

1 章 保育施設の現状

近年、女性の社会進出の拡大・都市化・核家族化などを背景として保護者の勤務状況が変わりつつある。以下の図で表すように年々共働きの世帯が増え、母親が専業主婦の家庭は減少している。子育ての不安を抱えながらも職に就かなければならない家庭が多く存在するのがこの社会の現状である。また、少子化が進む中で子ども達の育ちにとって必要な同年齢の仲間と遊ぶ機会の減少や地域の人々との交流の機会の減少などが挙げられ、幼稚園や保育園または小学校等の育児における施設に求められる保護者のニーズが多様化してきた。そこで、この章では現代社会の抱える保育施設の問題として取り上げられることを明らかにしていく。



内閣府男女共同参画局

お問い合わせ先：〒814-0198 福岡市城南区別府 5 丁目 7-1 中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治研究室 mail:hashimot@nakamura-u.ac.jp

1.1 節 幼稚園・保育園の現状

育児において最も密接に関わっている施設として、まず最初に幼稚園・保育園が挙げられる。現状において乳幼児を我が子に持つ保護者も幼稚園や保育園に対する不安や期待を少なからず持っている事だろう。そこでこの節では現在幼稚園や保育園はどのような保育サービスを提供しているのかについて考えていく。

保育所への入所（条件）と待機児童の関連において、どの保育所に入所するかは、児童福祉法が 1997 年に改正されたことにより保護者が市町村に入所を希望する保育所を明記した申込書を提出することになっている。以前は市町村が決定していたことを考えると、保護者が我が子の通う保育所を決める自由を得る事が出来た事は、保護者の基本的なニーズに応えているといえる。しかし、現状として入所申請の握りつぶし、つまり、決定や却下もしないで保留とすることが公然として行われているなど申請権は必ずしも確立されているとは言えない。そして、定員などの都合により市町村内のどの保育所も入所する事が出来ない場合、乳幼児は待機児童となっているのが現状である。また、延長保育と保護者の勤務状況については、保護者の就労形態が多様化（例えば、深夜勤務やパート就労の増大）や少子化・核家族化などに伴う同年代や異年齢の仲間と遊ぶ場や機会の減少、地域の人々との交流の機会の減少などにより、延長保育や預かり保育の必要性が高まっている。保育所は厚生労働省の指針により、1 日の内 11 時間児童を預かるのが原則となっているが、半数以上の保育所がサービスを実施しているものの、例えば、休日の保育を希望する場合や保護者が病気等にかかり育児が困難な場合など様々な保護者の声に応えきれていない。よって、ベビーホテルや認可外保育所に預けることになってしまうのが現状である。さらに、保育（教育）内容と保護者の期待として保育所は単なる託児所の延長としてではなく、教育機関としての価値を問われている。その中で、保育所でも 0 歳児の排泄や食事等といった生活のリズムを整える目的や運動機能、絵画造形、音楽に親しむ事など小学校低学年で行われている教育に匹敵する事が求められている。

これに対して、幼稚園の現状としては保育園とは異なり、基本的に 3 歳から小学校入学前までの子どもを対象としている。開園時間も午前中のみとなっており、遅くても午後 2 時前後には終了しているのが通常である。しかし、最近では共働き世帯が年々増加し、保育時間の長い保育所の利用者が満員で待機児童が溢れている反面、幼稚園では定員割れが出てくるまでになった。そこで、殆どの幼稚園は共働き世帯のニーズに応える為に午後 5 時前後まで預かる「預かり保育」を園が実施している。

このように、保育所や幼稚園に求める保護者ニーズは多様化し、行政での対応では不十分となっている。また、地域のサービスやボランティアがあるものの、地域で保育サービス格差が広がりがつつあるのが現状である。

1.2 節 認定子ども園への推移

幼稚園・保育所は、元々対象とする利用者の年齢層が重複していること、また、保育ニーズの多様化や経費削減などの面から現在は幼稚園と保育所の統合「幼保一体化」が言われており、施設を共有したり催しを共催したりしている。そこで、認定子ども園という新しい施設ができた。これは、幼児教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設であり、幼稚園・保育所等のうち就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うといった機能を備え、認定基準を満たす施設は都道府県知事から「認定子ども園」の認可を受けることができる。認定子ども園の制度化の背景としては、現在の保育所・幼稚園の利用対象が保護者の就労の有無が関係している為、保育所の待機児童が増加している一方、幼稚園の利用児童は 10 年で 10 万人も減少したことや少子化が進む中、保育所・幼稚園が別々では子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化していることなどが挙げられる。この為、認定子ども園は様々なニーズに対応する

べく4つのタイプに分けられている。

1つ目に「幼保連携型」がある。これは、認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定子ども園としての機能を果たすタイプである。2つ目の「幼稚園型」は認可幼稚園が保育に欠ける子どもの為の保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定子ども園としての機能を果たすタイプである。3つ目は認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど幼稚園的な機能を備えることで認定子ども園としての機能を果たす「保育所型」、最後に、「地方裁量型」という幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定子ども園として必要な機能を果たすタイプがある。しかし、認定子ども園には様々な問題が生じている。

本来、幼稚園と保育園には運営上非常に調整の難しい差異がある。例えば、教室的発想を持った幼稚園の保育室と生活の場としての保育園の保育室といった施設設備の違い、カリキュラムの保育内容・保育活動の違い、また、保育組織・保育時間・保育料の違いや園児募集の条件の違い等が挙げられる。それだけでなく、教育の場である幼稚園に必要な幼稚園教諭の人数と生活の場である保育所に必要な保育士の人数には違いがある。認定こども園の職員配置は、0歳から2歳までが保育所と同様の体制、3歳から5歳までは学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制をとっている。例えば、3歳以上の児童で幼稚園と同様に1日4時間程度で利用する児童には35人に1人以上の職員がつく。しかし、3歳以上で4歳に満たない児童で保育園と同様に、1日に8時間程度利用する児童には20人に1人以上の職員が付くことになっている。しかし、長時間の集団生活を余儀なくされている保育園児にとって現行の最低基準では満足な保育を提供することが出来ないのが現状である。

1.3 節 学童保育の取り組み

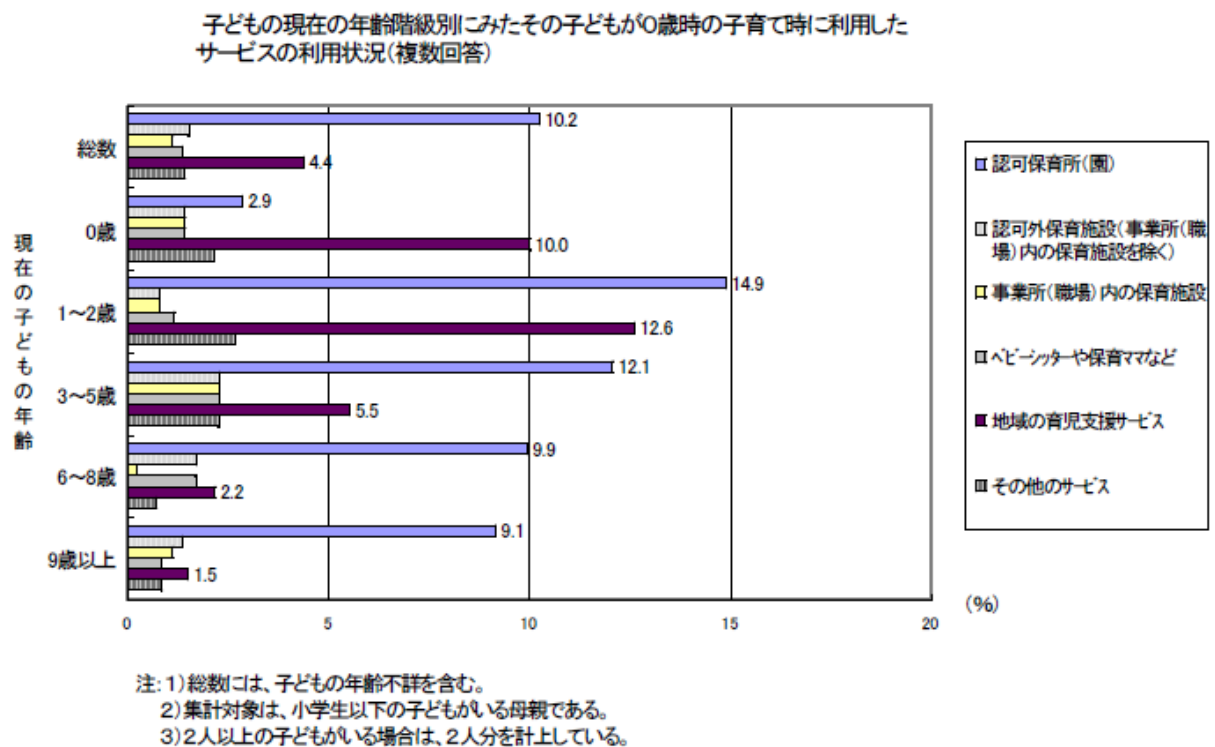
育児に関わる保育事業として幼児だけでなく児童を対象とし、現代社会が取り組んでいるのが学童保育である。学童保育とは、日本において保護者が労働等により昼間に家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中に保護者に代わって行う保育を指している。戦前より共働きの家庭や一人親家族の増加、女性の社会進出や核家族化の進行により幼稚園や保育園だけでなく小学校でも学校外における教育の受け皿として新たな保育需要が高まる中、学童保育は保護者の代わりに指導員や学年の異なる大勢の友達と時を過ごすなどその多くは一般の家庭と変わらない生活・活動をしている。また、構成している児童や指導員がずっと変わらないことで児童の安心感も大きく、第二の家庭としての役割も担っている場合もあり、子ども達にとって学童保育とは大きな役割を持ち、保護者のニーズも多くなっている。しかし、事業基盤が不安定であり運営基準の明確化・財政基盤の安定化・指導員の身分の安定化、さらに、待機児童の問題も今後の課題として残っている現状である。

保護者ニーズの一例として、学童保育は高学年の児童は利用が出来ないということが挙げられる。今現在、児童福祉法 第六条の二 第12項では放課後児童健全育成事業（学童保育）とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、かつ、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいうことと示している。但し、高学年と低学年の子を持つ保護者にとって十歳以上の児童は利用できないことは大きな不満の1つだ。

共働き家庭や一人親家庭が増加する中で、学童保育の必要性が見直され、国や地方自治体も設置に動き、入所する児童も急増しているが未だ間に合っておらず、学童保育の設置が一カ所もない市町村は約三割に及んでおり、小学校数と比較した学童保育の設置率は六割にも届かない。1997年に改正児童福祉法が成立し、学童保育が法制化されたのにも拘らず、まだ歴史が浅い為に多くの保護者ニーズに応えきれていないのが現状である。

2 章 企業や育児サービスにおける現状

小学生以下の子どもがいる母親に、その子が「0 歳時」「1・2 歳時」「3 歳～小学校入学前時」に利用した子育て支援などの育児サービスについて平成 15 年に厚生労働省が行った調査によると、子どもが 0 歳の時の利用状況では認可保育所が 10.2%と最も高く、次に地域の育児サービスが 4.4%となった。また、子どもの年齢別では 1・2 歳が最も多く、年齢が高いほど利用率は低下している。このことは、近年「0 歳児保育」や「地域の育児支援・育児サービス」の利用が増加傾向にあることが窺える。そこで、この章では様々な育児サービスについて調査し、その現状を見ていく。

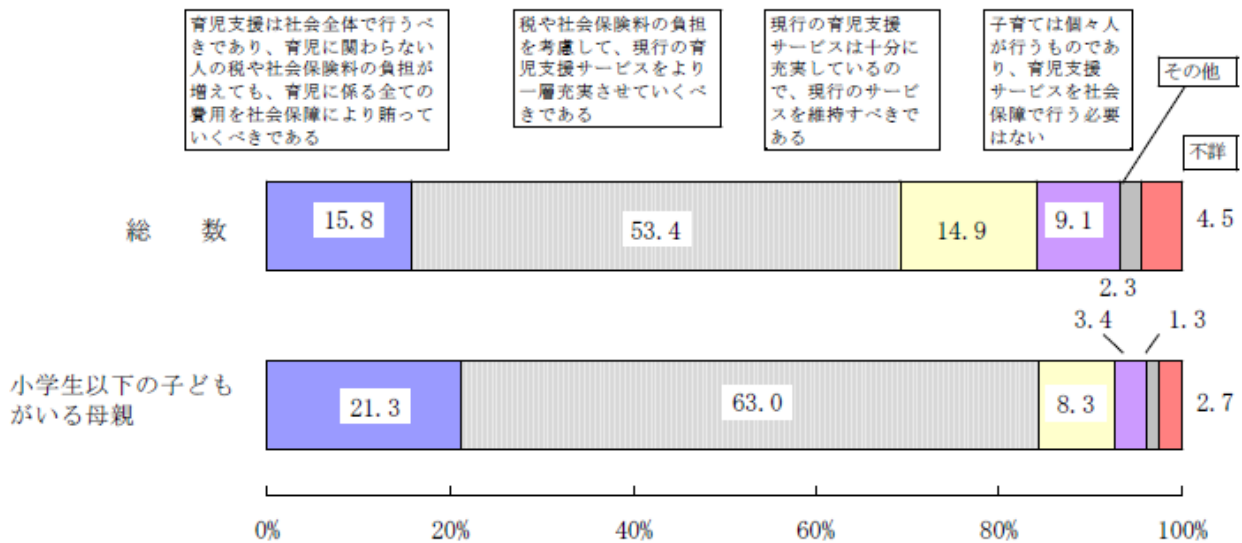


平成15年社会保障に関する公私機能分担調査報告書
厚生労働省政策統括官付政策評価官室

2.1 節 産休と育児休業の現状

産休とは産前産後休業のことであり、妊産婦が母体保護の為に出産前及び出産後において取る休業の期間である。産前の休業については、労働基準法 65 条 1 項により使用者は 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない期間であると示している。そして、産後の休業については労働基準法 65 条 2 項より産後 8 週間を経過しない女性を就業させる事が出来ない期間である。但し、同項但書により産後 6 週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障はないと認めた業務に就かせるのは差し支えないとされている。この場合の「出産」には妊娠第 4 月以降の流産、早産及び人工妊娠中絶、並びに死産の場合も含む。また、同法 19 条 1 項よりどちらの休業においても雇用者は休業期間中とその後 30 日間は当該労働者を解雇してはならないと示されており、違反した場合は 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられる。産休は正規雇用の者だけでなくパートタイマーなどであっても請求すれば取得することが出来、仕事を抱えながらも子どもを持ちたい女性にとって必要な制度の 1 つである。但し、産休を取得する際の問題

育児支援サービスのあり方



平成15年社会保障に関する公私機能分担調査報告書
厚生労働省政策統括官付政策評価官室

点は休業期間中の賃金の支払いについてである。これは、労働法に規定が無くそれぞれの労働契約の内容や労使で話し合っ決めてられているか、ほとんどが支給されず、支給されたとしても減額されているのが現状である。そこで、この問題を解消する為に健康保険法の保険給付である「出産育児一時金」が平成18年10月より出され、「出産手当金」が平成19年4月より改正された。出産手当金とは産休中に会社から支給されない、または、減額された場合に産前の[標準報酬額]×(2/3)×[産休日数分]を限度に支給される制度であり、出産育児一時金とは子ども1人につき35万円支給される制度である。しかし、どちらも健康保険に1年以上継続している被保険者であることが条件となっており、会社の保険が国民健康保険の場合受け取る事が出来ない(夫の健康保険加入も不可)という問題点も含んでいる。さらに、2007年の4月以降に退職後の出産手当金が廃止され賃金について厳しい状態となっている。

これに対して、育児休業とは子を養育する労働者が法律に基づいて取得出来る休業であり、産休と違って取得する者の男女は問わない。また、子が実子であるか養子であるかも問わず、家族等で世話の可能な者がいてもそれに関係なく取得可能である。期間としては、子が1歳に達する日までの間で労働者が申請した期間を基本とし、保育所に入所希望だが入所出来ない場合や養育する予定であった配偶者等が死亡、疾病の事情により子を養育する事が困難になった場合は子が1年6ヶ月に達するまでの間となっている。つまり、基本的に育児休業は1歳に満たない子を養育する者が対象である。また、育児休業を取得するには同一事業主に引き続き1年以上雇用されている事、子が1歳に達する日を越えて引き続き雇用される事が見込まれる事が条件とされる。但し、規定として育児休業中に解雇やその他不利益な取り扱いをしてはならないことや小学校就学前の子を養育の為に休業を請求した場合には勤務時間の短縮などの措置がとられるようになっている。しかし、産休と同じように期間中の賃金についての規定が無く、給与は支給されないか減額されているかのどちらかである。それを補うものとして育児休業給付制度があり、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の支給を受ける事が出来る。基本給付金は休業開始前の30%、職場復帰給付金は休業開始前の10%の相当額が支給されるがどちらも支給条件があり取得の困難な者が多くいるのが現状である。

産休においても育児休業においても一見制度が充実しているように見えるが、実際はそうではない。休業した為に会社の業績があがっていない・技能が低下している、あるいは、就労していた人と比較して技能が向上していないなどの実質的遅れを指摘されることで、会社に居辛くなり退職を考える人や2人目の出産を悩んでいる人も大勢存在する。現状として、労働政策研究・研修機構が2007年2月に公表した「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査」によると、育児休業制度を利用した男性社員が過去3年間で1人もいないということが明らかになっている。このように、様々な制度の充実とは反して十分に活用出来ていないのが現状なのである。

2.2 節 託児所

託児所とは、親が働きにでている間、乳幼児を預かって子どもの世話をするところで、無認可保育所のことである。認可保育所は仕事に就いていることが利用する為の条件になっているが、託児所にはその規制はなく、仕事以外で子どもを預ける必要がある場合でも利用ができる施設である。例えば、保護者の買い物や習い事の一時だけ子どもを預けることが出来、金額も15分単位や30分単位という短い時間で設定され、料金も手ごろなので利用者にとってはとても便利な施設である。託児所は無認可の施設ではあるが、保育室・遊戯室・調理室の設置や面積などの「児童福祉施設最低基準」の一部が満たないだけで多くの託児所がしっかりとした教育方針を立てて運営・保育をしている。

最近では働く女性を支援する目的で託児所を併設する企業が多くある。企業内託児所だけでなく病院内託児所など、そこで働いている人の為の託児所を設けているところが増加してきている。2006年度の内閣府の調査によると、女性の7割が第一子の出産と共に離職していることが明らかになった。そこで、政府は2007年度に働く女性が仕事と子育てを両立できるように事業所内に託児所を設けている中小企業を支援する為、施設費用を低金利で貸し出す少子化対策融資制度を創設する方針を固めた。

このように、企業や行政の託児所を重視した対応により、今後、様々なサービスや就業先を選ぶポイントとして「託児所併設」が重要なポイントの1つになることが予想されている。

2.3 節 保護者ニーズに対応する企業の育児サービス

子供を持つ世帯が求める保護者の育児サービスについて、多様化するニーズに企業が対応していく為、託児所の配置だけでなく、勤め先の就業時間・労働時間シフトの多様化、通勤時間の確保など保護者の勤務時間への配慮や低年齢児保育・延長保育・病児保育などを設けるなどのサービスが求められ、取り入れられるようになっていく。企業での育児サービスの内容は大企業ほど充実しているが、一方、満足・理解度が高いのは小規模企業である。また、「今後導入してほしい制度」として企業規模の拡大と共に「在宅勤務」「事務所内保育所」を望む声が大きくなり、規模に関わらず「育児サービス利用料の補助」のニーズは高くなっている。また、一章でも述べたように妻が出産後も共働きを続ける夫婦が増加傾向にあり、多様で利用しやすい更なる保育サービスの充実が求められている。

現代の問題として、核家族化や転勤などが理由で子育ての悩みや不安を身近に相談できる人がいない保護者も多い。企業で賄いきれない保護者ニーズに対応して地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る為、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、加えて、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした「地域子育て支援センター」が各地域に設置されている。ここではコミュニケーションの場を設け、育児についての相談、子育てサークルなどの育成・支援、ベビーシッターの情報提供などを行っている。しかし、平成5年に事業が創立されたばかりで平成15年の時点では全国に2500ヶ所の実施に留まっている。

3 章 保護者の実情

日本における保育施設としては、幼稚園・保育所・託児所などが主であり、子どもを預けられる施設が限られている。施設が少ない為にサービスの需要ばかりが増加し、延長保育・預かり保育・待機児童などの問題が浮上してきている。一方、諸外国に目を向けると、保育施設だけでなく家庭的保育が中心であり、地域でも保育に対する取り組みが行われている。

そこで、この章では両者の政策やサービスについて、良い点と問題点を見比べ、これからの日本の保育サービスを保護者の実情に対応したより良いものへと変えていく上で何が必要であるかについて考察していくことにする。

3.1 節 保育施設に求める保護者の声

現代社会において、女性の社会進出が進み、夜勤や不規則な勤務時間での労働が増加していることを1章で述べてきた。育児をしながら仕事も続けたい母親にとって保育施設選びは慎重になる。しかし、保育施設選びの相談相手がなければ情報には限界があり、また、情報が無い為に自分（保護者）の母園を選ぶ保護者もいる。勿論、母園を選ぶことは悪い訳ではないが、様々な面を含めて保育施設選びは多くの保護者を悩ませる。例えば希望の幼稚園を見つけたとしても自らの勤務状況により遅くまで預かってくれる保育園を選ばざるを得なかったり、最初は幼稚園に通わせていたが兄弟が多くなることで低年齢児を預ける為に兄弟別々の幼稚園・保育園に通わせるといった事例が存在することが実情である。

現代の深刻な問題として待機児童が挙げられ、仕事をしたいが保育所や幼稚園に空きが無く、キャンセル待ちをしているが、1年待っても園から答えが返って来ないことも珍しくは無い。少子化が進む中ではあるが、認可のある保育施設に入園させることが狭き門となり、もっと保育施設を増やして欲しいという声が上がっているのが現状である。保護者の多くは認可保育施設に子どもを入園させたいと考えているが、休日などの一時保育・緊急時の保育をして欲しいという声も増えている。そうすると一時保育を低料金で行っている無認可保育施設に預けるという手段もあるが、安全面や保育者の人数にも認可の施設と比べて条件を満たしていない部分があるので保護者の不安は募っていく一方である。

保護者の願いとして、仕事を続けたいから子供を保育所に通わせたいと同時に保育所に通わせたいから仕事を続けたいという思い、また、保育者の人数が比較的少ない無認可の施設よりもある程度多くの保育者がいていろいろな人に子どもを育て・観て欲しいという声がある。子供を持つ親にとって保育施設は親以外にしか育てられない部分を育てる重要な機会となり、よって、これからの保育施設に期待が高まっている。

3.2 節 諸外国の保育サービス

ここでは、諸外国の保育サービスの現状について見ていくことにする。前節で述べたように日本では待機児童が問題となっている。しかし、スウェーデンではこの待機児童を解消していると言われている。スウェーデンはヨーロッパの主要国で最も充実した保育サービスを提供している国のひとつであり、保育サービスは我が国の市町村に相当するコミューン（地方政府）が所管している。具体的には、5歳までの子どもでは保育所で35.2万人、家庭型保育等で約3.3万人（いずれも2003年）がそれぞれ保育サービスを受けており、これは1歳から5歳までの82%と非常に高い割合となっている。但し、スウェーデンでは0歳児保育は殆ど見られない。それは、1歳位までは育児休業の取得や短期間勤務で対応することを前提としているからである。また、個別保育として「ファミリー・デイケア」がコミューンの責任の下で実施されており、これは最寄りの場所に保育所が存在しない場合等に保育所の機能を代替する等の役割も果たしている。こう

した様々な保育サービスの充実が仕事と家庭の両立を現実的なものに行っているのである。

次に、フランスでもフルタイムで働く女性が多く、こうしたニーズに応える為に保育サービスが提供・利用されている。まず、「CRECHE」と呼ばれる3歳未満が対象の保育所がある。CRECHEには約18.2万人が入所しているが、3歳未満の人口約227万人に対する割合は8.0%に留まっており（2002年）、この保育所サービス提供体制は十分ではないと言える。この他にも一時託児所や2歳から入所できる保育学校があるが、CRECHE同様に利用割合は低調である。一方、フランスでは在宅での保育サービスが発達しており、その代表が「認定保育ママ」である。これは在宅での保育サービスを提供する者で一定の要件を備えた者を登録する制度であり、県政府への登録者数は34.2万人にも上り、この認定保育ママがフランスの保育需要の約7割を担っているとされている。認定保育ママはその利用者が雇用する形態で賃金や社会保険料を負担する。但し、この費用については「乳幼児迎え入れ手当」から6歳未満の子どもの保育費用（認定保育雇用の賃金の一部と社会保険の使用者負担等）が補助されている。このようにフランスでは家庭的な保育サービスが中心となっている。

これに対して、保育サービスの整備が低い水準に留まっているのがドイツである。保育園の定員は2002年で約19.0万人であり、3歳未満児約223.3万人の8.5%に留まっている。地域的には旧西ドイツ地域を中心に遅れており、ノルトライン・ヴェストファーレン州やバイエルン州等で保育所の利用者の割合はこの2州で2.1%と全国平均を大幅に下回っている。一方、旧東ドイツ地域では保育所の利用率は全国平均を大幅に上回っている。その背景として3歳までは育児休業があり、これを利用すれば十分という考えがあるからである。また、子どもの保育は家庭で母親が行うという考えが旧西ドイツ地域を中心に依然として強く、更に、保育料も高い為に利用者が限られること等が挙げられる。加えて、在宅保育サービスとして存在する保育ママ（ベビーシッター等）については全国的な制度として認められたものではなく、認可も資格も不要である為に実態を把握するのが困難であるが、料金が為に利用できる親は限られると言われている。そして、日本と同様にドイツにおいても幼稚園制度も存在しているが、保育は半日制となっており、給食サービスも無い場合が殆どであり、これが母親のフルタイム就業を困難にさせている現状に繋がっているのである。

イギリスもドイツと同様に保育サービスの整備が遅れていたが、近年、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」政策の一環で保育サービスの充実が図られつつある。但し、未だ供給が少ない状態にあり、現状としてはイギリスでの保育所の定員は28.5万人、個別保育者による保育の定員も30.5万人であり、これらは5歳未満の子ども約348.6万人の約17%に相当する水準に過ぎないことも事実である。

以上のように、諸外国では充実した保育サービスを提供している国や更なる改善を要する国があり、両者において様々な政策や問題点が見えてくる。しかし、形は千差万別ではあるが、保育は世界中で行われており、様々な国の苦難や創意工夫を参考にして、日本の保育サービスをより充実したものへと変えていく為に考え続けていくことが重要なのである。

まとめ

少子化と言われている中、女性の社会進出や共働きの夫婦が増加している現状にある。その結果、保育施設や保育サービスの需要は増加し、様々なニーズに応えていくことがこれからの保育に求められている。また、保育時間の延長や安心・信頼のできる保育の提供といった基本的なことから、教育機関としての価値や保育者の充実等、利用者が求める保育サービスは多様化し、利用者が子どもにとって良い保育サービスや保育施設を選択する傾向が強くなっている。しかしながら、これが待機児童問題を引き起こしていることも事実であり、利用者と子ども達が共に満足

する為の様々な対策を提供していくことがこれからの保育業界での鍵となっていくであろう。今はまだ利用者の声に応えることは難しい部分もあるが、子ども達を守る為、安心して子どもを産むことのできる社会を実現する為、当事者だけでなく国や地方自治と協力し合うことが重要であり、世界の様々な取り組みを参考にしながら、誰もが今後の保育施設や保育サービスの在り方を考え、保護者のニーズに応えることの出来るより良い保育の提供へと社会全体で努力していくことが大切なのである。

おわりに

この論文は中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 橋本弘治研究室において2008年から2011年に作成した卒業研究論文です。当研究室では卒業研究論文集を「幼児保育」と中村学園の学園祖 中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」を組み合わせ「中村学園大学短期大学部「幼花」論文集」（以下、「幼花」論文集と記す。）と名付けております。但し、これは中村学園大学短期大学部としての正規の発行物ではありません。「幼花」論文集は当研究室にて作成した卒業研究論文の論文集です。

卒業研究論文は2008年より当研究室のホームページにて概要のみを公開しておりました。また、「幼花」論文集は卒業生への配布を目的として、基本的には非公開を前提として、パスワード保護により当研究室のホームページよりリンクしておりました。但し、個別にお問い合わせを頂いた教育・研究機関の関係者にはご理解頂いた上でお渡ししております。

この度、2018年8月現在においてパスワード保護が何らかの理由で解除され、「幼花」論文集が一般公開されている事実を確認いたしました。この事実に関しまして、ホームページを公開する者として管理不行き届きがありましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまでリンク元である当研究室のホームページより論文へアクセスされた方はご理解された上でご覧いただいていると思いますが、それ以外の経路により直接論文へアクセスされた方には誤解を生じる論文集の名称であることから、この度、この文面を「幼花」論文集のすべてに追記することにいたしました。また、これまで卒業生への配布と総合演習（卒業研究）発表会での使用を前提としておりましたので、著作権表示として「中村学園大学短期大学部」と表記しておりましたが、「お問い合わせ先」と変更しております。尚、「幼花」論文集の詳細についてはリンク元である当研究室のホームページをご覧ください。

<http://www.nakamura-u.ac.jp/~hashimot/members/members.html>

「幼花」論文集は保育・幼児教育を中心として、保育者を目指す学生が真摯に取り組んだ卒業研究の成果集です。当研究室としましては、この「幼花」論文集が教育・研究をはじめとして、子ども達を取り巻く環境改善の一助となることを希望しております。

上記をご理解の上、本文をご覧くださいますようお願いいたします。

2018年8月8日
中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治